



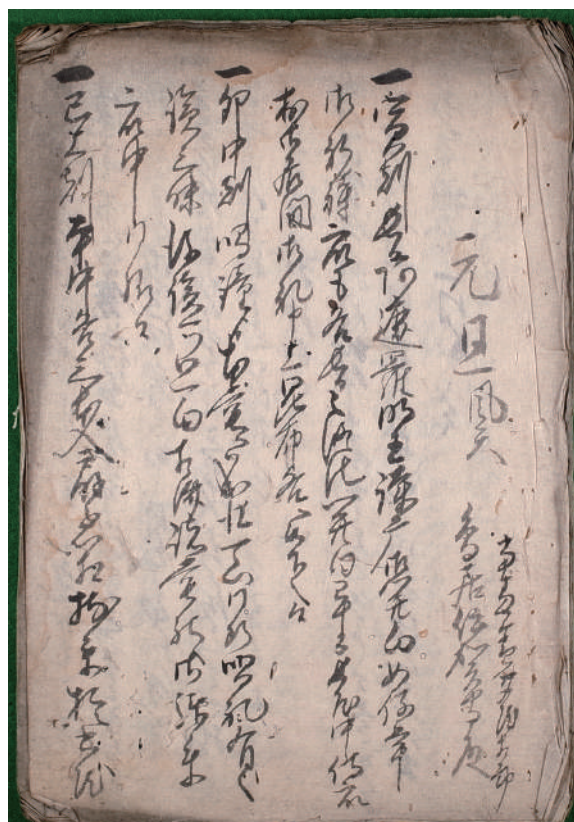
文京区文化財年報

令和5（2023）年度

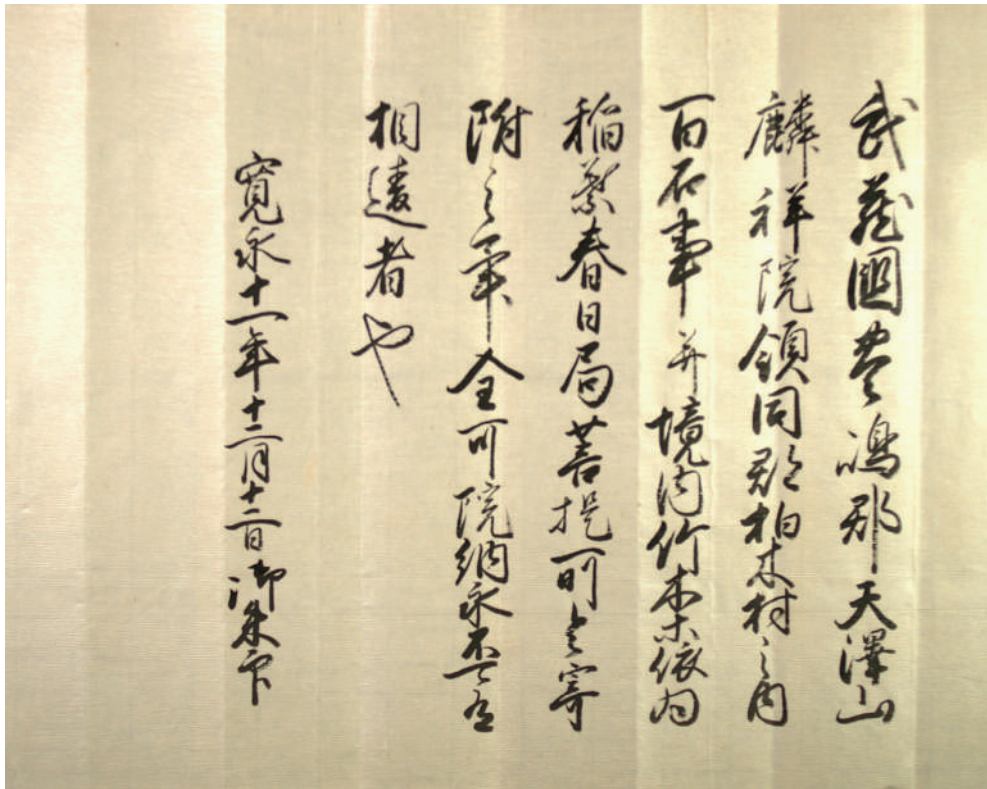
文京区教育委員会



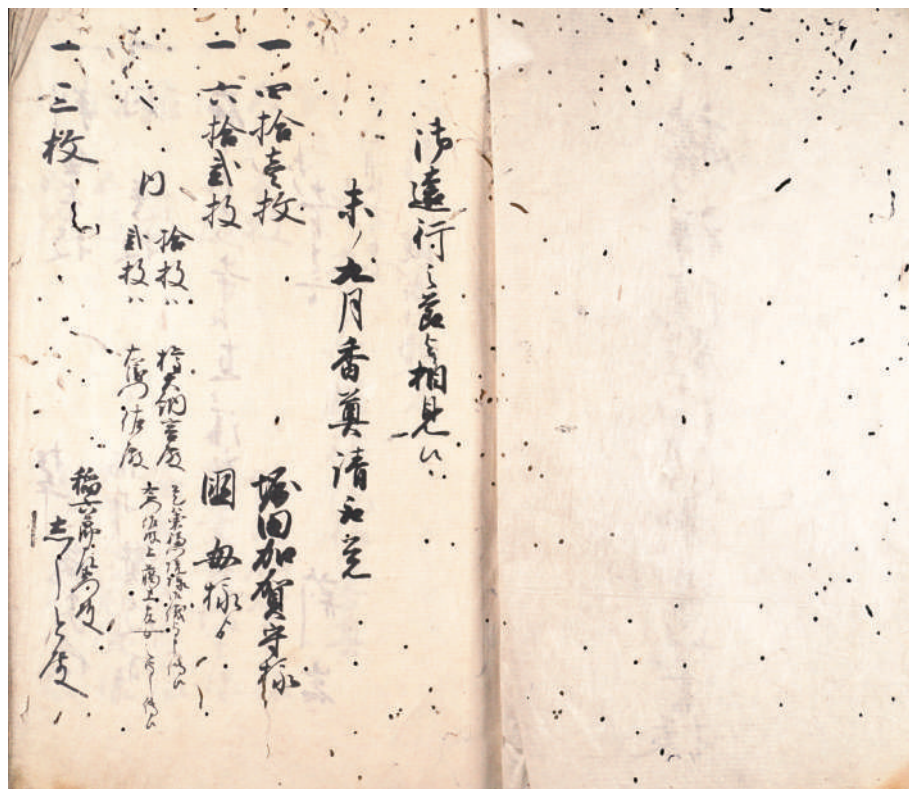
元文2年護国寺日記 本文冒頭（11丁表）



宝暦3年護国寺日記 冒頭



徳川家朱印状写（別置 03-1-1）



麟祥院殿御法事旧記書拔（B-259）

目 次

目次・例言

I 組織・予算等

1 組織	1
2 文化財保護審議会	1
3 予算・決算の状況	1

II 事業概要

1 文化財の保護・保存	
(1) 指定文化財の修理概要	2
(2) 文化財普及	3
(3) 文化財指定	3
(4) 子ども考古学教室	5
(5) 文化財講演会	5
(6) 東京文化財ウィーク	6
(7) 古文書等翻刻事業	6
(8) 共催事業	6
2 埋蔵文化財	
(1) 照会件数	8
(2) 立会調査一覧	8
(3) 試掘調査一覧	12
(4) 本格調査一覧	13
(5) 保存処理	13
(6) 調査概要報告	14
・大塚二丁目19地点（大塚町遺跡）の調査概要報告	14
・小日向二丁目11-15地点（小日向一・二丁目南遺跡）の調査概要報告	18
・西片一丁目1-15地点（菊坂町遺跡）の調査概要報告	24
・本駒込五丁目72-12地点（上富士前町遺跡）の調査概要報告	30
・西片二丁目14-2地点（西片二丁目遺跡）の調査概要報告	34
・音羽一丁目15-5・2・16-1地点（護国寺門前町遺跡）の調査概要報告	39
(7) 遺跡一覧・遺跡分布図	50

III 文京区内の文化財	54
--------------------	----

IV 図書寄贈者一覧	58
------------------	----

V 条例・基準・取扱要綱	59
--------------------	----

例 言

- ・本書は、令和5年度の文京区教育委員会教育推進部教育総務課文化財保護係の年報である。
- ・本書に掲載した埋蔵文化財試掘調査は、事業者の協力を得て行った。
- ・発掘調査等に係る資料等の保管・活用は、文京区教育委員会が行う。
- ・本書の作成に当たり、以下の機関から多大なるご協力を得た。記して感謝したい。（五十音順・敬称略）
株式会社イビソク 株式会社東京航業研究所 護国寺 独立行政法人国立科学博物館 麟祥院

I 組織・予算等

1 組織（令和6年3月31日現在）

【文化財保護所管組織】

教育長 教育推進部長
 （加藤 裕一） （新名 幸男）
 教育推進部
 教育総務課長
 （宇民 清）
 |
 文化財保護係長
 （川口 明代）
 主事
 （内藤 雄一）
 |
 文化財調査員
 （町田 聡）
 （丹野 祥枝）
 （齊藤 直美）
 （長嶋 幹也）
 （工藤 伸正）
 （竹村 恒彦）
 （伊郷 吉信）
 （千葉真由美）
 （柳澤 愈）
 （佐野 和子）

2 文化財保護審議会

(1) 委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

氏名	専門	現職
◎谷川 章雄	考 古	早稲田大学教授
○藤井英二郎	庭 園	千葉大学名誉教授
佐藤 信	史 跡	東京大学名誉教授
内田 青蔵	建 造 物	神奈川大学特任教授
副島 弘道	美術工芸	大正大学名誉教授
岩淵 令治	古 文 書	学習院女子大学教授
山崎 祐子	民 俗	(一財)宮本記念財団理事

◎：会長 ○：副会長

(2) 開催状況

《第1回》

令和5年6月28日（水）

場 所 教育委員会室（オンライン併用）

審議事項 文京区指定文化財の追加指定について
 （諮問）

《第2回》

令和5年9月27日（水）

場 所 護国寺

審議事項 文京区指定文化財の追加指定について
 （現物視察）

《第3回》

令和5年11月8日（水）

場 所 教育委員会室（オンライン併用）

審議事項 文京区指定文化財の追加指定について
 （審議）

《第4回》

令和6年1月17日（水）

場 所 教育委員会室（オンライン併用）

審議事項 文京区指定文化財の追加指定について
 （建議）

3 予算・決算の状況

事業名	予算額	決算額
文化財調査員報酬等 （文化財調査員報酬、 活動旅費等）	29,909,410	29,853,085
文化財保護審議会運営 （委員報酬等）	697,000	594,434
指定文化財保護・保存 助成（指定文化財等の 整備・保護育成等）	20,469,000	19,002,394
文化財調査及び保存 （区内史跡・文化財等 の調査・記録）	1,950,224	1,713,755
埋蔵文化財調査 （埋蔵文化財包蔵地等 の調査）	8,804,370	6,557,239
埋蔵文化財保管 （収蔵庫の維持管理等）	6,190,387	5,132,689
文化財標示板管理 （文化財標示板、坂道 標示板の設置、維持 管理）	1,570,000	1,292,500
考古学教室 （子ども考古学教室）	115,000	85,508
文化財収蔵庫改修 （文化財収蔵庫の改修 工事等）	30,135,000	23,543,014

（単位：円）

Ⅱ 事業概要

1 文化財の保護・保存

(1) 指定文化財の修理概要

平成3年度より、区指定文化財の所有者・管理者に対して、指定文化財の保存修理事業に係る助成や文化財保護保存を奨励するため奨励金を交付している。

また、区内にある国及び東京都指定文化財に対し文化財保護保存のための修理事業に係る助成を行っている。

文京区指定文化財保護奨励金交付件数（令和5年度）

（文京区所有・管理を除く） 74 件

内 訳	件 数
建造物	12件
無形民俗文化財	1件
美術・工芸・文書・史跡	61件

補助事業一覧（令和5年度）

補 助 事 業 名	補助事業者	事 業 内 容	期 間
重文 根津神社本殿他6棟 指定文化財管理	宗教法人 根津神社	透塀の小修理（摺漆工事）を実施した。	5年4月 ～6年3月
重文 旧磯野家住宅 指定文化財管理	公益財団法人 大谷美術館	主屋雨樋の小修理を実施した。	5年4月 ～6年3月
重文 根津神社唐門ほか4棟 建造物保存修理（耐震診断）	宗教法人 根津神社	前年度実施した唐門・西門・透塀の構造診断結果等を踏まえ、補強案を策定した。	5年4月 ～6年3月
重文 旧磯野家住宅主屋及び表門 建造物保存修理（公開活用）	公益財団法人 大谷美術館	旧磯野家住宅主屋及び表門について、保存活用計画の策定に向けて調査・検討を行った。	5年8月 ～6年3月
重文 清拙正澄墨蹟〈与針大治蔵主法語〉 他一件 美術工芸品保存修理	公益財団法人 永青文庫	清拙正澄墨蹟及び楚石梵琦墨蹟の補修を行った。	5年4月 ～6年3月
重文 絹本著色黒き猫図〈菱田春草筆〉 美術工芸品保存修理	公益財団法人 永青文庫	絹本著色黒き猫図の補修を行った。	5年5月 ～6年3月
重文 蒋洲咨文〈日本国対馬島宛〉 他一件 美術工芸品保存修理	国立大学法人 東京大学	東京大学史料編纂所が所蔵する蒋洲咨文及び明国劄付の補修を行った。	5年4月 ～6年3月
国宝 島津家文書（一万五千百三十三通） 美術工芸品保存修理	国立大学法人 東京大学	東京大学史料編纂所が所蔵する島津家文書の補修を行った。	5年4月 ～6年3月
重文 旧加賀屋敷御守殿門（赤門） ほか2棟 建造物保存修理（耐震診断）	国立大学法人 東京大学	赤門について、耐震診断及び補強計画案の策定を行った。	5年4月 ～6年3月
都指定文化財 旧安田楠雄邸庭園 保存活用計画策定	公益財団法人 日本ナショナルトラスト	旧安田楠雄邸庭園について、保存活用計画の策定に向けて調査・検討を行った。	5年8月 ～6年3月
区指定文化財 護持院日記保存修理	宗教法人 護 国 寺	護国寺が所蔵する護持院日記690冊のうち17冊の修理を行った。	5年8月 ～5年12月
区指定文化財 吉祥寺経蔵保存修理	宗教法人 吉 祥 寺	経蔵の傾斜補正や耐震補強、瓦の葺き替えなどを行った。	5年4月 ～6年3月
区指定文化財 村川家住宅防蟻	個 人	主屋の床下全体に薬剤を散布し、防蟻処理を施した。	5年5月 ～5年6月
区指定文化財 旧伊勢屋質店防災施設等整備	学校法人 跡見学園	自動火災報知設備等の整備を行った。	5年7月 ～5年12月
区指定文化財 旧伊勢屋質店保存修理	学校法人 跡見学園	屋根の一部改修や外壁の補修などを行った。	5年7月 ～5年10月
区指定文化財 緒方洪庵墓保存修理	個 人	墓石の劣化防止のため、剥落箇所を補修や撥水剤による処理などを行った。	5年9月 ～5年12月

(2) 文化財普及

< 標示板設置 >

区内に所在する文化財や坂道について、由来などを解説した標示板を設置している。総数は令和6年3月31日現在で文化財標示板が192基、坂道標示板が92基である。

令和5年度は文化財標示板の建て替えを1基、移設および銘文修正を1基実施した。

このうち建て替えた文化財標示板は、「福山藩江戸藩校 誠之館跡」である。建て替えにあたり、内容を見直し、表題を「誠之館と区立誠之小学校」として、銘文を下記のとおりに改めた。

せいし かん せいし
誠之館と区立誠之小学校

西片二丁目

誠之館は、備後国（現、広島県）福山藩が藩士の子弟のために設けた藩校である。

福山藩では、天明6年（1786）国元に弘道館を、文政元年（1818）頃、江戸藩邸であるこの地、本郷丸山に学問所をそれぞれ設けた。

嘉永6年（1853）学問所を廃止し、新たに文武場を設け、これを誠之館と名付けた。『中庸』の「誠者天之道也。誠之者人之道也（誠ハ天ノ道ナリ。之ヲ誠ニスルハ人ノ道ナリ）」という一節から名をとったものである。誠之館では、武芸・漢文講読・剣術・槍術など総合的な教育を行い、有能な人材を育てた。藩の要職に就くには、誠之館で優秀な成績を修める必要があった。明治4年（1871）廃藩置県にともない閉校。

その後も阿部家（もと福山藩主）は教育に力をつくした。学制公布により小学校制度が発足して間もない明治8年（1875）、阿部家から新築校舎と備品一式の寄贈を受け、さらに同家所有地の一部を校地として貸与されて開校したのが誠之小学校である。その校名は、かつての福山藩校誠之館に由来する。

令和6年1月

文京区教育委員会



文化財標示板「誠之館と区立誠之小学校」設置状況

(3) 文化財指定

令和5年度は、「護国寺日記」および「麟祥院文書」という2件の文京区指定有形文化財（古文書）に追加指定した。2件とも追加指定日は、令和6年3月1日。

「護国寺日記」には、あらたに発見された2冊を追加指定した（口絵1参照）。追加指定説明書は、以下のとおり。

(1) 名 称 護国寺日記

(2) 種 別 有形文化財（古文書）

(3) 所在地 大塚五丁目40番1号 護国寺

(4) 所有者 宗教法人護国寺（大塚五丁目40番1号）

(5) 員 数 既指定冊数 253冊
追加指定冊数 2冊

(6) 経 緯

昭和51年（1976）11月1日付で253冊が文京区指定有形文化財（古文書）に指定されている。

(7) 概 要

護国寺は、徳川幕府5代将軍徳川綱吉（1649-1709）の生母である桂昌院（1627-1705）が開基となり、桂昌院が帰依した上野国大聖護国寺の住職亮賢を開山として、天和元年（1681）今の地に創建された。現在は、真言宗豊山派の寺院である。神齡山悉地院と号する。

護国寺には、護国寺役者が書き継いだ役務日記である「護国寺日記」が伝来する。年代は元禄10年（1697）から宝暦8年（1758）まで、一部欠本があるものの、253冊が昭和51年11月1日に文京区指定有形文化財（古文書）に指定されている。

新たに追加指定する護国寺日記2冊の概要は、以下の通り。

① 護国寺日記 1冊 元文2年（1737）正月6日～同年2月20日

堅帳（仮綴じ）、袋綴装。大きさは、縦25.0センチメートル、横17.3センチメートル。全40紙のうち、護国寺日記に該当する分は10紙目から40紙目までの31紙分

である。

本史料の1紙目から9紙目までは享保19年(1734)の「護国寺住職被仰付候節之留記」であり、10紙目から40紙目までは日次形式の日記である。後者は本文の内容から、これまで欠本とされていた元文2年(1737)正月6日から同年2月20日までの「護国寺日記」に相当すると判断される。

なお前者(「護国寺住職被仰付候節之留記」)と後者(「護国寺日記」)はもともと別資料であり、後世に合冊されたものである。10紙目表には、「享保十九年／護国寺／正月」(／は改行)と書かれているが、本文の書体と大きく異なり後筆と判断され、年代も誤謬している。

② 護国寺日記 1冊 宝暦3年(1753)正月1日～10日

懸帳(仮綴じ)、袋綴装。大きさは、縦25.5センチメートル、横17.5センチメートル。全14紙。表紙は欠失し、1紙目は綴じがはずれている。また、1紙目裏末尾と2紙目表冒頭は文意がつかない。正月2日条の冒頭部を欠いていることから落丁の可能性がある。

本文は正月1日から同月10日までの日次形式である。年代が記された史料は引用されておらず、干支が記されたものもない。本文の内容から、これまで欠本とされていた宝暦3年(1753)正月1日から10日までの「護国寺日記」に相当すると判断される。

(8) 追加指定理由

昭和51年11月1日付指定の護国寺日記253冊に、新たに確認された2冊の未指定の護国寺日記を加え、員数を255冊とし、一体的な保護を図るため。

(9) 参考文献

- ・比留間尚「江戸開帳年表」(西山松之助編『江戸町人の研究』第2巻、吉川弘文館、1973年)
- ・吉原健一郎「江戸災害年表」(西山松之助編『江戸町人の研究』第5巻、吉川弘文館、1978年)
- ・護国寺史編纂委員会編『護国寺史』(護国寺、1988年)
- ・坂本正仁「解題」(『護国寺日記』第5、八木書店、2019年)

「麟祥院文書」には、近年整理された3,113点を追加指定した(口絵2参照)。追加指定説明書は、以下のとおり。なお、追加指定分の目録は、次号に掲載する予定である。

- (1) 名 称 麟祥院文書
- (2) 種 別 有形文化財(古文書)
- (3) 所在地 湯島四丁目1番8号 麟祥院
- (4) 所有者 宗教法人麟祥院(湯島四丁目1番8号)
- (5) 員 数 既指定点数 1,229点
追加指定点数 3,113点

(6) 経 緯

令和4年(2022)3月1日付で1,229点が文京区指定有形文化財(古文書)に指定されている。

(7) 概 要

天沢山麟祥院は、徳川幕府3代将軍徳川家光(1604-51)の乳母として幕政に大きな影響を与えた春日局(1579-1643)が開基となって、寛永元年(1624)今の地に創建された。現在は、臨済宗妙心寺派の寺院である。

新たに追加指定するのは、近世から近代にかけての文書群である。年代が記された史料のうち、もっとも古いものは寛永11年(1634)12月12日付「(徳川家朱印状写)」(別置03-1-1、別置04-1)、もっとも新しいものは昭和35年(1960)9月から翌年7月までの「常住諸経費記入」(C-090)である。これらのほとんどは、麟祥院の土蔵で保管され、伝来してきたもので、平成27年から令和5年までに整理・調査されたものである。なお、既指定分1,229点は、昭和51年度までに整理・調査されたものである。

追加指定分について特筆される点は、以下の通りである。

第一に、追加分には徳川家朱印状の写を含むことである。現在麟祥院には徳川家朱印状の原本は確認されず、これらの写は原本に代わるものとして他の古文書とは別置保存され、麟祥院住職の手元に大切に保存されてきた。

第二に、麟祥院の開基である春日局の年回忌等に関わる記録が比較的まとまっていることがあげられる。春日局の年回法要の記録は既指定分にも若干含まれてはいるが、追加分で多くを補完することができる。なかでも「麟祥院殿御法事旧記書抜」(B-259)は、春日局の葬儀の記録を後世に筆写したものである可能性が高く、重要である。

第三に、麟祥院の歴代住職の入院、葬儀、年回法要等に関わる記録を多く含むことである。これらの記録類は、麟祥院の歴史のみならず、宗教史等にとって貴重であるといえよう。

第四に、近代の史料として、麟祥院の収支簿が明治13年「把住放行帳」(B-043)以降昭和戦後まで断続的ながらまとまって残されている点である。これにより、近代における麟祥院の経営を知りうると同時に、寺院における生活の近代化、物価の変遷を具体的に把握することが可能となる。

第五に、明治以後の麟祥院境内地の再編を知り得る史料を多く含む点があげられる。近世の麟祥院には塔頭として霊樹院、願神院があったが、明治維新後、これらは麟祥院から独立した寺院となった。そのうち霊樹院は麟祥院境内の西側に所在していたが、明治26年(1893)本郷区役所の移転用地に充てられ、買収された。それに

伴い霊樹院の移転、墓地の整理、春日局御霊屋の移転といった境内地の再編が実施された。追加分にはこの一件の関係史料が多く含まれており、詳細な経緯を知ることができる。

第六に、第二次世界大戦後の復興過程を示す史料が残されている点である。麟祥院は昭和20年3月10日の空襲により大きな被害を受け、土蔵一棟を除いて諸堂宇は焼失した（C-109-31）。昭和20年12月にバラック建の木造建物を建築し、住職の居住用に充てたが、本堂は戦災を免れた土蔵を代用していた。本堂は、昭和29年から翌年にかけて檀信徒の寄進を受けて再建された。戦災により大きく罹災した麟祥院が、戦後大きく社会が変わっていくなかで、どのように復興を果たしていったかを知ることができ、大変貴重である。

第七に、追加分には写真や絵葉書、建築図面や墓地平面図など既指定分には含まれていない多様な種類の史料が含まれていることがあげられる。このうち写真は、被写体や年代等の説明がほとんど記されていない。撮影された内容を知るには今後の詳細な検討が必要だが、往時の景観を知るうえで貴重である。

以上、麟祥院文書は既指定分と追加分と合わせてその全体像を示すといえ、文化財の追加指定が妥当である。また追加分の近世文書は、その多くが虫損・水損等によって大きく破損しており、既指定分に比べても保存状態は概して良くない。文化財指定したうえで適切な保存修理が望まれる。

（8）追加指定理由

令和4年3月1日付指定の麟祥院文書1,229点に、新たに確認された3,113点の未指定の麟祥院文書を加え、員数を4,342点とし、一体的な保護を図るため。

（9）参考文献

- ・「廃仏毀釈と麟祥院」（天沢文雅氏談、『明治維新神仏分離史料』上巻、東方書院、1928年、初出1912年）
- ・本郷区役所編『本郷区史』（同、1937年）
- ・豊島区史編纂委員会編『豊島区史』資料編二（豊島区、1977年）
- ・豊島区史編纂委員会編『豊島区史』通史編一（豊島区、1981年）
- ・本郷仏教会寺院誌編纂委員会編『本郷の寺院 街と寺誌』（本郷仏教会、1984年）
- ・花園大学歴史博物館編『湯島麟祥院 春日局と峨山慈棹（花園大学歴史博物館2016年度春季企画展）』（同、2016年）
- ・福田千鶴『春日局』（ミネルヴァ書房、2017年）

（4）子ども考古学教室

考古学や埋蔵文化財を身近に感じてもらうことを目的として、夏休みに「子ども考古学教室」を開催した。前半は考古学や区内の遺跡、区内で発掘された出土品等に触れたりする学びの時間、後半は勾玉を作る体験の時間とした。

実施日：令和5年7月27日（木）

会 場：アカデミー文京 アトリエ

対 象：区内在住・在学の小学3～5年生

費 用：無料

回	時 間	参加者数
1	午前9時30分～正午	12名
2	午後2時～4時30分	11名

（5）文化財講演会

「小石川植物園と近現代考古学」

小石川植物園は貞享元年（1684）に江戸幕府が設けた小石川御薬園^{おやくえん}を前身とし、明治8年（1875）に植物園となり、その後は東京大学の附属施設として日本の植物学の中心であった。平成27年（2015）、国の名勝及び史跡に指定された。

平成28年（2016）から実施された発掘調査では、江戸時代の小石川御薬園と近現代の小石川植物園に関する多くの遺構・遺物が出土している。本講演会は、発掘調査の成果をもとに、その歴史をたどるとともに、近年注目されている東京の近現代遺跡について考えることをテーマとし、2人の講師よりご講演をいただいた。また、講演会場に遺跡からの出土品を展示し、参加者に見学していただいた。

実施日：令和5年11月11日（土）

午後1時～午後4時40分

会 場：文京区民センター 3-A 会議室

対 象：どなたでも（事前申込制）

参加者：109名

内容・講演者

講演1「小石川御薬園から小石川植物園へ」

成瀬晃司氏（東京大学埋蔵文化財調査室）

講演2「東京の近現代遺跡」

谷川章雄氏（早稲田大学教授）

質疑応答・対談

(6) 東京文化財ウィーク

◇文京区指定文化財「村川家住宅」特別公開と建物解説 (主催事業)

村川家住宅は、西洋史学者の村川堅固・堅太郎父子が住んだ明治44年築の和洋並列住宅で、現在も住居として利用されている。本事業では、建物内部を解説付きで公開した。

実施日：令和5年11月5日(日) 計3回 各1時間

①午前10時～ ②午後1時～

③午後2時30分～

会 場：村川家住宅(文京区目白台3-18-9)

参加者：計47名

◇文京区指定文化財「木造阿弥陀如来立像」特別公開 (主催事業)

令和4年度に新たに区指定有形文化財(彫刻)に指定された平安時代後期の作とされる仏像を初公開した。

実施日：令和5年10月20日(金)

午前10時～午後2時30分

会 場：西岸寺(文京区春日1-12-12)

参加者：120名

◇重要文化財「旧磯野家住宅」公開(協力事業)

旧磯野家住宅(銅御殿)は、大正元年から翌年にかけて竣工した建物で、施工は北見米造による。本事業では、重要文化財に指定されている表門と、主屋の玄関(外観のみ)、前庭を公開した。なお、本事業実施にあたり、周知広報、当日の受付・案内等に協力した。

実施日：令和5年10月28日(土)

午前10時～午後4時

主催者：公益財団法人大谷美術館

会 場：旧磯野家住宅(文京区小石川5-19-4)

参加者：約500名

(7) 古文書等翻刻事業

区の歴史・文化を知る素材を区民等に提供するため、未翻刻・未刊行の古文書等の歴史的史料を『文京区史料集』として刊行している。翻刻作業は「文の京地域文化インタープリター」の有志の方々と協働で実施し、その成果としてこれまでに『神田上水関口村大洗堰水番人関係資料』(平成27年)、『根津御宮記』(平成31年)を区教育委員会から刊行している。その後、「麟祥院文書」の一部の翻刻を行った。

令和5年度は、「小石川志料」について翻刻作業を実施した。

(8) 共催事業

「第55回東京都民俗芸能大会 IN BUNKYO ～世界の宝 江戸東京の芸能伝承～」

東京では、200年以上も前からさまざまな民俗儀礼・神事芸能が伝承され育まれている。世界有数の大都市にあって、伝統的な無形文化財が生きて継承されている例は極めて稀であると言える。第55回大会は、東京都、東京都教育委員会、(公財)東京都歴史文化財団、東京都民俗芸能大会実行委員会の主催、文京区教育委員会の共催事業として実施された。文京区ゆかりの根津神社の神楽「三座の舞」(文京区指定無形民俗文化財)、「江戸太神楽」(東京都指定無形民俗文化財)をはじめ、新たに国指定重要無形文化財となった「川野車人形」(奥多摩町)、6年ぶりに島しょからの出演となった「野増神楽」(伊豆大島)など、各地域の民俗芸能が上演された。また東京で継承される日本各地の芸能として「越中おわら節」(東京八尾町郷友会／文京区白山)や学生団体として「阿波踊り」(東洋大学の東洋連)など本区ゆかりの団体の演技も披露された。

また大会当日、大ホールホワイエにおいて、文京区の文化財に関するパネル展示を行い、区内にある指定文化財を紹介した。

なお大会に先立ち、12月にプレイベント「民俗芸能を楽しむ集い」として親子ワークショップと講演会も開催され、文京区の小学生や区民が民俗芸能に親しむよい機会となった。

■プレイベント「民俗芸能を楽しむ集い」

実施日：令和5年12月24日(日)

会 場：文京区民センター 3-A 会議室

①親子ワークショップ「江戸の曲芸にチャレンジ！」

時 間：午後12時30分～午後2時

対 象：文京区在住・在勤・在学の小学生と保護者

(事前申込制)

参加者：28組

講 師：第十三代家元 丸一仙翁および社中

②講演会「江戸の芸能と祭り」

時 間：午後3時～午後4時

対 象：どなたでも(事前申込制)

参加者：30名

講 師：茂木 栄氏(國學院大學名誉教授)

■第55回東京都民俗芸能大会 IN BUNKYO

～世界の宝 江戸東京の芸能伝承～

開催日：令和6年3月23日(土)

～24日(日)午後

会 場：文京シビックホール大ホール

来場者：1,733 名

内容・出演者

23 日：三座の舞 江戸の里神楽 松本源之助社中

(文京区・荒川区)

川野車人形 川野車人形保存会 (奥多摩町)

野増神楽 野増神楽・手踊り保存会 (大島町)

※ 24 日も出演

越中おわら節 東京八尾町郷友会

(富山県富山市／文京区・中央区)

24 日：笹野式三番 笹野式三番保存会 (檜原村)

江戸の太神楽 江戸太神楽 丸一仙翁社中

(文京区)

阿波踊り 東洋連 (徳島県／文京区)

2 埋蔵文化財

(1) 照会件数

月 別	遺 跡 内	近接・1000㎡以上	指 導 無 し	総 件 数
4月	60	52	216	328
5月	39	44	218	301
6月	45	67	203	315
7月	48	69	184	301
8月	45	50	159	254
9月	40	55	201	296
10月	49	59	203	311
11月	57	61	184	302
12月	49	43	171	263
1月	35	48	195	278
2月	57	65	184	306
3月	50	56	214	320
合 計	574	669	2,332	3,575

(2) 立会調査一覧

立会日時	遺 跡 名	所 在 地	原 因	事 業 者	所 見	備 考
令和5年4月3・6日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-30-1	解体工事	東急リパブル(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年4月6・7・10日	本郷台遺跡群 (区 No.47)	本郷7-2	集合住宅建設	(株)オープンハウス・ディベロップメント	遺構・遺物未検出	前年度より継続
令和5年4月14日	大塚三丁目遺跡 (区 No.3)	大塚3-29	水道工事	東京都水道局 中央支所	遺構・遺物未検出	
令和5年4月17日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-8-10	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年4月17・20日	小石川植物園西遺跡 (区 No.123)	白山3-3-1	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年4月24日・5月1日・7月12日	本郷台遺跡群 (区 No.47)	弥生2-4-1	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年4月25日	小日向一・二丁目南遺跡 (区 No.118)	小日向2-16	電気工事	東京ガス ネットワーク(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年5月1・2・10日・7月11・12日	任意協力 (本郷元町遺跡 (区 No.58) 近接)	本郷2-3-6	集合住宅建設	学校法人順天堂	遺構・遺物未検出	
令和5年5月11日	大塚町遺跡 (区 No.86)	大塚2-18-13	個人住宅建築・土砂採取	(株)グランプラス	遺構・遺物未検出	
令和5年5月16・19日	本郷台遺跡群 (区 No.47)	弥生2-3-12	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年5月22日	任意協力 (1000㎡以上)	千石4-29 ～ 25 先	道路工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和5年5月22～24日・6月19日	神田上水白堀跡 (区 No.148)	春日2-6	水道工事	東京都水道局 中央支所	遺物検出、遺構未検出	
令和5年6月2・5～30日・8月28日	弥生町遺跡群 (区 No.28)・ 本郷台遺跡群 (区 No.47)	弥生2-15-13	その他建物 (店舗兼事務所) 建設	(株)ケアワーク弥生	遺構・遺物未検出	
令和5年6月6日～7月11日	団子坂上遺跡 (区 No.97)	千駄木3-4-11	解体工事	(株)ひなご	遺物検出、遺構未検出	
令和5年6月15・21日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-15-10	個人住宅兼工場・店舗建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年6月15日・7月24日	上富士前町遺跡 (区 No.16)・駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-1先～5-41先	下水道工事	東京都下水道局北部 下水道事務所	遺構・遺物未検出	前年度より継続
令和5年6月16・19・21・23日・8月17・18・29・30日	後楽一・二丁目遺跡 (区 No.60)	後楽2-22-5	集合住宅建設	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和5年6月19日	後楽一・二丁目遺跡 (区 No.60)	後楽2-18-10	下水道工事	東京都下水道局 文京出張所	遺物検出、遺構未検出	

立会日時	遺 跡 名	所 在 地	原 因	事 業 者	所 見	備 考
令和5年6月19日・7月6・20日	駒込追分町遺跡 (区 No.64)・駒込東片町遺跡 (区 No.71)	向丘1-12-5	集合住宅兼個人住宅建築	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和5年6月28日	智光寺跡・光岳寺跡 (区 No.77)	小石川5-14	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年6月28日・7月28日・9月7日	春日町 (小石川後楽園) 遺跡 (区 No.48)	後楽1-7-22	庁舎・こども園・自動車車庫建設	国土交通省関東地方整備局	遺構・遺物未検出	前年度より継続 次年度継続
令和5年7月3・4日	任意協力 (1000㎡以上)	関口2-6-1	受水槽改修工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和5年7月4・13日・8月4・17日・令和6年1月9日・2月13・16日・3月6日	西片二丁目遺跡 (区 No.31)	西片2-14-6 (-②)	学校建設	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和5年7月5日	千駄木貝塚 (区 No.25)	千駄木1-22-6	解体工事	パナソニックホームズ(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年7月6～26日・8月1日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込4-1・13・14～本駒込5-26・27	ガス工事	東京ガスネットワーク(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年7月10・11・19・22日	大塚町遺跡 (区 No.86)	大塚2-19-7	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年7月12日	本郷台遺跡群 (区 No.47)・弥生町遺跡群 (区 No.28)	弥生2-11-16	建物及び野外排水柵・排水管解体工事	東京大学	遺構・遺物未検出	
令和5年7月21日・10月26・28日	真砂町 (真砂) 遺跡 (区 No.51)	本郷4-32-8	個人住宅建築	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和5年7月24日・9月9日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込4-14-5	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年7月28日・11月24日	駒込富士前町遺跡 (区 No.68)	本駒込3-23-6	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年7月31日・8月3日・9月1・7日	小日向一・二丁目南遺跡 (区 No.118)	小日向2-12-2 (-2)	分譲住宅建築	(株) Liv-up	遺物検出、遺構未検出	
令和5年8月1・21日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-34-10 (地番)	分譲住宅建築	(株)アイム・ユニバース	遺構・遺物未検出	
令和5年8月5日	後楽一・二丁目遺跡 (区 No.60)	後楽2-11	ガス工事	東京ガスネットワーク(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年8月7・8日	本郷台町遺跡 (区 No.66)	本郷5-30-6	宅地造成	(株)オープンハウス・ディベロップメント	遺物検出、遺構未検出	
令和5年8月10・25日	大塚三丁目遺跡 (区 No.3)	大塚3-29	ガス工事	東京ガスネットワーク(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年8月17・18・21日・9月3日	春日町 (小石川後楽園) 遺跡 (区 No.48)	後楽1-3-53	電気工事	東京電力パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年8月22日	本郷台遺跡群 (区 No.47)	本郷7-3-1	光ファイバーケーブル敷設工事	東京大学	遺物検出、遺構未検出	
令和5年8月25日	動坂遺跡 (区 No.14)	本駒込3-18-22	土壌汚染対策法に基づく調査のための土壌採取	地方独立行政法人東京都立病院機構	遺構・遺物未検出	
令和5年8月28日	本郷台遺跡群 (区 No.47)	弥生2-4-1	ガス工事	東京ガスネットワーク(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年8月29日・11月22日	久堅町遺跡 (区 No.12)	小石川3-6-15	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年8月29・31日・9月1日	後楽一・二丁目遺跡 (区 No.60)	後楽2-14 付近	道路工事	文京区長	遺物検出、遺構未検出	
令和5年9月4・5日	区No.35 遺跡 (区 No.35)	本郷6-10-5	集合住宅建設	東京書籍(株)	遺構・遺物未検出	次年度継続
令和5年9月5・27日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込4-29 (以下未定)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年9月6日	湯島三丁目北遺跡 (区 No.96)	湯島3-42-4	電気工事	東京電力パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年9月14日	小日向一・二丁目南遺跡 (区 No.118)・神田上水白堀跡 (区 No.148)	小日向2-18・小日向1-7	ガス工事	東京ガスネットワーク(株)	遺物検出、遺構未検出	
令和5年9月19日	区 No.6 遺跡 (区 No.6)	小日向1-3 (以下未定)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年9月19日	柳沢家駒込屋敷 (六義館・六義園跡) (区 No.85)	本駒込6-14-23	電気工事	東京電力パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	

立会日時	遺 跡 名	所 在 地	原 因	事 業 者	所 見	備 考
令和5年9月20日	春日町・小石川町・富坂遺跡 (区 No.57)	小石川2-22	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年9月26日	小日向一・二丁目南遺跡 (区 No.118)	小日向2-11	個人住宅建築	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和5年9月27日・ 10月3日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込4-31 ～ 29先	道路工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和5年9月28日	小石川御薬園跡 (区 No.81)	白山3-7-1	基礎形状特定のための掘削工事	東京大学	遺構・遺物未検出	現状変更対応
令和5年9月28日・ 11月20日	小石川植物園内貝塚・原町遺跡 (区 No.21)・小石川御薬園跡 (区 No.81)	白山4-5-17	集合住宅建設	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和5年10月2日	神田上水白堀跡 (区 No.148)	小日向1-4・2-19・春日1-8・2-4	下水道工事	東京都下水道局第一基幹施設再構築事務所	遺構・遺物未検出	
令和5年10月2・10日	小日向一・二丁目南遺跡 (区 No.118)	小日向2-11 (～B)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年10月12日	動坂遺跡 (区 No.14)	本駒込3-18	樹木の伐採及び切り株処理	文京区長	遺物検出、遺構未検出	現状変更対応
令和5年10月16・18日	原町貝塚 (区 No.22)	白山4-14-11	解体工事	積水ハウス不動産 東京(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年10月17日	茗荷谷町遺跡 (区 No.62)	小日向4-7-25	個人住宅建築	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和5年10月18日・ 11月8・9日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-30-12	集合住宅建設	東急リパブル(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年10月18日・ 11月上旬	後楽一・二丁目遺跡 (区 No.60)	後楽2-20-6	集合住宅建設	(株)デベロップ デザイン	遺構・遺物未検出	
令和5年10月24日	上富士前町遺跡 (区 No.16)	本駒込5-67 ～ 71先	ガス工事	東京ガス ネットワーク(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年10月26日	春日町 (小石川後楽園) 遺跡 (区 No.48)	後楽1-3・4	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年10月27日	本郷台遺跡群 (区 No.47)	本郷7-3-1	非危険物倉庫 解体工事	東京大学	遺構・遺物未検出	
令和5年10月27・ 30日・11月6日	林町遺跡 (区 No.26)	千石2-13 (以下未定)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年10月30日	春日町 (小石川後楽園) 遺跡 (区 No.48)	春日1-15	既存公園施設 改修工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和5年10月30日	千駄木貝塚 (区 No.25)	千駄木1-22-6	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年10月31日	湯島三丁目北遺跡 (区 No.96)	湯島3-36・37	ガス工事	東京ガス ネットワーク(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年10月31日・ 11月13日	上富士前町遺跡 (区 No.16)	本駒込5-73-1	解体工事	(株)東洋マネジ メントシステム	遺構・遺物未検出	
令和5年11月7日・ 令和6年2月29日	小石川御薬園跡 (区 No.81)・小石川植物園西遺跡 (区 No.123)	白山3-1・2	ガス工事	東京ガス ネットワーク(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年11月9・ 20日・令和6年1月 26・31日・2月上旬	千駄木貝塚 (区 No.25)	千駄木1-11-19	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年11月13日・ 12月5日	本郷台町遺跡 (区 No.66)	本郷6-14 先～ 5-29先	水道工事	東京都水道局 中央支所	遺構・遺物未検出	
令和5年11月15・ 16日・令和6年1月 29日・2月29日・ 3月29日	春日町 (小石川後楽園) 遺跡 (区 No.48)	後楽1-3-61	遊園地施設改修 工事	(株)東京ドーム	遺構・遺物未検出	
令和5年11月20日・ 12月7日	本郷台遺跡群 (区 No.47)	本郷6-24 先～ 5-1先	水道工事	東京都水道局 中央支所	遺構・遺物未検出	
令和5年11月20日・ 21日	任意協力 (1000㎡以上)	西片2-12 ～ 3先	道路工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和5年11月21日	森川町遺跡 (区 No.87)	本郷6-19先	水道工事	東京都水道局 中央支所	遺構・遺物未検出	
令和5年11月27・ 28日	任意協力 (柳町南遺跡 (区 No.147) 近接)	小石川3-33 ～ 26先	道路工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和5年12月5・ 25日	小石川植物園内貝塚・原町遺跡 (区 No.21)・小石川御薬園跡 (区 No.81)	白山4丁目付近	道路工事	文京区長	遺構・遺物未検出	

立会日時	遺 跡 名	所 在 地	原 因	事 業 者	所 見	備 考
令和5年12月7日・ 令和6年2月1・ 29日	任意協力(駒込東片町遺跡 (区 No.71) 近接)	向丘1-9 ～ 8先	道路工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和5年12月11 ～26日・令和6年 1月9日・2月27・ 29日・3月4・14・ 19・21日	本郷台町遺跡(区 No.66)	本郷 6-24 ～本郷5-1先	水道工事	東京都水道局 中央支所	遺構・遺物未検出	次年度継続
令和5年12月13日	上富士前町遺跡 (区 No.16)	本駒込5-71-14・18 (一部)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年12月18日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込4-13	既存公園施設改 修工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和5年12月23・ 24日・令和6年1月 10日	上富士前町遺跡 (区 No.16)	本駒込5-70-13	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年12月26日	本郷台遺跡群(区 No.47)・ 弥生町遺跡群(区 No.28)・ 向ヶ岡貝塚(区 No.28-C)	弥生2-11-16	建物内部・外部 の全面改修工事	東京大学	遺構・遺物未検出	
令和5年12月26日	本郷台町遺跡(区 No.66)	本郷5-30-6 (-A)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年12月26日・ 令和6年1月12日	上富士前町遺跡 (区 No.16)	本駒込6-25-6	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和6年1月5日	大塚三丁目遺跡(区 No.3)	大塚3-26先	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和6年1月9日・ 2月5日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-7-20 (一部)	その他建物 (社務所) 建築	富士神社	遺構・遺物未検出	
令和6年1月9・ 12・31日	任意協力(駒込千駄木町 遺跡(区 No.61) 近接)	千駄木2-38	既存公園施設 改修工事	文京区長	遺物検出、遺構未検出	
令和6年1月11・ 12日	動坂遺跡(区 No.14)	本駒込3-18	既存公園施設 改修工事	文京区長	遺物検出、遺構未検出	現状変更対応
令和6年1月11・ 15日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込4-29-1 (B 区画)	分譲住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和6年1月19日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込4-29-1	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和6年1月23日	小日向台町遺跡 (区 No.69)	小日向2-6-10	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和6年1月24日	本郷台遺跡群(区 No.47)	弥生1-1-1	電気設備工事	東京大学	遺構・遺物未検出	
令和6年1月26日	大塚町遺跡(区 No.86)	大塚2-19 (-2)	ガス工事	東京ガス ネットワーク(株)	遺構・遺物未検出	
令和6年1月26日・ 3月4～8日	後楽一・二丁目遺跡 (区 No.60)	後楽2丁目	下水道工事	東京都下水道局北部 下水道事務所	遺物検出、遺構未検出	次年度継続
令和6年1月29・ 31日	丸山新町北遺跡 (区 No.90)	白山1-26-9	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和6年1月31日 ～3月13日	春日町(小石川後楽園) 遺跡(区 No.48)	春日1-1先	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和6年2月1・2・ 14日	春日町(小石川後楽園) 遺跡(区 No.48)	後楽1-6-6	史跡名勝整備事 業に伴う小石川 後楽園非常用電 源設置工事	東京都知事(東京都 東部公園緑地事務所)	遺物検出、遺構未検出	現状変更対応
令和6年2月2・5日	後楽一・二丁目遺跡 (区 No.60)	後楽2-14-7	解体工事	(株)オークラ コーポレーション	遺物検出、遺構未検出	
令和6年2月5～ 27日・3月4～28日	後楽一・二丁目遺跡 (区 No.60)	後楽2-5先～1-4先	水道工事	東京都水道局 中央支所	遺構・遺物未検出	次年度継続
令和6年2月7日	本郷台町遺跡(区 No.66)	本郷5-30-6(-B)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和6年2月7 ～15日・3月4・7・ 13日	任意協力(駒込東片町遺跡 (区 No.71) 近接)	向丘1-10	公園造成	文京区長	遺物検出、遺構未検出	
令和6年2月7・8・ 14日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込4-18	既存公園施設 改修工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和6年2月13日	智光寺跡・光岳寺跡 (区 No.77)	小石川5-9	既存公園施設 改修工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和6年2月13・ 28日	本郷台遺跡群(区 No.47)	本郷 7-3-1	囲障耐震改修工 事に伴う掘削工事	東京大学	遺構・遺物検出	記録保存

立会日時	遺 跡 名	所 在 地	原 因	事 業 者	所 見	備 考
令和6年2月14・26日	春日町（小石川後楽園）遺跡（区 No.48）	後楽1-6	既存公園施設改修工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和6年2月14～29日・3月4～28日	任意協力（西片二丁目遺跡（区 No.31）近接）	白山1-10・15 先	道路工事・学校建設	文京区長	遺物検出、遺構未検出	次年度継続
令和6年2月15日	本郷台遺跡群（区 No.47）	本郷7-3-1	スロープ増設工事	東京大学	遺構・遺物未検出	
令和6年2月20・21・26日	春日町（小石川後楽園）遺跡（区 No.48）	後楽1-6-6	史跡名勝整備事業に伴うボーリング調査	東京都知事（東京都東部公園緑地事務所）	遺構・遺物未検出	現状変更対応
令和6年2月21日	駒込富士前町遺跡（区 No.68）	本駒込3-22	既存公園施設改修工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和6年2月21日・3月1日	千駄木貝塚（区 No.25）	千駄木1-2先～1-14先	ガス・水道・電気	東京都水道局中央支所	遺構・遺物未検出	次年度継続
令和6年2月22日	本郷台遺跡群（区 No.47）	弥生2-5-10	ボーリング調査	(株)エクストリーム不動産	遺構・遺物未検出	
令和6年2月22日	柳沢家駒込屋敷（六義館・六義園）跡（区 No.85）	本駒込6-16-3	ベンチ撤去・サクラ補植	東京都公園協会	遺構・遺物未検出	現状変更対応
令和6年2月22・26日・3月4日	本郷台遺跡群（区 No.47）	弥生2-3-10	個人住宅建築	(株)21世紀工務店	遺構・遺物未検出	
令和6年2月26日	湯島三丁目北遺跡（区No.96）	湯島3-46-10	電気工事	東京電力パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和6年3月4・15日	駒込神明町貝塚（区 No.27）	本駒込4-29-1(A区画)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和6年3月12・13日	春日町（小石川後楽園）遺跡（区 No.48）	春日1-15(-2)	既存公園施設改修工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和6年3月13日	駒込神明町貝塚（区 No.27）	本駒込4-28-2	分譲住宅建築	サンキュー産業(株)	遺構・遺物未検出	次年度継続
令和6年3月15日	菊坂町遺跡（区 No.63）	西片1-1-15	電気工事	東京電力パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和6年3月28日	春日二丁目遺跡（区 No.10）	春日2-11-5	解体工事	(株)バル企画	遺構・遺物未検出	

(3) 試掘調査一覧

試掘日時	遺 跡 名	所 在 地	原 因	事 業 者	所 見	備 考
令和5年5月18～26日	本郷台遺跡群（区 No.47）	本郷7-3-1	教育棟新営工事	東京大学	遺構・遺物検出	令和5年度本格調査実施
令和5年5月22日	湯島三丁目北遺跡（区 No.96）	湯島3-45-2	店舗建築	(株)ストック	遺物検出・遺構未検出	
令和5年5月24日	大塚町遺跡（区 No.86）	大塚2-19	個人住宅建築	個人	遺構・遺物検出	掘り上げて終了
令和5年6月13・14日	任意協力（真砂町（真砂）遺跡（区 No.51）近接）	本郷4-5-15	学校建設	文京区長	遺構・遺物検出	令和5年度本格調査実施
令和5年6月19・20日	西片二丁目遺跡（区 No.31）	西片2-14-6	学校建設	文京区長	遺物検出・遺構未検出	
令和5年6月27・28日	駕籠町遺跡（区 No.59）	本駒込2-29～11先	道路工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和5年6月28・29日	小日向一・二丁目南遺跡（区 No.118）	小日向2-11-15	個人住宅兼集合住宅建築	個人	遺構・遺物検出	掘り上げて終了
令和5年6月7～9日・7月24～31日	柳町遺跡（区 No.144）	小石川1-23-6	学校建設	文京区長	遺構・遺物検出	令和5年度本格調査実施
令和5年7月13～20日	無量院跡（区 No.76）	小石川3-36-8	集合住宅建設	(株) VLOOM	遺物検出・遺構未検出	
令和5年7月19日	真砂町（真砂）遺跡（区 No.51）	本郷4-21-5	集合住宅建設	(株)フェイスネットワーク	遺構・遺物未検出	
令和5年8月21日	任意協力（1000㎡以上）	千石4-23	公園造成	文京区長	遺物検出・遺構未検出	
令和5年8月28日	大塚町遺跡（区 No.86）	大塚2-18（以下未定）	分譲住宅建築	さくら地所(株)	遺構・遺物検出	掘削深度までの記録を取り終了
令和5年9月4～7日	原町貝塚（区 No.22）	白山4-13	集合住宅建設	(株)オープンハウス・ディベロップメント	遺構・遺物検出	令和5年度本格調査実施
令和5年9月4～7日	龍岡町遺跡（区 No.74）	湯島4-8-15	集合住宅建設	日鉄興和不動産(株)	遺構・遺物検出	令和5年度本格調査実施

試掘日時	遺 跡 名	所 在 地	原 因	事 業 者	所 見	備 考
令和5年9月7日	本郷元町遺跡 (区 No.58)	本郷1-8 (以下未定)	集合住宅建設	(株)ゼロワンホーム	遺物検出・遺構未検出	
令和5年10月16・17日	菊坂町遺跡 (区 No.63)	西片1-1-15	個人住宅兼集合住宅建設	個人	遺構・遺物検出	掘り上げて終了
令和5年11月21日	上富士前町遺跡 (区 No.16)	本駒込5-73-1	集合住宅兼分譲住宅建築	(株) BRI	遺構・遺物検出	掘り上げて終了
令和6年1月24日	後楽一・二丁目遺跡 (区 No.60)	後楽2-19-8	集合住宅建設	セブンプランニング(株)	遺構・遺物検出	本調査へ向けて協議中
令和6年2月5日	弥生町遺跡群 (区 No.28)・本郷台遺跡群 (区 No.47)	弥生2-17-8	集合住宅兼個人住宅建築	(株)ヴェルディ	遺物検出・遺構未検出	
令和6年2月13日	上富士前町遺跡 (区 No.16)	本駒込5-72-12	個人住宅兼集合住宅建築	個人	遺構・遺物検出	掘り上げて終了
令和6年2月15・16日	大塚町遺跡 (区 No.86)	大塚1-5-9	学校建設	学校法人跡見学園	遺構・遺物検出	本調査へ向けて協議中
令和6年2月28日	西片二丁目遺跡 (区 No.31)	西片 2-14-2	個人住宅建築	個人	遺構・遺物検出	掘り上げて終了
令和6年3月14日	本郷台遺跡群 (区 No.47)	弥生2-5-10	集合住宅建設	(株)エクストリーム不動産	遺物検出・遺構未検出	

(4) 本格調査一覧

発掘調査期間	遺 跡 名	所 在 地	原 因	事 業 者	調 査 者	備 考
令和5年4月19日 ～令和6年3月31日	原町西遺跡 (区 No.145)	白山4-10-8	解体工事	財務省関東財務局 東京財務事務所	東京都埋蔵文化財 調査センター	
令和5年5月16日 ～令和6年3月29日	本郷元町遺跡 (区 No.58)	本郷1-1	公園整備工事	文京区長	大成 エンジニアリング(株)	前年度より継続 次年度継続
令和5年6月7日～ 7月5日	目白台三丁目遺跡 (区 No.137)	目白台3-28 (一部)	複合施設建設	三菱地所 レジデンス(株)	東京大学埋蔵文化財 調査室	前年度より継続 次年度継続
令和5年8月4日～ 11月21日	本郷台遺跡群 (区 No.47)	本郷7-3-1	トイレ等新営 工事	東京大学	東京大学埋蔵文化財 調査室	
令和5年9月19日 ～令和6年3月29日	柳町遺跡 (区 No.144)	小石川1-23-6	学校改築	文京区長	テイケイトレード(株)	次年度継続
令和5年10月16日 ～令和6年3月31日	小日向一・二丁目南遺跡 (区 No.118)	小日向2-13 ～ 15	社会福祉施設建設・宅地造成	財務省関東財務局 東京財務事務所	東京都埋蔵文化財 調査センター	
令和5年10月19日 ～12月28日	任意協力(真砂町(真砂) 遺跡 (区 No.51) 近接)	本郷4-5-15	学校建設	文京区長	テイケイトレード(株)	
令和5年10月23日 ～12月28日	原町貝塚 (区 No.22)	白山4-13	集合住宅建設	(株)オープンハウス・ ディベロップメント	(株)東京航業研究所	
令和5年11月1日 ～令和6年3月29日	本郷台遺跡群 (区 No.47)	本郷7-3-1	教育棟新営工事	東京大学	東京大学埋蔵文化財 調査室	次年度継続
令和5年11月13日 ～令和6年1月31日	龍岡町遺跡 (区 No.74)	湯島4-8-15	集合住宅建設	日鉄興和不動産(株)	大成 エンジニアリング(株)	

(5) 保存処理

平成 28 年度に発掘調査が行われた小石川一丁目遺跡（春日・後楽園駅前地区市街地再開発地点）より出土した遺物のうち特に劣化しやすい遺物について、平成 30 年度より保存処理を行っている。令和 5 年度は木製品 46 点、繊維製品 1 点、構造物部材 7 点、加工材 5 点、自然遺物 1 点について保存処理を施した。

大塚二丁目19地点（大塚町遺跡）の調査概要報告

所在地 東京都文京区大塚二丁目19番

調査原因 個人住宅建築

調査期間 2023年5月24日

調査面積 10㎡

調査主体 文京区教育委員会

処置 記録保存

支援業者 株式会社東京航業研究所

位置・環境 本調査地点は文京区大塚二丁目19番に所在し、大塚町遺跡（文京区No.86）の遺跡範囲内に該当する。武蔵野台地の東端、豊島台地を構成する小日向台と呼称される台地上に立地し、小石川谷を東に、音羽谷を西に望む。標高は凡そ28m前後を測る。国道254号線（「春日通り」）の南側の一面に所在する。遺跡は、縄文時代、弥生時代、近世の遺跡として登録されており、本調査地点は『御府内往還其外沿革図書 十二』によると、少なくとも延宝年間（1673～1681年）には安藤対馬守の屋敷の北側に、御賄方の大縄地として区画されていた様子がみられる。

調査方法 建物建設予定地内に2m×5mの試掘坑を設定し、調査を実施した。表土をバックホーで掘削したところ、掘削深度0.2～0.4mにて立川ロームⅢ層相当を検出したため、これを遺構確認面として精査を行った。結果、礎石建物跡と考えられる1・2・3・5号遺構、2・3号遺構に切られる4号遺構を検出した。各遺構調査後、試掘坑の平面記録と東壁・南壁の断面記録を取り調査を終了した。調査記録の作成は、写真撮影、光波測距儀および写真測量による。調査終了後、バックホーによる埋戻し作業を実施し、現況を復旧。機材を搬出し、現地作業を終了した。

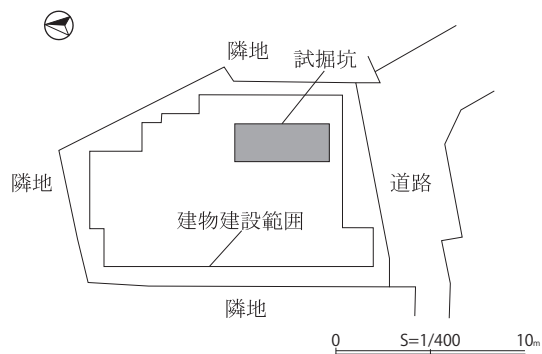
検出遺構 近代の礎石建物跡と考えられる遺構を4基検出した（1号遺構・2号遺構・3号遺構・5号遺構）。また、近世の掘り込みを一箇所検出した（4号遺構）。

出土遺物 近世から近代にかけての陶磁器・土器・瓦が出土している。表土からは18世紀の磁器片と19世紀中頃以降の陶磁器・土器が出土した。1号遺構と3号遺構からは、19世紀中頃の陶磁器・土器が出土している。4号遺構からは近世の陶磁器と18世紀の瓦が出土している。

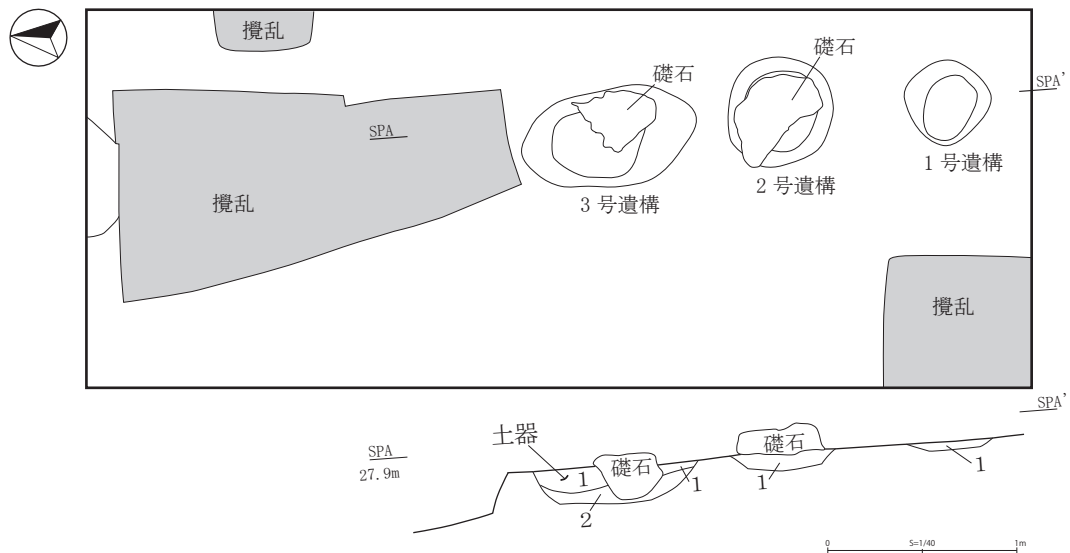
調査所見 1・2・3号遺構は約90cm間隔で並び、5号遺構は3号遺構と約270cmの間隔がある。2・3・5号遺構には石材が配置されていることから礎石建物跡と推察される。攪乱の影響により定かではないが、3号遺構と5号遺構の間には、もう2箇所礎石があった可能性を示唆している。遺物は19世紀中頃の遺物が出土しており、遺物から遺構の時期は近代であると推察される。4号遺構は20～40cmほどの掘り込みで、ローム混じりの土で埋められている。重複関係は2・3号遺構に切られている。遺物は18世紀から19世紀の遺物が出土しており、遺構の時期は近世であると推察される。



第1図 調査地点位置図 (S = 1/2,500)



第2図 試掘坑配置図 (S = 1/400)



1号遺構 土層説明

1層 暗褐色土 (10YR 3/4) 締りやや強い、粘性やや弱い。ローム粒 (φ 1～3 mm) を微量含む。

2号遺構 土層説明

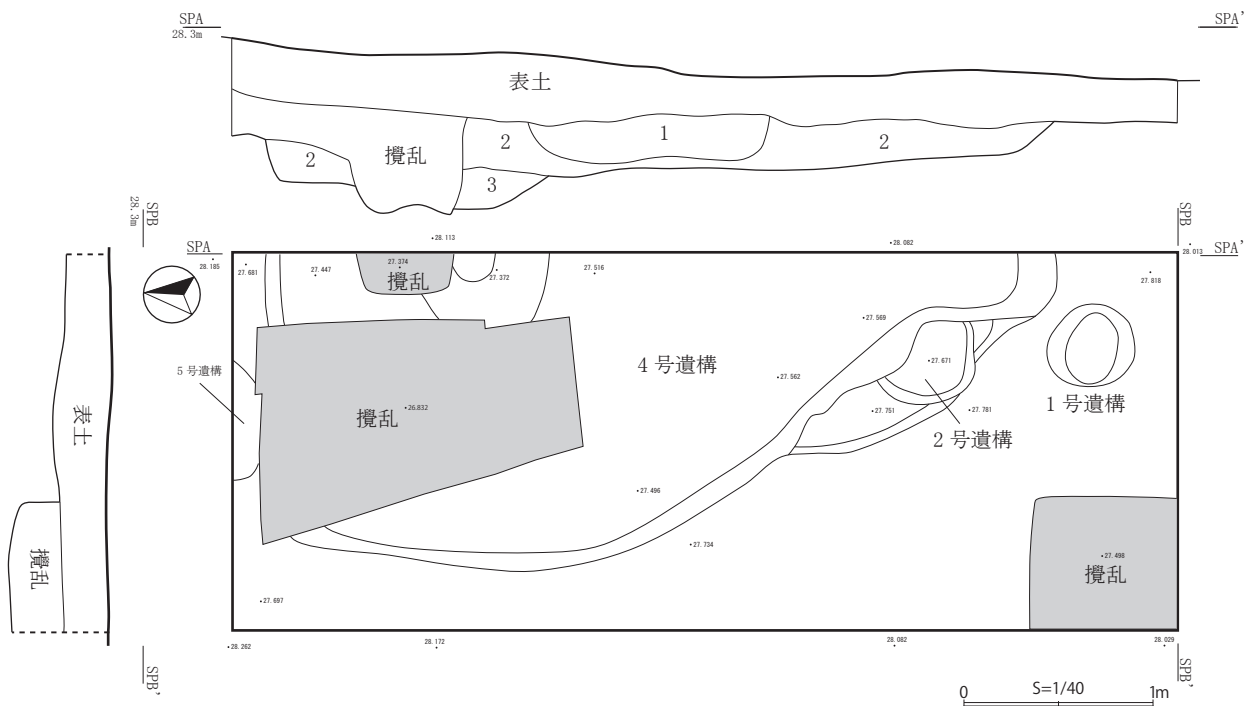
1層 暗褐色土 (10YR 3/4) 締りやや強い、粘性やや弱い。ローム粒 (φ 1～3 mm) を微量含む。

3号遺構 土層説明

1層 暗褐色土 (10YR 3/4) 締りやや強い、粘性やや弱い。ローム粒 (φ 1～3 mm) を微量含む。

2層 にぶい黄褐色土 (10YR 4/3) 締りやや強い、粘性やや弱い。ローム粒 (φ 1～5mm) を少量含む。

第3図 試掘坑 礎石検出 平面図・断面図 (S = 1/40)



4号遺構 土層説明

1層 暗褐色土 (10YR 3/3) 締りやや強い、粘性やや弱い。ローム粒 (φ 1～3 mm) を少量含む。

2層 褐色土 (10YR 4/6) 締りやや強い、粘性やや弱い。ローム粒 (φ 1～10mm) を多量含む。

第4図 試掘坑 完掘 平面図・断面図 (S = 1/40)



写真1 試掘坑遺構検出状況（南から）



写真2 1・2・3号遺構検出状況（南から）



写真3 試掘坑遺構検出状況（西から オルソ画像）



写真4 1・2・3号遺構 完掘状況（北から）



写真5 試掘坑完掘状況（南から）



写真6 試掘坑完掘状況（西から オルソ画像）

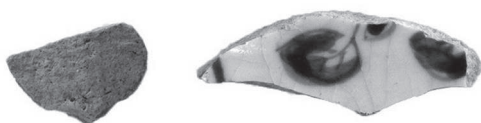


写真7 1号遺構出土遺物

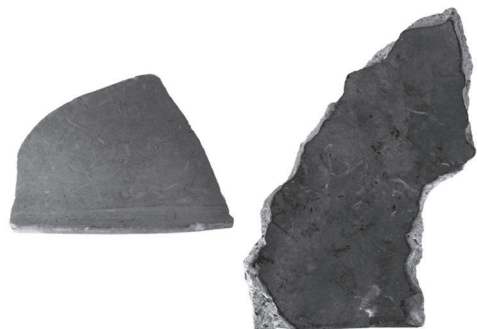


写真8 3号遺構出土遺物



写真 9 4号遺構出土遺物

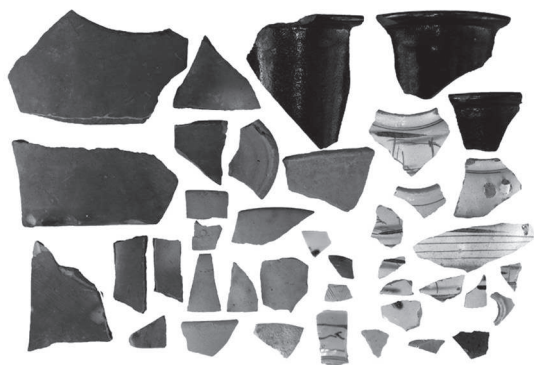


写真 10 表土・攪乱出土遺物

小日向二丁目11-15地点(小日向一・二丁目南遺跡)の調査概要報告

所在地 東京都文京区小日向二丁目11番15号
調査原因 個人住宅兼集合住宅建築
調査期間 2023年6月28・29日(実働2日)
調査面積 14㎡

調査主体 文京区教育委員会
処置 記録保存
支援業者 株式会社パスコ

位置・環境 本調査地点は文京区小日向二丁目11番15号に所在し、武蔵野台地の東端に位置する小日向台地上に立地している。当該地は縄文時代及び古墳時代から近世の遺跡として登録されている小日向一・二丁目南遺跡(文京区 No.118)の範囲内に該当する。江戸時代における本調査地点は、寛永6(1629)年に牛込で創建された龍興寺が承応3(1654)年に移転してきて、明治41(1908)年に中野に移転するまで所在していたことが知られている。また、龍興寺の移転後は茶畑として使用されていたとみられる。

本調査地点の周辺では、2014年と2019年に調査が行われている。2014年の調査では近世から明治時代の旗本屋敷・町方年貢抱地に関わる遺構・遺物と神田上水白堀北岸の護岸が検出された。2019年の調査では縄文から明治時代までの約1150基の遺構と大量の遺物が出土した。また、東側隣接地でも2014年に試掘調査が行われ、竪穴住居跡とピット等が検出された。

これらの調査成果を踏まえ、本調査地点においても近世を中心とした遺構・遺物が残存している可能性が高いと判断されたため、試掘調査を行うこととなった。

調査方法 試掘坑は、建築計画地南東寄りに、7.0m×2.0mの規模で1箇所設定した。調査は重機によって表土を除去し、遺構確認面からは人力によって遺構精査を行った。図面の記録は、調査地点から北東側へ約70mに位置する3級基準点・文3-RO03017と、そこから南側へ約127m離れた文3-R02151の2点を用いて、座標・標高を調査地内へと移動し、試掘坑配置図・平面図・断面図・遺構断面図の作成、写真撮影による記録などを行った。また、試掘坑の北側において浅い攪乱が検出されたため、その下層において遺構の有無を確認するため、第二次追加調査として緊急調査(1日間)を行った。調査終了後、重機による埋戻しを行い現況に復旧して現地調査は終了した。

検出遺構 ピット・土坑14基と攪乱が検出された。

重機を使用して表土層(1層)を除去後、現地表面より約0.5mの深度において自然堆積層であるソフトローム層(5層:立川ローム層第Ⅲ層相当)が検出された。このソフトローム層を遺構確認面として遺構精査を実施

し、ピット・土坑9基と攪乱が検出された。

1号遺構は長径約40cm、深さ約24cmの円形土坑で、断面は半円状を呈する。4号遺構を切る。

2号遺構は長径約45cm、深さ約28cmの円形土坑で、断面は漏斗状を呈する。5号遺構を切る。

3号遺構は長径約56cm、深さ約32cmの円形土坑で、断面はU字状を呈する。6号遺構を切る。

4号遺構は長径約38cm、深さ約16cmの方形土坑で、断面は箱状を呈する。1号遺構に切られる。

5号遺構は長径約60cm、深さ約47cmの方形土坑で、断面は箱状を呈する。2号遺構に切られる。

6号遺構は長径約67cm、深さ約39cmの方形土坑で、断面はU字状を呈する。3号遺構に切られる。

P1は直径約18cm、深さ約7cmの円形ピットで、断面は皿状を呈する。8号遺構を切る。

P2は直径約23cm、深さ約6cmの円形ピットで、断面は皿状を呈する。7号遺構に切られる。

P3は直径約18cm、深さ約4cmの円形ピットで、断面は箱状を呈する。

攪乱除去後に遺構検出を行って、土坑3基とピットが2基検出された。

7号遺構は直径約35cm、深さ約61cmの円形土坑で、断面はU字状を呈する。

8号遺構は直径約47cm、深さ約52cmの円形土坑で、断面は階段状を呈する。

P4は直径約28cm、深さ約16cmの円形ピットで、断面はU字状を呈する。

9号遺構は直径約32cm、深さ約52cmの円形土坑で、断面はU字状を呈する。

P5は直径約17cm、深さ約20cmの円形ピットで、断面はU字状を呈する。

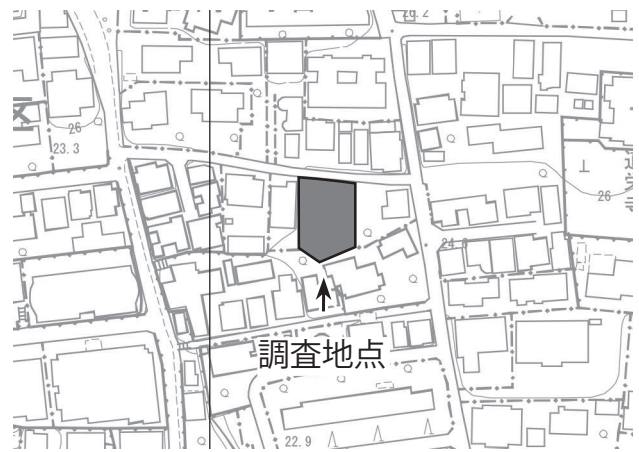
出土遺物 古墳時代後期から古代の土師器・須恵器、近世から近代の磁器・陶器・土器・瓦・金属製品・土管などの遺物が出土した。2号遺構から近世の磁器1点、瓦1点、焼けた壁土の計3点、3号遺構から土師器1点、近世の陶器2点、金属製品1点、焼けた壁土1点の計5点、4号遺構は土師器2点、近世の瓦1点の計3点、5号遺構は近世の土器1点、瓦1点、6号遺構は近世の焼けた

壁土1点、7号遺構からは土師器2点が出土した。

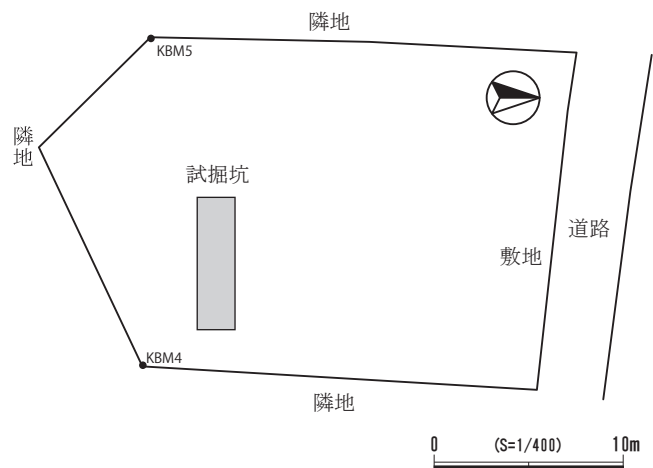
その他に、表面採集で土師器2点、近世の磁器3点、陶器3点、土器1点、近代の土器2点、土管1点の計12点が、攪乱からは磁器1点、須恵器1点、近世の磁器2点、瓦1点の計5点が、試掘坑内から土師器が1点出土した。

出土遺物は小片や細片が多い。土師器と須恵器は、甕の胴部片や内黒の坏等があり、時代は古墳時代後期～奈良・平安時代（8・9世紀）と考えられる。近世～近代の遺物は、小片が多いながらも碗等の日常雑器が見られる。年代は、18～19世紀と考えられる。

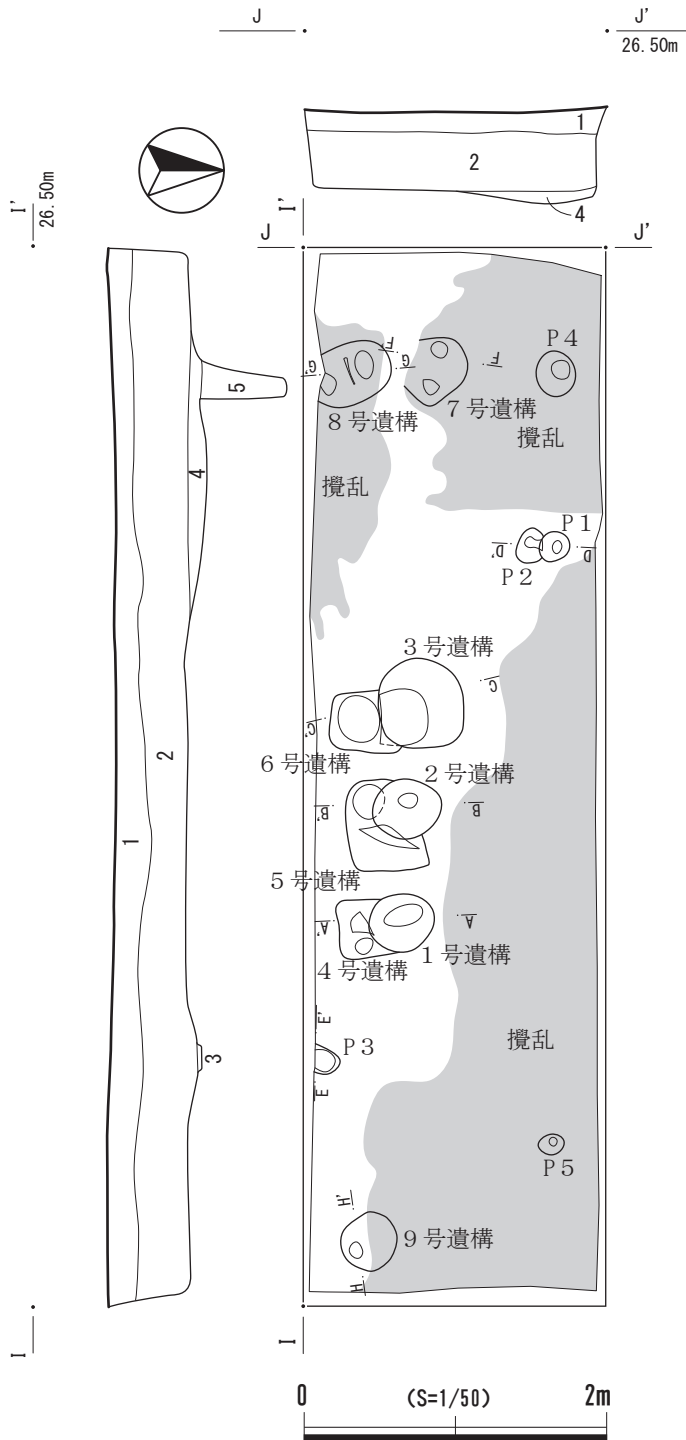
調査所見 本調査地点では、試掘坑内においては自然堆積層と考えられるソフトローム層（立川ローム層Ⅲ層相当）まで攪乱が及んでいたが、一部分のみであり、また攪乱の深度も浅かったことから、その下層からも遺構が確認できた。これらの遺構は出土遺物などから近世に属すると考えられ、東側隣接地で行われた試掘調査で確認されたピットと関連すると考えられる。また、古墳後期から古代の土師器・須恵器の細片も混じっていることから、当該期より土地利用が続いていた可能性がある。



第1図 調査地点位置図（S = 1/2,500）



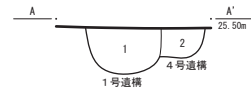
第2図 試掘坑配置図（S = 1/400）



土層註記

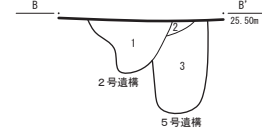
- 1: 表土: 10YR4/3 (にぶい黄褐色土) しまりなし 粘性なし
礫・瓦・コンクリ片を多く含む
- 2: 攪乱: 10YR3/3 (暗褐色土) しまりややあり 粘性なし
石・瓦・コンクリ片・ロームブロックを多く含む
- 3: SP9覆土: 10YR3/4 (暗褐色土) しまりあり 粘性ややあり
ロームブロック・赤色粒わずかに含む
- 4: 攪乱: 2と同じ
- 5: ソフトロームⅢ層相当

第3図 試掘坑平面図・断面図 (S = 1/50)



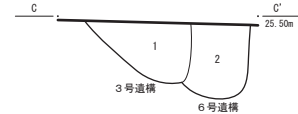
土層註記

- 1: 10YR3/4 (暗褐色土) しまりあり 粘性ややあり
ロームブロック・赤色粒・炭化物粒含む
- 2: 10YR3/4 (暗褐色土) しまりあり 粘性ややあり
ロームブロックわずかに含む 赤色粒・炭化物粒含む



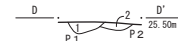
土層註記

- 1: 10YR3/4 (暗褐色土) しまりあり 粘性ややあり
ロームブロック・赤色粒・炭化物粒含む
- 2: 10YR3/4 (暗褐色土) しまりあり 粘性ややあり
ロームブロックわずかに含む 赤色粒・炭化物粒含む
- 3: 10YR3/4 (暗褐色土) しまりあり 粘性ややあり
ロームブロック大・赤色粒・炭化物粒含む



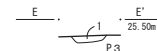
土層註記

- 1: 10YR3/4 (暗褐色土) しまりあり 粘性ややあり
ロームブロック・赤色粒・炭化物粒含む
- 2: 10YR3/4 (暗褐色土) しまりあり 粘性ややあり
ロームブロック多く含む 赤色粒・炭化物粒わずかに含む



土層註記

- 1: 10YR3/4 (暗褐色土) しまりあり 粘性ややあり
ロームブロック・赤色粒わずかに含む
- 2: 10YR3/4 (暗褐色土) しまりあり 粘性ややあり
ロームブロック多く含む 赤色粒・炭化物粒わずかに含む



土層註記

- 1: 10YR3/4 (暗褐色土) しまりあり 粘性ややあり
ロームブロック・赤色粒わずかに含む



土層註記

- 1: 10YR3/4 (暗褐色土) しまりあり 粘性ややあり
ロームブロック・赤色粒・炭化物粒含む



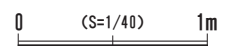
土層註記

- 1: 10YR3/4 (暗褐色土) しまりあり 粘性ややあり
ロームブロック・赤色粒・炭化物粒含む



土層註記

- 1: 10YR3/4 (暗褐色土) しまりあり 粘性ややあり
ロームブロック・赤色粒・炭化物粒含む



第4図 遺構断面図 (S=1/40)



写真 1 調査前試掘坑設定状況（西から）



写真 2 試掘坑遺構検出状況全景（西から）



写真 3 試掘坑南壁西側（北から）



写真 4 試掘坑南壁東側（北から）



写真 5 調査区南壁全景（北西から）



写真 6 試掘坑西壁（東から）



写真 7 3・6号遺構土層断面（西から）

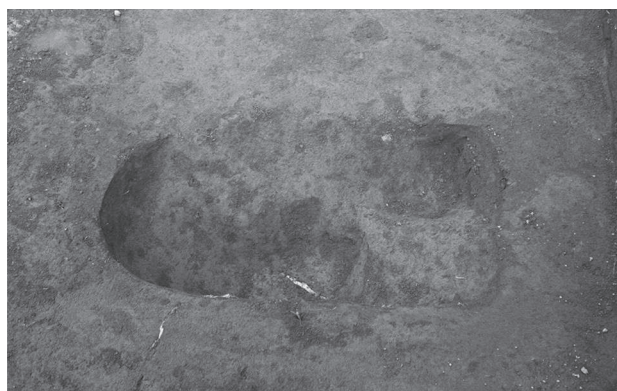


写真 8 1・4号遺構完掘状況（西から）



写真 9 2・5号遺構完掘状況（西から）



写真 10 3・6号遺構完掘状況（西から）



写真 11 7号遺構土層断面（西から）



写真 12 9号遺構土層断面（北から）



写真 13 8号遺構完掘状況（西から）



写真 14 試掘坑完掘状況全景（西から）



写真 15 試掘坑完掘状況全景（北東から）



写真 16 埋戻し復旧状況（西から）



写真 17 2号遺構出土遺物



写真 18 3号遺構出土遺物



写真 19 4号遺構出土遺物



写真 20 5号遺構出土遺物



写真 21 6号遺構出土遺物



写真 22 7号遺構出土遺物



写真 23 表面採集遺物



写真 24 攪乱出土遺物

西片一丁目1-15地点(菊坂町遺跡)の調査概要報告

所在地 東京都文京区西片一丁目1番15号

調査原因 集合住宅建設

調査期間 2023年10月16日～10月17日

調査面積 19.5㎡

調査主体 文京区教育委員会

処置 記録保存

支援業者 株式会社東京航業研究所

位置・環境 本調査地点は、文京区西片一丁目1番15号に所在し、菊坂町遺跡(文京区 No.63)の範囲内に該当する。調査地点は本郷台地支台である丸山台の舌状台地崖下の埋没谷に位置する。これは谷端川(小石川)の支流によって開析されたと推測される。標高は約9mを測る。西に白山通り、東に本郷通りが南北に走り、南に国道254号(春日通り)が東西に走る。

調査方法 新規建物建設予定地内の東側に、3.0m×6.0mの試掘坑を1箇所設定し、調査を実施した。表土をバックホーで掘削し、現地表面から1m程の深さで赤褐色の近世の盛土と思われる面を確認した。さらに安全を考慮し、中央部1m幅で盛土面を掘り下げ、1.8m程の深さで自然堆積層を確認した。調査記録の作成は、写真撮影、および3Dモデルを用いた記録、光波測距機により行った。試掘坑掘削後、東側壁面に遺構を確認したので、遺構の広がりを見るために東側を0.5m拡張した。そのため試掘坑は最終的に3.0m×6.5mとなった。調査終了後、重機による埋戻し作業を実施し、現況を復旧して現地作業を終了した。

検出遺構 試掘坑北側で1基の遺構が確認された。1号遺構は残存範囲で0.1m×0.3m、深さ0.45m程度のピットである。遺構の下からは木杭7が横位で出土した。赤褐色でシルトを多く含んだ近世の盛土(1層)を切っており、それ以降の年代に掘り込まれた遺構であると推測される。赤褐色盛土の下には黒色土に青灰色のシルトを中量含んだ盛土(2層)がされており、その下から砂を含んだ自然堆積層(3層)が検出された。

また、明確に遺構は確認できなかったが、黒色盛土中から木杭が6本、1号遺構から1本出土した、木杭の先端は炭化しており、防腐のために焼いた跡であると考えられる。木杭の周辺では板材も出土している。また、木杭は木杭5を除き面取りが施されている。板材を支える用途で使用されていた可能性も考えられる。木杭については第1表に計測結果、観察所見を記した。

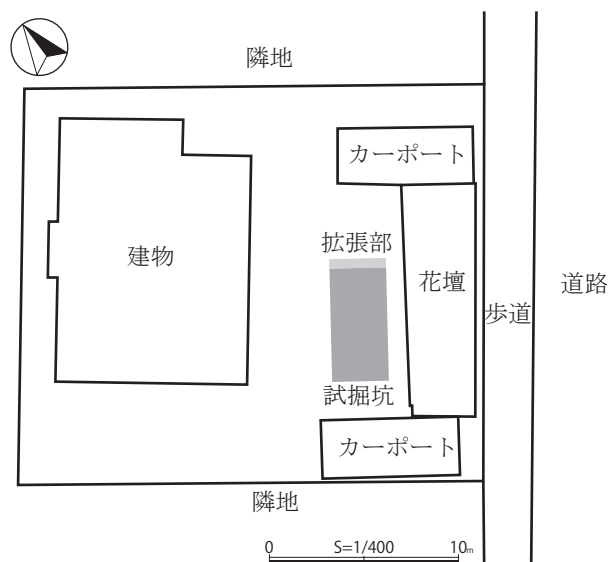
出土遺物 磁器、陶器、土器が出土している。盛土から一括で取上げた出土遺物の時期は大きく分けて2時期あり、古いものは18世紀中葉、新しいものは19世紀前葉の所産であると推察される。盛土は2層に分けられ、

黒色土を主体とする2層からは18世紀中葉の遺物だけが出土した。

調査所見 遺構検出面は赤褐色でシルトを多く含んだ近世の盛土であり、1号遺構は19世紀前葉以降の所産であると考えられる。一方で木杭は赤褐色の盛土に切られており、黒色土に青灰色のシルトを中量含んだ盛土に打ち込まれていた。この層から板材も出土しており、黒色盛土を造成する際に使われた可能性がある。黒色盛土中からは18世紀中葉の遺物しか出土しないことから、赤褐色盛土と黒色盛土の間には時期差があると思われる。黒色盛土が18世紀中葉、上層の赤褐色盛土が19世紀前葉に造成された可能性が考えられる。



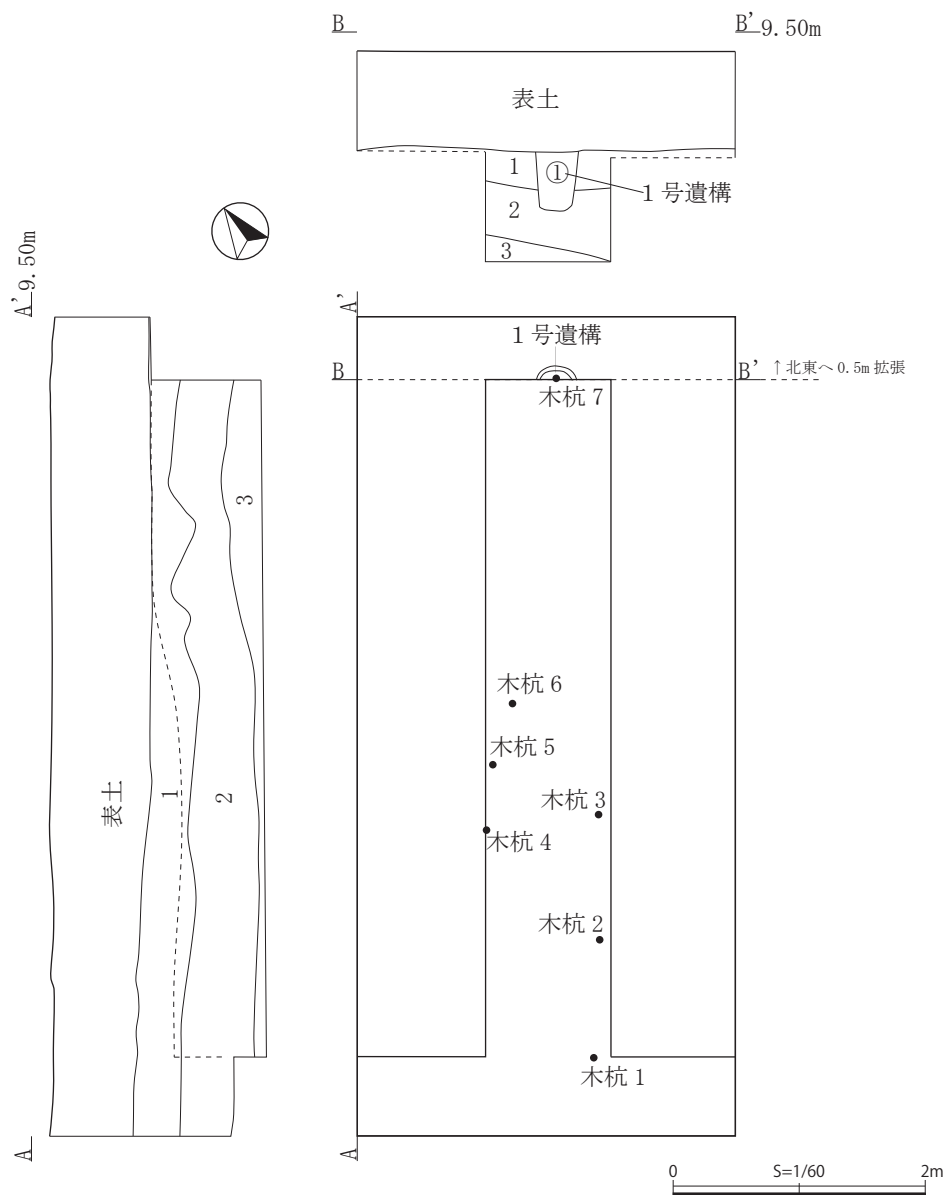
第 1 図 調査地点位置図 (S = 1/2,500)



第 2 図 試掘坑配置図 (S = 1/400)

	長さ (cm)	径 (cm)	観察所見
木杭 1	78	13	中程まで片面面取り。杭先端部が被熱により炭化。
木杭 2	41	7	四分の一程度まで片面面取り。杭先端部が被熱により炭化。
木杭 3	19	6	四方面取り。杭先端部が被熱により炭化。
木杭 4	63	7	四分の一程度まで片面面取り。杭先端部が被熱により炭化。
木杭 5	56	7	丸太材のまま面取りされておらず、木皮を残す。杭先端部が被熱により炭化。
木杭 6	40	8	四分の一程度まで二方面取り。杭先端部が被熱により炭化。
木杭 7	29	7	遺存状態非常に悪い。杭先端部が被熱により炭化。

第 1 表 木杭計測・観察表



1層 暗赤褐色土 (10R 3/2) 締り強い、粘性強い。シルト (φ10～50mm) を多量、礫 (φ10～30mm) を少量含む。

2層 黒色土 (10Y R 2/1) 締り強い、粘性強い。シルト (φ10～50mm) を中量、礫 (φ10～30mm) を少量含む。

3層 黒色土 (10Y R 1.7/1) 締りやや強い、粘性やや強い。砂粒を多量含む。

1号遺構

① 褐灰色土 (10Y R 5/1) 締りやや強い、粘性やや強い。シルト (φ10～50mm) を極多量含む。

第3図 試掘坑平面図・断面図 (S = 1/60)



写真 1 試掘坑全景（北東から）



写真 2 試掘坑北西壁断面（南東から）



写真 3 試掘坑北東壁断面（南西から）



写真 4 木杭出土状況（北東から）



写真 5 試掘坑拡張部全景（北東から）



写真 6 1号遺構完掘（南西から）



写真 7 出土遺物 盛土一括（18 世紀中葉）



写真 8 出土遺物 盛土一括（19 世紀前葉）

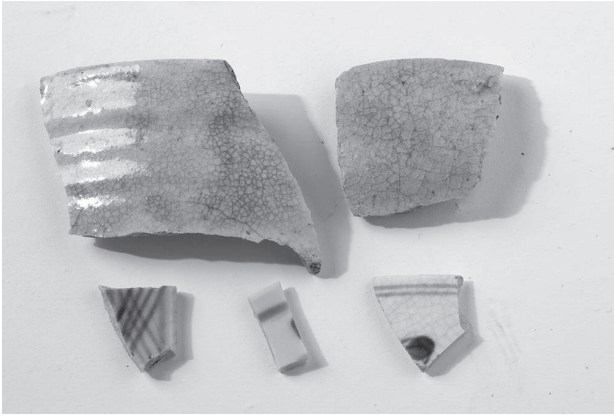


写真 9 出土遺物 黒色盛土一括 (18 世紀中葉)



写真 10 出土遺物 木杭 1



写真 11 出土遺物 木杭 2



写真 12 出土遺物 木杭 3



写真 13 出土遺物 木杭 4



写真 14 出土遺物 木杭 5



写真 15 出土遺物 木杭 6



写真 16 出土遺物 木杭 7



写真 17 試掘坑完掘 オルソ合成写真

本駒込五丁目72-12 地点(上富士前町遺跡)の調査概要報告

所在地 東京都文京区本駒込五丁目72番12号
調査原因 個人住宅兼集合住宅建築
調査期間 2024年2月13日
調査面積 7.5㎡

調査主体 文京区教育委員会
処置 記録保存
支援業者 株式会社東京航業研究所

位置・環境 本調査地点は、文京区本駒込五丁目72番12号に所在し、上富士前町遺跡(文京区No.16)の範囲内に該当する。隣接する豊島区では駒込一丁目遺跡(豊島区No.8)として調査が行われており、弥生時代後期末から古墳時代前期初頭に帰属する住居跡が検出されている。また、江戸時代には組屋敷地があり近郊農村地帯と接する地域に当たる。調査地点は白須甲斐守家の北東に当たり、組屋敷があったと推測される。立地としては、本郷台地の縁辺部に位置し、標高は凡そ22m前後を測る。都道437号線(「不忍通り」)の北側の一画に所在し、西に都道455号線(「本郷通り」)が南北に走る。

調査方法 新規建物建設予定地内の北西に、1.5m×5.0mの試掘坑を1箇所設定し、調査を実施した。表土をバックホーで掘削し、現地表面から0.5mほどの深さまで掘削したところで、ソフトロームを検出したのでこれを遺構確認面とした。試掘坑北側にピットを3基、中央に土坑を1基検出した。検出遺構を精査、完掘したのちに、記録を行った。調査記録の作成は、写真撮影、3Dモデルを用いた記録および光波測距機により行った。調査終了後、重機による埋戻し作業を実施し、現状を復旧して現地作業を終了した。

検出遺構 土坑1基、ピット3基を検出した。1号遺構から3号遺構まではピットである。柱穴に似た様相を呈するが、遺構の性格について明確にしえなかった。遺物は1号遺構と2号遺構から出土しており、近世(18世紀末から19世紀前半)の遺物が見られる。4号遺構は土坑である。調査区外へ延びていたため、遺構の全体は検出できなかった。調査区壁面に簡易ボーリングを行った所、50cm以上西側に伸びていると推測された。長方形の土坑であるが、遺構の性格について明確にしえなかった。近世(18世紀末から19世紀前半)の遺物と近代以降の遺物が混在して出土している。大小の攪乱が確認されたが、覆土中からも近代の遺物が出土しているの、廃絶されたのは少なくとも近代以降と考えられる。

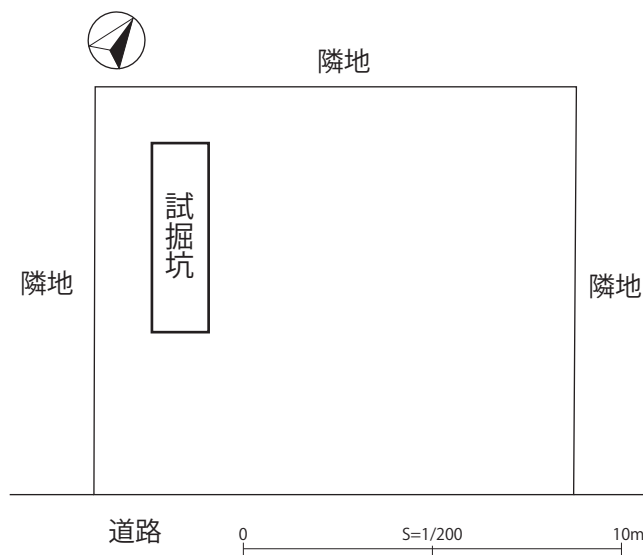
出土遺物 1号遺構、2号遺構からは陶器・土器が出土した。いずれも近世(18世紀末～19世紀前半)の所産であると推測される。4号遺構からは、近世と近代の遺物が出土した。近世は、磁器・陶器・土器が出土した。

時期は肥前系の小碗など、陶器は常滑の甕など、土器は土師質の火鉢、瓦質の植木鉢などが出土した。これらは、18世紀末～19世紀前半にかけてのものと推察される。

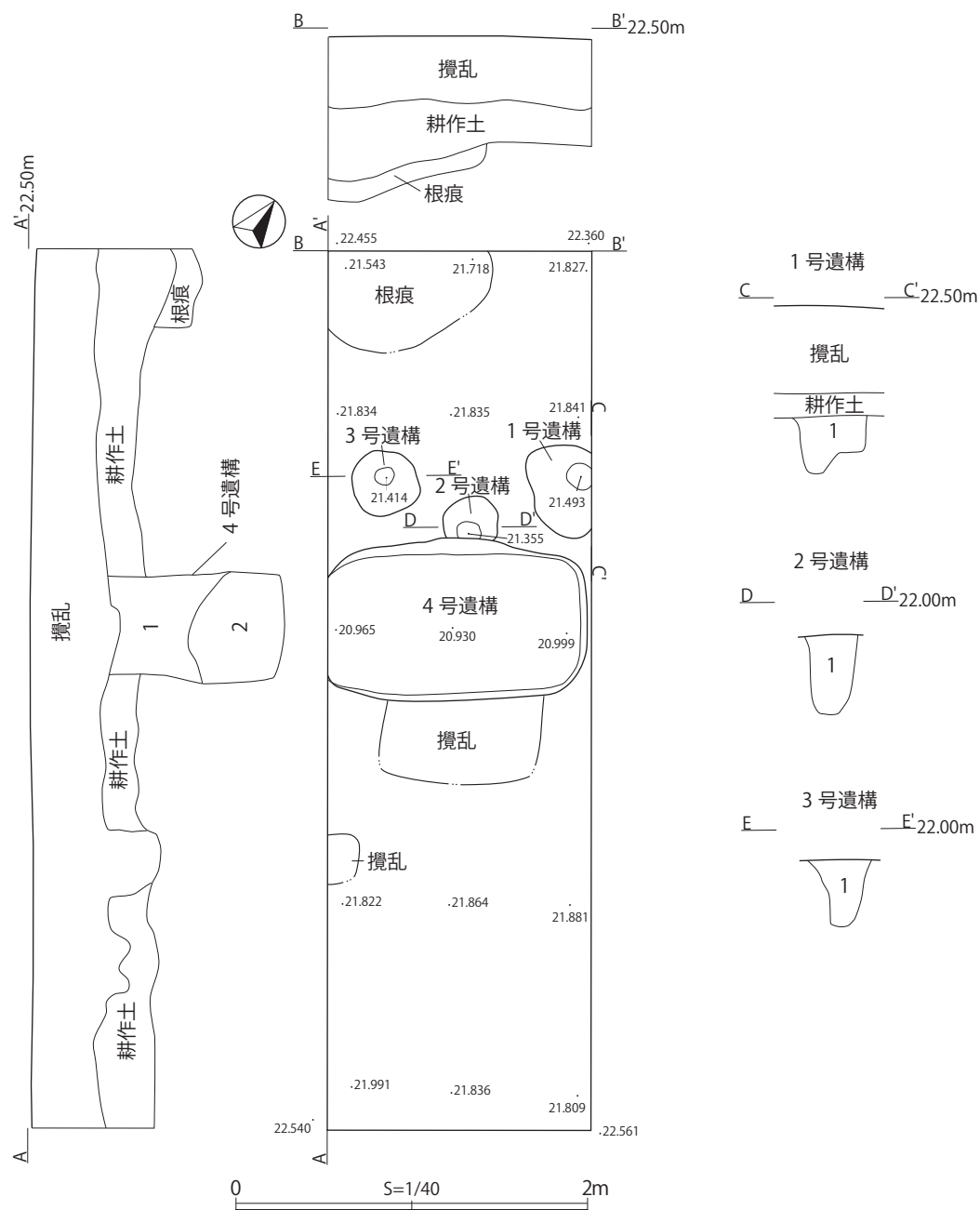
調査所見 今回の調査では、土坑1基、ピット3基を検出した。いずれも18世紀末～19世紀前半にかけての遺物が出土しており、近世末の組屋敷に由来する遺構と推測される。出土遺物には瓦質の植木鉢が多くみられる、これは江戸時代、とりわけ幕末には植木の里と俗称され、園芸文化の一大拠点であった駒込の地域的特性を反映している可能性がある。



第1図 調査地点位置図 (S = 1/2,500)



第2図 試掘坑配置図 (S = 1/200)



1号遺構

1層 褐色土 (7.5YR4/3) 締り強い、粘性やや強い。ローム (φ1mm) を微量含む。

2号遺構

1層 黒褐色土 (7.5YR3/2) 締り弱い、粘性やや弱い。ローム (φ1mm) を微量含む。

3号遺構

1層 黒褐色土 (7.5YR3/2) 締り強い、粘性やや強い。ローム (φ1mm) を微量含む。

4号遺構

1層 暗褐色土 (10YR3/3) 締りやや強い、粘性やや強い。ローム (φ3～10mm) を微量、
礫 (φ10～50mm) を少量、焼土 (φ5～10mm) を微量含む。

2層 黒褐色土 (YR3/2) 締り強い、粘性強い。ローム (φ3～10mm) を微量含む。

第3図 試掘坑平面図・断面図 (S = 1/40)



写真1 試掘坑全景（南から）



写真2 試掘坑西壁断面（東から）



写真3 試掘坑北壁断面（南から）



写真4 1号遺構完掘（西から）



写真5 2号遺構完掘（南から）

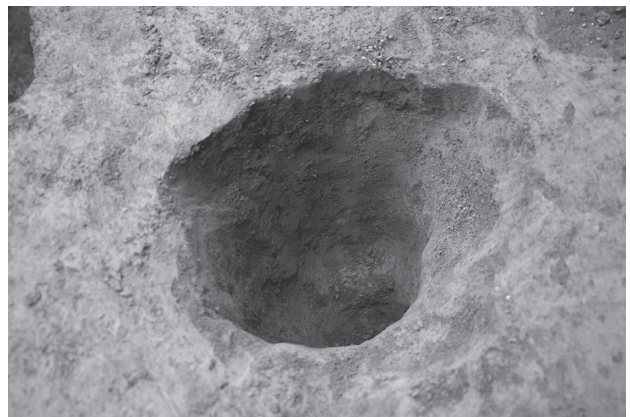


写真6 3号遺構完掘（西から）



写真7 4号遺構完掘（東から）



写真8 1号遺構（左）2号遺構（右）出土遺物



写真 9 4号遺構 出土遺物



写真 10 試掘坑完掘オルソ（西から）

西片二丁目14-2 地点（西片二丁目遺跡）の調査概要報告

所在地 東京都文京区西片二丁目 14 番 2 号

調査原因 個人住宅建築

調査期間 2024 年 2 月 28 日

調査面積 12.25㎡

調査主体 文京区教育委員会

処置 記録保存

支援業者 株式会社東京航業研究所

位置・環境 本調査地点は、文京区西片二丁目 14 番 2 号に所在し、西片二丁目遺跡（文京区 No.31）の範囲内に該当する。武蔵野台地の東端を形成し、東側は谷田川（藍染川）に、西側は谷端川（小石川）によって開析された本郷台の西側縁辺に位置している。延宝年中では備後福山藩阿部家の屋敷地北端部に相当し、元禄の頃には複数の敷地に割られ、それぞれが拝領屋敷となっている。

調査方法 新規建物建設予定地内の北西側に 3.5m × 3.5m の試掘坑を設定した。表土をバックホーで掘削したところ GL-0.3m 程でローム層（自然堆積層）を確認。同面より遺構を検出した為、人力による遺構精査を実施した。調査記録は写真撮影並びに簡易オルソ技術を用いた写真測量により行った。調査終了後、重機による埋戻し作業を実施し、現況を復旧して現地作業を終了した。

検出遺構 3 基の遺構が検出された。この内 1 号遺構は確認された平面形が 3m 以上の大型の土坑で、新規建物基礎深度および安全掘削深度に当たる GL-1.5m までの掘削を試みたが底面には至らなかった。やや不整な平面形状と起伏の多い壁の状況からは採土坑と推定されるが、掘削した範囲では明らかにしえなかった。土層は 6 層に分層され、この内 1 層からは遺物が多量に出土した。また、犬と考えられる獣骨が 1 層と 2 層の間から出土している。遺物の時期に大きな違いはなく、19 世紀代でまとまる。本遺構は出土遺物の量から最終的にごみ穴に転用されたものと思われ、幕末の屋敷退去時の一括廃棄に利用された可能性が考えられる。2 号遺構は東西方向に長い溝状の掘り込みで、西側は調査範囲内で途切れるものの、東側ではさらに延伸する。これは、屋敷地の区画に関連する施設の可能性が考えられる。遺構の時期は出土遺物が小片かつ僅かなため特定には至らなかった。3 号遺構は 1 号遺構に切られ、検出は一部に留まった。深さは 1.5m 以上あり、ある程度の規模を持った土坑と考えられる。

出土遺物 遺物総量はコンテナ 7 箱分で、内 6 箱が 1 号遺構からの出土である。この内、1 箱分は貝及び中型犬と推定される獣骨である。1 号遺構からの出土遺物では磁器製品、肥前系の製品の他、瀬戸・美濃系の広東碗や一重網目文の小碗、薄手酒杯、爛徳利が見られる。ま

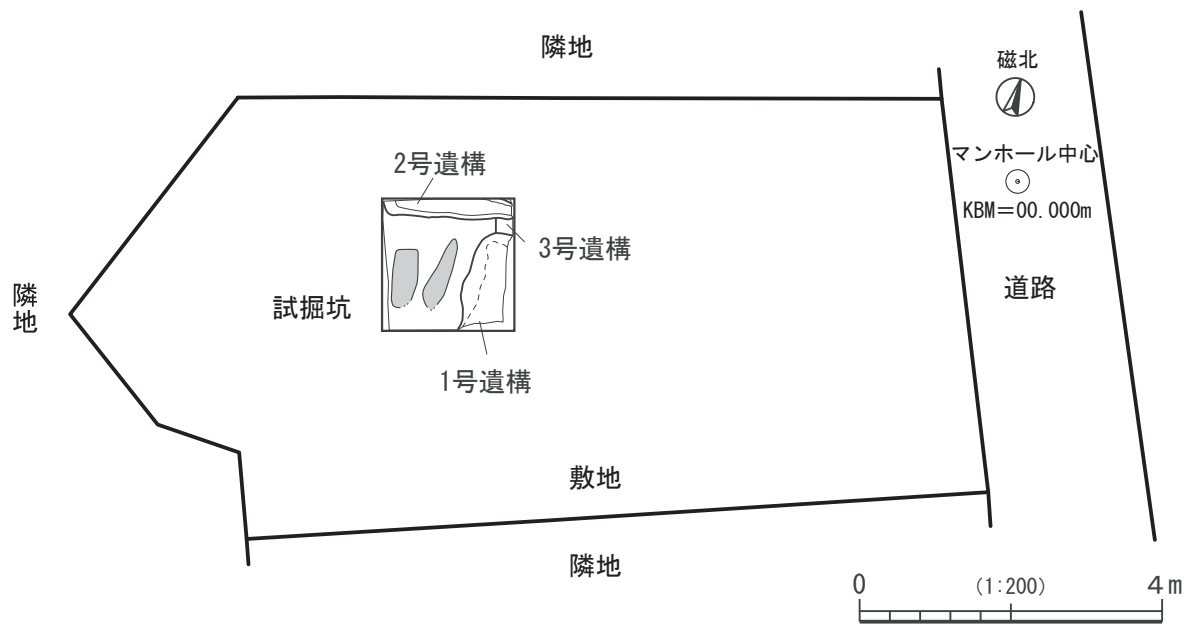
た、波佐見系の中碗や見込蛇の目釉剥ぎの小皿、蛸唐草の神酒徳利などが出土している。陶器では、瀬戸・美濃系の徳利や、油徳利、水鉢、片口、柳川鍋、灯明受皿、京・信楽系の銚子や小碗が出土している他、カンテラ、土瓶が見られる。炆器は播鉢などで堺・和泉系と備前系が混在する。土器はかわらけ、火消壺、八角形の七輪及びさな、火鉢、焙烙、鉛透明釉を施した灯明皿及び灯明受皿、焼塩壺が見られる。大半は在地系と推定される。焼塩壺の中には「御塩壺師湊伊織」の刻印を持つものが含まれる。土製品はカマドミニチュアやハト笛、箱庭道具、ままごと道具、基石が見られる。この他では石製品に温石と火打石が、金属製品では菜切り包丁、小釘が、ガラス製品では筭、ワインボトルが出土している。

2 号遺構からの出土は僅かで、焙烙 1 点、平瓦 3 点が出土している。3 号遺構は掘削しての調査を行えなかったが、煙管吸い口 1 点が確認されている。なお、1 号遺構では層ごとに遺物の取り上げを実施したが、各層出土の遺物に時期差は認められなかった。

調査所見 本調査区は江戸時代初期には備後福山藩丸山屋敷の一部に含まれるものの、元禄以降は旗本屋敷の一部となっている。調査範囲は旗本屋敷の裏手谷側と推定される。1 号遺構がごみ穴として利用されていることもあり、本拝領地では屋敷裏手は地下を利用する空間と考えられる。また、試掘坑の北壁に沿って確認された 2 号遺構は道路に対し概ね直交しており、屋敷境に関係している可能性が高い。この場合、現在の敷地と江戸時代の敷地では南北方向で若干のずれがあると思われる。



第 1 図 調査地点位置図 (S = 1/2,500)



第2図 試掘坑配置図 (S = 1/200)



写真1 遺構検出状況 (西から)



写真2 試掘坑全景 (南から)



写真3 1号遺構断面 (西から)

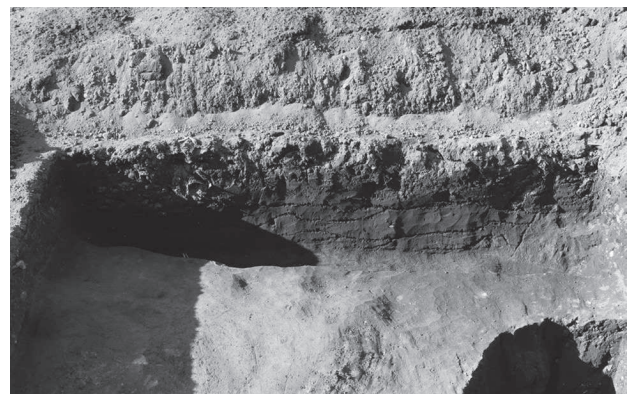
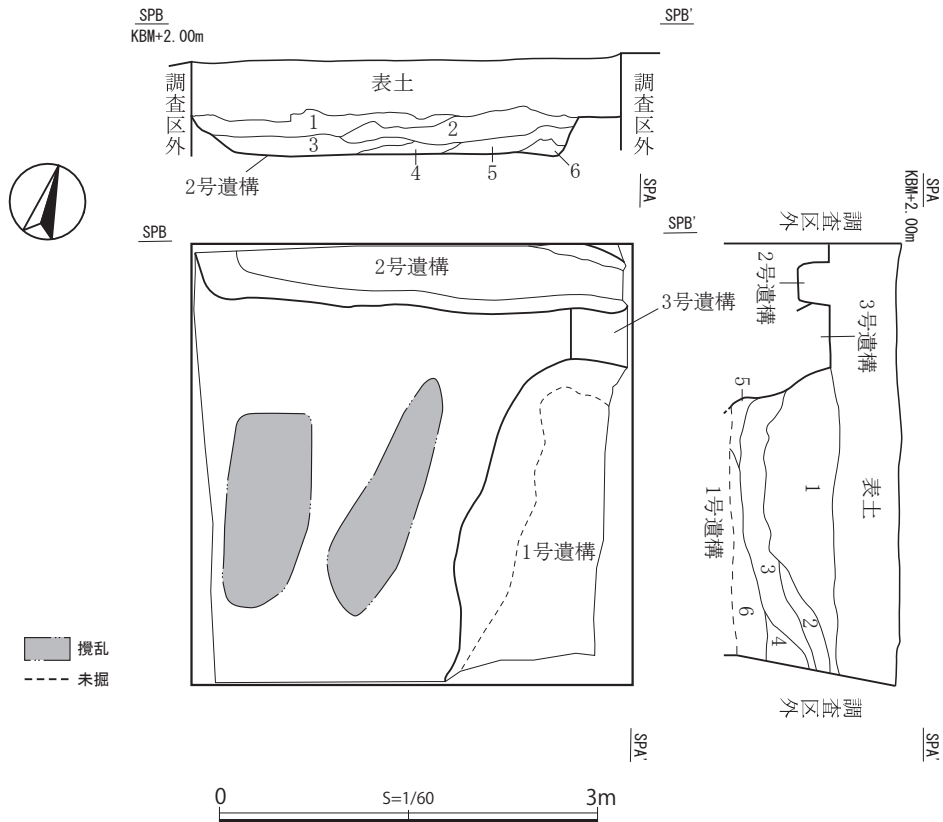


写真4 2号遺構断面 (南から)



1号遺構

- | | | |
|----|------------------|---|
| 1層 | にぶい黄褐色土(10YR4/3) | 粘性やや弱い、しまりやや強い。ローム粒子(φ0.5mm)を微量、炭化物(φ2~20mm)を中量、貝(アサリ・シジミ・サザエ・他)、遺物を多量含む。焼土(φ0.5mm)を微量含む。遺物集中層一括廃棄と考えられる。 |
| 2層 | にぶい黄褐色土(10YR5/4) | 粘性やや強い、しまり強い。ローム粒子(φ1~2mm)を中量、炭化物(φ2~3mm)を少量、貝を少量含む。 |
| 3層 | 暗褐色土(10YR3/4) | 粘性やや強い、しまり強い。ローム粒子(φ1~2mm)を微量、炭化物(φ5~20mm)を少量、焼土粒子(φ1~2mm)を少量、貝(アサリ・シジミ)を中量含む。 |
| 4層 | 暗褐色土(10YR3/3) | 粘性やや弱い、しまり強い。炭化物(φ5~10mm)を少量、礫(φ5~10mm)を少量含む。 |
| 5層 | 暗褐色土(10YR3/4) | 粘性やや弱い、しまりやや強い。ローム粒子(φ0.5mm)を微量、炭化物(φ1~2mm)を微量含む。 |
| 6層 | 暗褐色土(10YR3/3) | 粘性強い、しまりやや強い。漆喰を薄く層状に含む。ローム粒子(φ1~2mm)を微量、炭化物(φ1~10mm)を微量、貝(シジミ)を少量含む。 |

2号遺構

- | | | |
|----|---------------|---|
| 1層 | 暗褐色土(10YR3/3) | 粘性やや強い、しまりやや強い。ローム粒子(φ1~2mm)を微量、炭化物(φ5mm)を部分的に微量、焼土粒子(φ1~3mm)を微量含む。 |
| 2層 | 黒褐色土(10YR2/3) | 粘性強い、しまりやや強い。ロームブロック(φ5~100mm)を少量、焼土粒子(φ1~2mm)を微量含む。 |
| 3層 | 暗褐色土(10YR3/4) | 粘性強い、しまりやや強い。ローム粒子(φ1~2mm)を中量含む。 |
| 4層 | 黒褐色土(10YR2/3) | 粘性強い、しまり強い。ローム(φ10mm)を少量含む。 |
| 5層 | 褐色土(10YR4/4) | 粘性強い、しまり強い。ローム粒子(φ1~50mm)を中量、炭化物粒子(φ1~5mm)を微量含む。 |
| 6層 | 褐色土(10YR4/4) | 粘性強い、しまり強い。ローム(φ200mm)を全体的に極多量含む。 |

第3図 試掘坑平面図・断面図 (S = 1/60)



写真5 1号遺構完掘（南から）

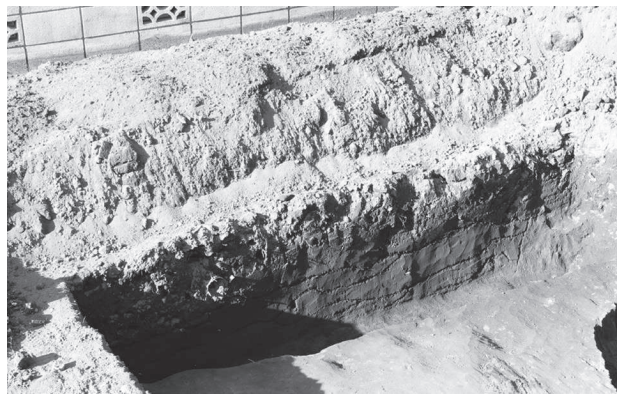


写真6 2号遺構完掘（南西から）



写真7 2号遺構出土遺物



写真8 3号遺構出土遺物



写真9 1号遺構出土遺物



写真 10 表土出土遺物

音羽一丁目15-5・2・16-1 地点 (護国寺門前町遺跡) の調査概要報告

所在地 東京都文京区音羽一丁目15番5号・2号・16番1号

調査原因 事務所建設

調査期間 2019年4月2日・8月1・2日・9月9日

調査面積 約59㎡

調査主体 文京区教育委員会
処置 記録保存

位置・環境 本調査地点は武蔵野台地東端部の一支台である関口台の東端部に接する音羽谷の低地部に位置し、標高は約7mを測る。当該地周辺は江戸時代の屋敷跡・墓として登録されている護国寺門前町遺跡（文京区No.80）に該当している。本調査地点は『御府内場末往還其外沿革図書』によると、江戸時代の17世紀後葉から末葉には妙傳寺の境内、その後は護国寺門前町屋の範囲内にあたると推定される。

調査方法 建築予定地内に2.35m×2.5m（試掘坑1）、3m×5m（試掘坑2）、3.5m×5.6m（試掘坑3）の3箇所の試掘坑を設定した。重機により表土層と攪乱を掘削し、遺構確認面からは人力により確認作業を行った。このうち試掘坑2では遺構が検出されたため、調査区を拡張した。その後、図面および写真による記録作業を行った。調査終了後は埋め戻しはせずそのまま引き渡した。

検出遺構・出土遺構 近・現代以降の土地改変の影響により、近世から近代以降の盛土が攪乱されている部分が多いが、GL-1.6m程からは暗〜黒褐色シルト質土が確認され、遺構が7基検出された。遺物は、江戸時代から近代以降の磁器・陶器・土器・炆器・金属製品・木片・炭化物・壁材片、人骨、中世以前の土器などが出土した。

出土した人骨は独立行政法人国立科学博物館の梶ヶ山眞里氏・坂上和弘氏に資料同定を依頼した。

〔試掘坑1〕

試掘坑西壁面でGL-1.4mから木杭と思われる痕跡が確認されたが、その他の遺構は確認されなかった。遺物は3層・4層中から江戸時代の陶磁器類が出土し、5層中からは人骨が出土した。

〔試掘坑2〕

GL-約1.6mで遺構が6基検出された。遺構の大半が上層からの攪乱によって壊され、遺構底面しか遺存していない。平面形は円形または円形の一部で、遺構内から人骨が出土したことから、これらは埋葬遺構であったと考えられる。遺構覆土からは磁器片・土器片・銭貨・木片・炭化物・壁材片などが出土したが、副葬品ではなく覆土とともに混入したものも多いと考えられる。また、遺構内ではないが試掘坑西壁中からも人骨・土器が出土した。このほかには1層から江戸時代の陶磁器類、表土・



第1図 調査地点位置図（S=1/2500）

攪乱から近代以降の陶磁器類などが出土した。

1号遺構

深掘の際に一部掘削されてしまったが、平面形は径70cmの円形を呈していたと推測される。確認面からの深さは5cmである。遺構内からは人骨のほかに、土器1点、木片、炭化物、壁材片が出土した。

2号遺構

平面形は径60cmの円形を呈する。確認面からの深さは5cmである。遺構内からは人骨のほかに、銭貨6点（6枚が密着、古寛永通宝2枚・新寛永通宝1枚・寛永通宝文銭3枚）、土器4点、木片、炭化物、壁材片、中世以前の土器1点が出土した。

3号遺構

平面形は径70cmの円形を呈する。確認面からの深さは12cmである。遺構内からは人骨のほかに、磁器3点、土器1点、木片、炭化物、壁材片、中世以前の土器1点が出土した。

4号遺構

平面形は径55cmの円形を呈する。確認面からの深さは4cmである。遺構内からは人骨のほか、銭貨3点（3枚が密着、無紋の寛永通宝1枚、寛永通宝文銭2枚）、木片、炭化物、中世以前の土器1点が出土した。

5号遺構

平面形は径60cmの円形を呈する。確認面からの深

さは5cmである。遺構底面には桶底板が残っていたため、木棺墓と推測される。遺構内からは人骨のほか、銭貨2点（2枚が密着、古寛永通宝2枚）、木片が出土した。

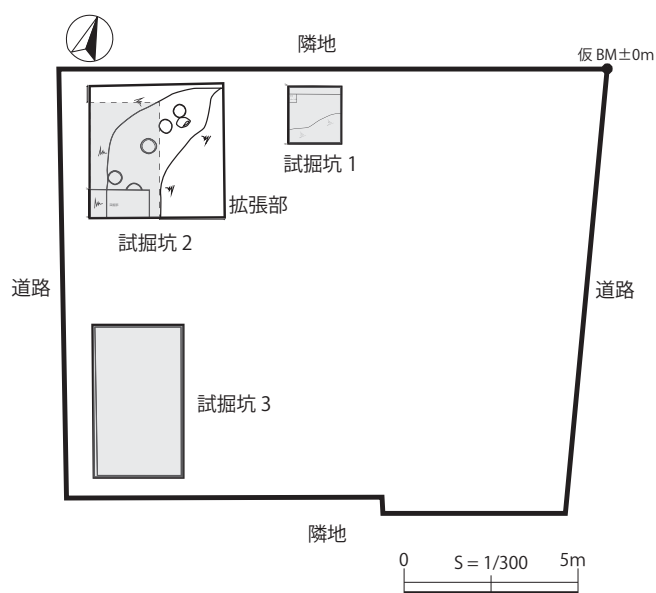
6号遺構

平面形は長軸60cm、短軸40cmの楕円形を呈する。確認面からの深さは3cmである。遺構内からは人骨のほか、木片、炭化物、壁材片が出土した。

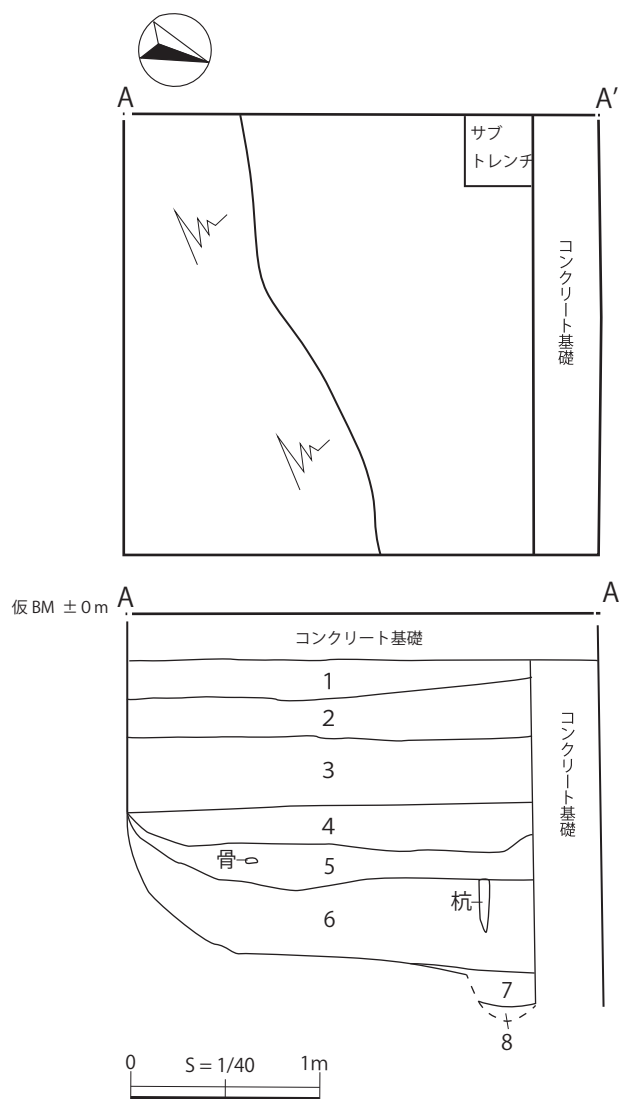
[試掘坑3]

GL-1.6m程まで攪乱を受けており、遺構・遺物は確認されなかった。

調査所見 今回の調査では木杭1本と埋葬遺構と考えられる遺構が6基確認された。本調査地点の北側の隣地では17世紀後葉から末葉の墓跡が99基確認されており（護国寺境内遺跡第1地点）、今回の調査ではその墓域の広がりを確認することができた。試掘坑1の木杭や表土・盛土中から出土した近世遺物は、護国寺門前町屋に由来するものと考えられる。



第2図 試掘坑配置図 (S=1/300)

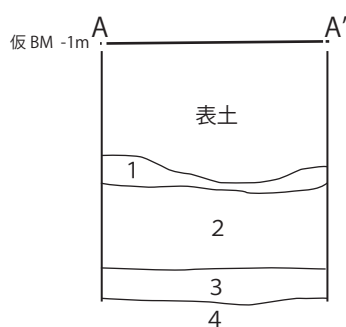
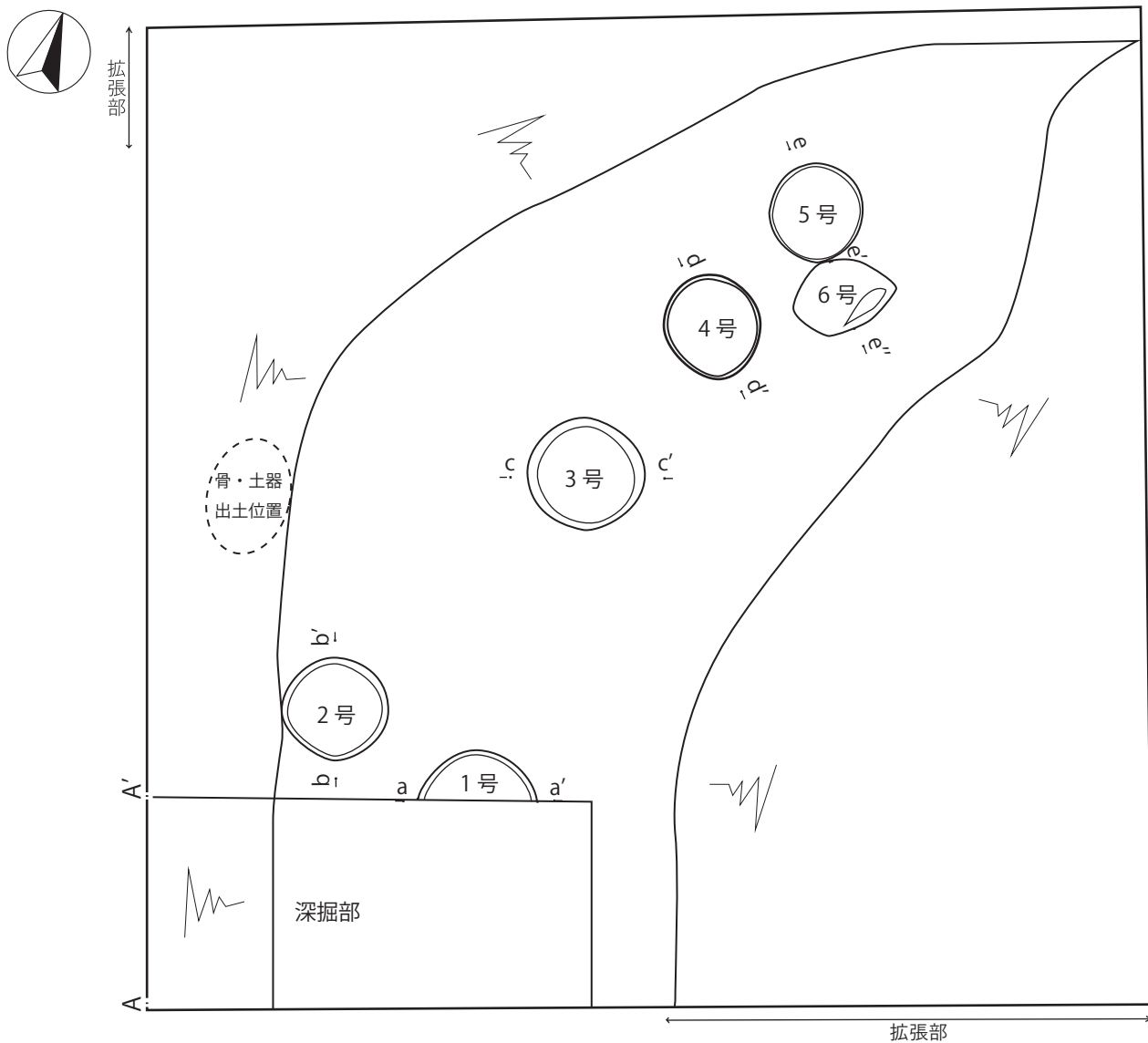


土層説明

A-A' 断面

1. 暗褐色土 やや粘土質 締りやや弱く、粘性あり。
2. 黒褐色土 やや粘土質 砂・灰を含む。 締りやや弱く、粘性あり。
3. 褐色土 やや粘土質 ローム粒・炭化物・赤褐色粒を含む。
締りやや弱く、粘性あり。
4. 褐色土 粘土質 ローム粒・赤褐色粒を多量に含む。
締りやや弱く、粘性あり。
5. 褐色土 粘土質 ロームブロックを多量、白色粘土ブロックを含む。
締りやや弱く、粘性あり。
6. 黒褐色シルト質土 締りやや弱く、粘性あり。
7. 灰褐色シルト質土 締りやや弱く、粘性強い。
8. 黒褐色シルト質土 締りやや弱く、粘性強い。(自然堆積層)

第3図 試掘坑1 平面図・断面図 (S=1/40)



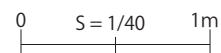
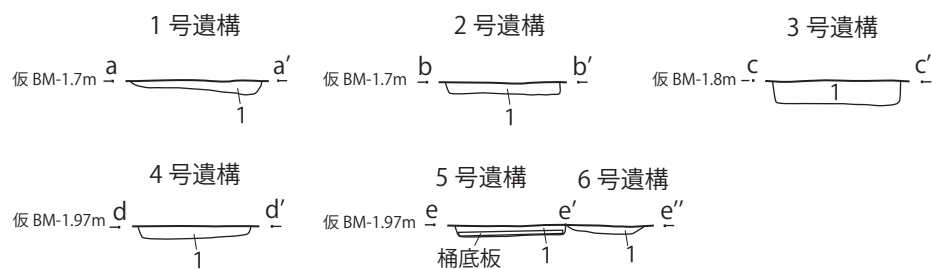
土層説明

A-A' 断面

1. 褐色土主体 締りやや弱く、粘性あり。
2. 暗褐色シルト主体 締りやや弱く、粘性あり。
3. 褐灰色シルト主体 締りやや弱く、粘性強い。
4. 黒褐色シルト主体 締りやや弱く、粘性強い。

1・2・3・4・5・6号遺構

1. 褐色粘土質土主体 酸化により部分的に赤化している。 締まりやや弱く、粘性強い。



第4図 試掘坑2 平面図・断面図 (S=1/40)



写真1 試掘坑1 全景（東から）



写真2 試掘坑1 西壁

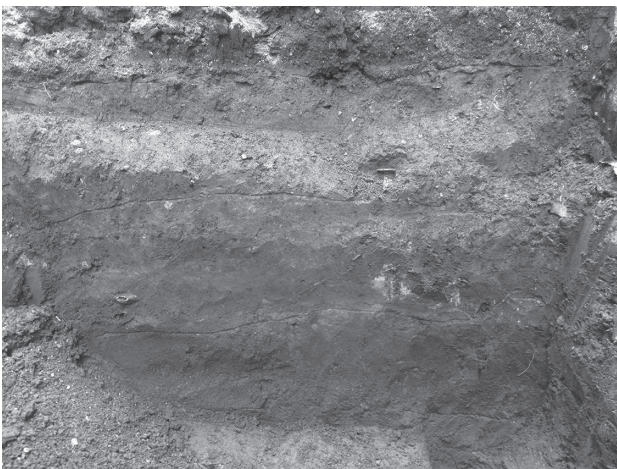


写真3 試掘坑1 西壁下部



写真4 試掘坑1 西壁（骨検出）



写真5 試掘坑2 1号・2号遺構（東から）



写真6 試掘坑2 1号遺構（南から）



写真7 試掘坑2 1号遺構 歯検出（北から）

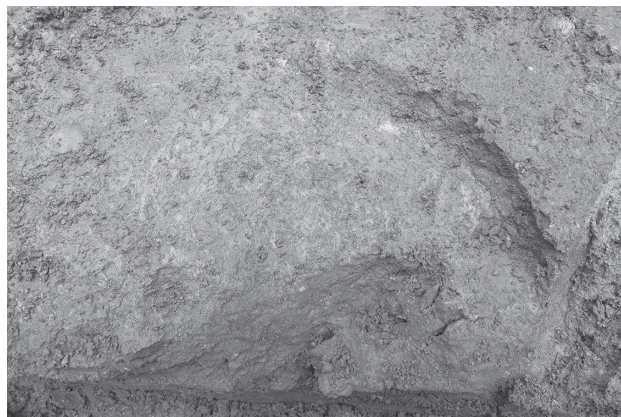


写真8 試掘坑2 1号遺構 完掘（南から）

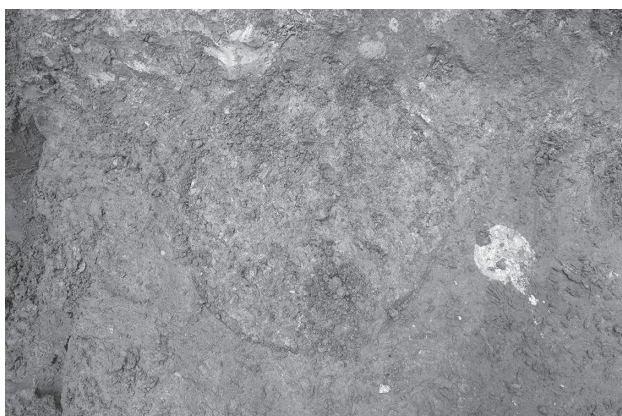


写真9 試掘坑2 2号遺構（東から）



写真10 試掘坑2 2号遺構 断面（東から）



写真11 試掘坑2 2号遺構 銭検出状況

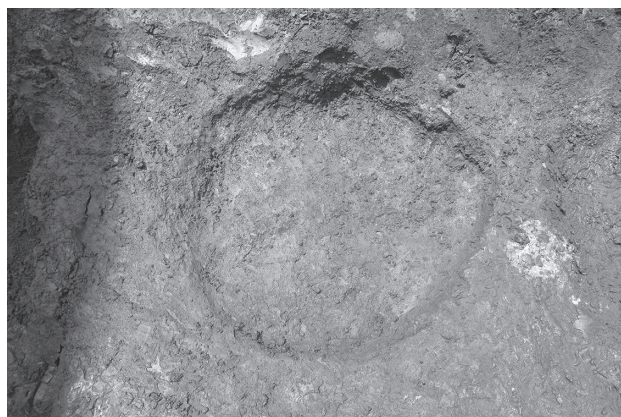


写真12 試掘坑2 2号遺構 完掘（東から）

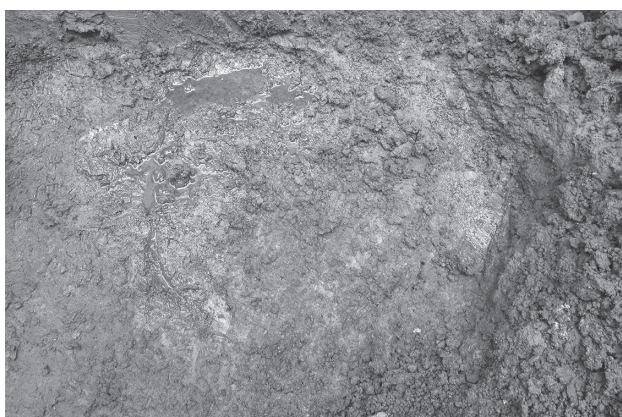


写真13 試掘坑2 3号遺構（南から）



写真14 試掘坑2 3号遺構 断面（南から）

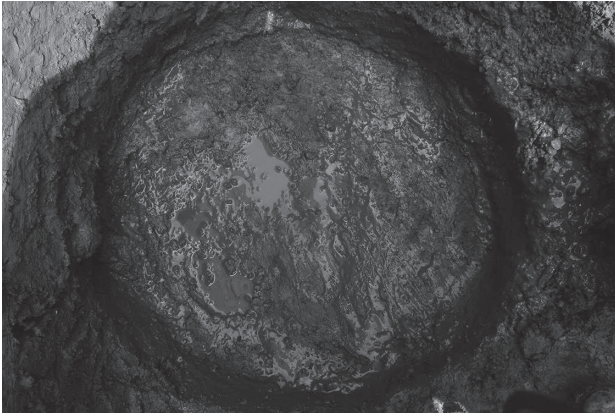


写真 15 試掘坑 2 3号遺構 完掘（南から）



写真 16 試掘坑 2 深掘部西壁



写真 17 試掘坑 2 4号・5号・6号遺構（南西から）

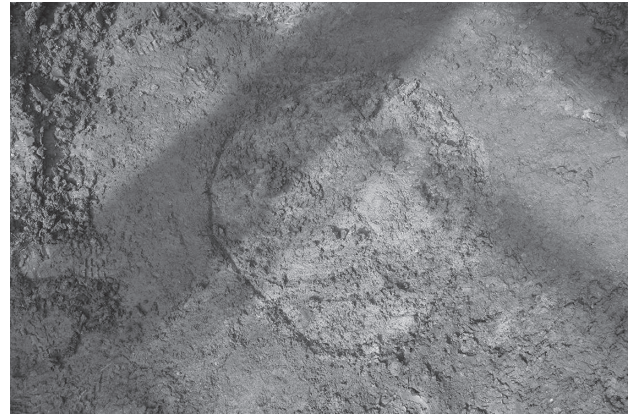


写真 18 試掘坑 2 4号遺構（南西から）



写真 19 試掘坑 2 4号遺構 断面（北から）

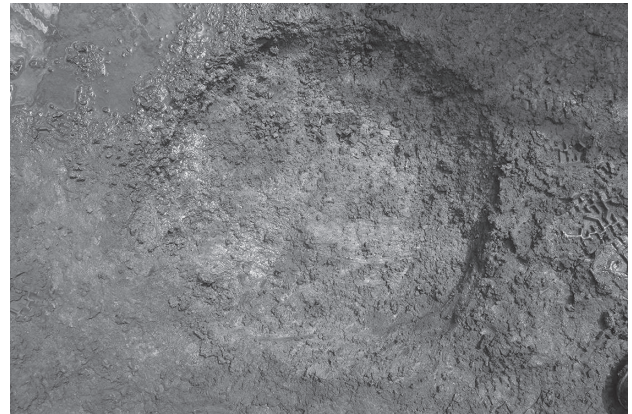


写真 20 試掘坑 2 4号遺構 完掘（北から）

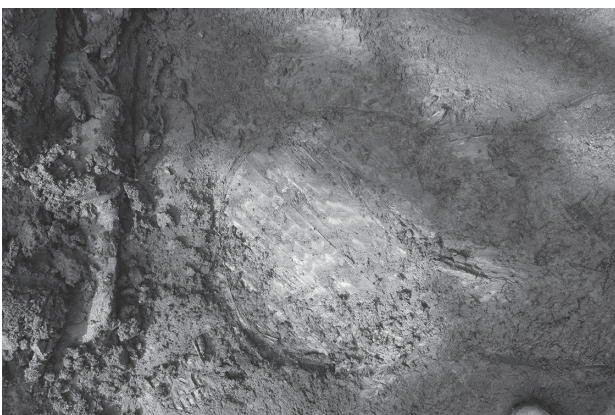


写真 21 試掘坑 2 5号遺構（南西から）

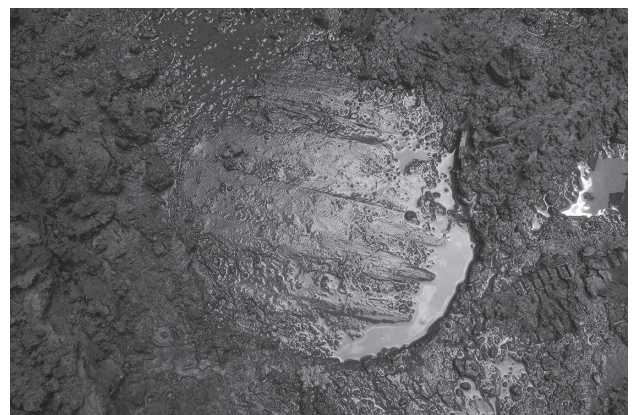


写真 22 試掘坑 2 5号遺構 木棺底部（西から）

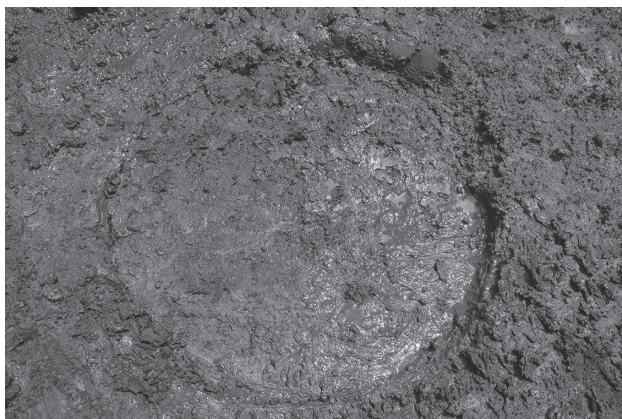


写真 23 試掘坑 2 5号遺構 完掘（南西から）

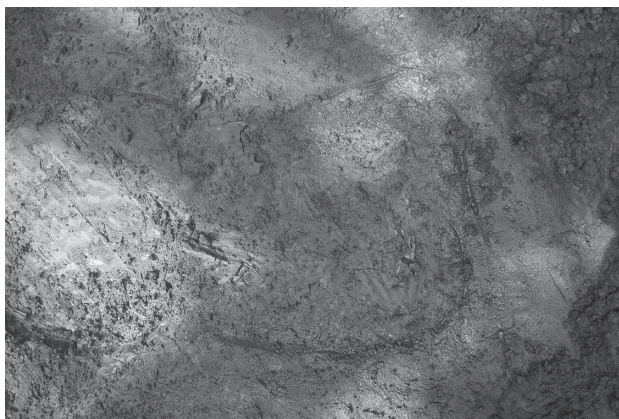


写真 24 試掘坑 2 6号遺構（南西から）



写真 25 試掘坑 2 6号遺構 断面（南西から）



写真 26 試掘坑 2 6号遺構 完掘（南西から）



写真 27 試掘坑 2 4号・5号・6号遺構完掘（南西から）



写真 28 試掘坑 3 全景（北から）



写真 29 試掘坑 1 出土遺物①



写真 30 試掘坑 1 出土遺物②



写真 31 試掘坑 1 出土遺物③



写真 32 試掘坑 2 1号遺構 出土遺物



写真 33 試掘坑 2 2号遺構 出土遺物①



写真 34 試掘坑 2 2号遺構 出土遺物②



写真 35 試掘坑 2 3号遺構 出土遺物



写真 36 試掘坑 2 4号遺構 出土遺物①



写真 37 試掘坑 2 4号遺構 出土遺物②

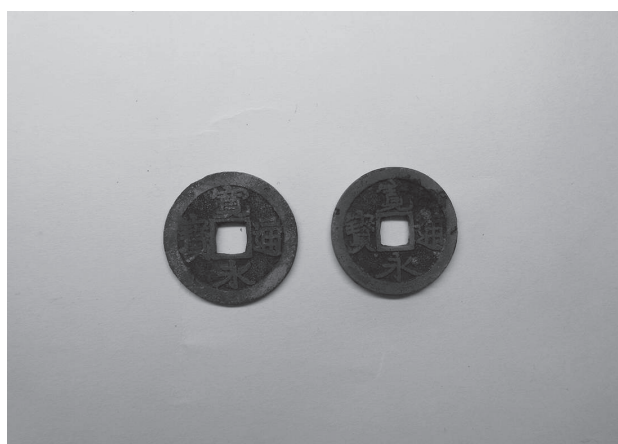


写真 38 試掘坑 2 5号遺構 出土遺物



写真 39 試掘坑 2 西壁際中 出土遺物



写真 40 試掘坑 2 出土遺物①

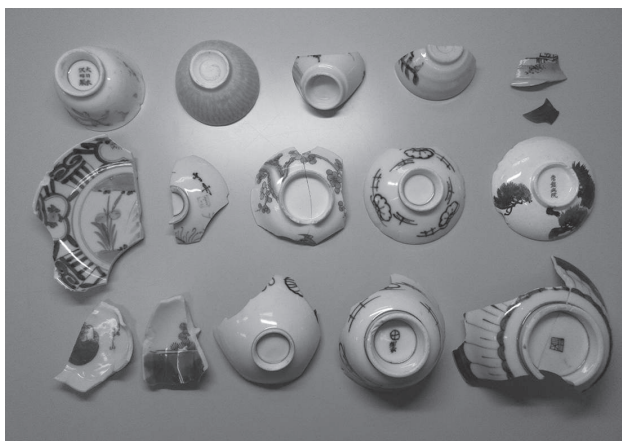


写真 41 試掘坑 2 出土遺物②



写真 42 試掘坑 2 1 層出土遺物



写真 43 試掘坑 2 深掘部出土遺物

文京区音羽出土人骨について

(独) 国立科学博物館人類研究部
梶ヶ山真里 坂上和弘

はじめに

2019年8月、文京区音羽一丁目15番5号・2号・16番1号の試掘調査において、江戸時代の埋葬施設6か所とそれ以外の地点から人骨が検出された。埋葬施設のうち1号墓から5号墓は円形土坑墓と思われるが、6号墓については円形の形状が明確ではない。また、埋葬施設の確認が不可能な壁際からも人骨が検出されている。

以下、埋葬施設ごとに検出された人骨について記載する。壁際検出人骨はそのあとに記載した。

【1号墓】壮年前半・性別不明(34.2g)

検出された墓坑は半分に切られ、半円の状態である。検出された人骨は、頭蓋錐体と四肢骨片である。錐体は左右不明となっている。

永久歯が25本保存され、保存状態は以下の歯式の通りである。

6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	6	7
8	7	6	5	4	3	2	1	2	4	5	6

歯の咬耗はそれほど強くない。下顎切歯と第1大臼歯の一部で象牙質がわずかに露出している。第3大臼歯は萌出するか否かの段階であろう。ほとんど咬耗がない。

Smithの3～4段階に相当すると判断でき、壮年前半と推定できる。

性別は、保存されている部位や分量から判断できない。

【2号墓】成人・不明(141.6g)

1号墓の西側に円形土坑墓が確認できる。その中から、四肢骨が検出された。保存された部位は、上腕骨、上腕骨骨頭、鎖骨、尺骨、腓骨、膝蓋骨の破片である。いずれの部位も破片しか保存されておらず、左右はわからない。

【3号墓】壮年・男性(455.0g)

調査区域のほぼ中央部から円形土坑が確認される。1体分として矛盾がない部位が検出されている。頭骨、上顎骨、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨そして歯が確認できる。また、混入と思われる焼骨が土壌中から検出された。

遊離歯の保存状態は以下の歯式の通りである。

8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	5	6	7	8
8	7	6	5	4	3	2		3	4	5	6	7	8

歯の咬耗は、切歯や大臼歯の咬合面で象牙質の露出が確認できる。Smithの4～5に相当する。歯冠が全体

的に小さいことから、どちらかというとな女性の可能性が高い。上顎中切歯は歯冠が大きく、シャベル形が強い。右大腿骨の近位端が保存されており、骨表面は傷みが強く不完全であるものの骨体は太い(周90mm)。明らかに男性のものと推測できる。

【4号墓】壮年前半・女性?(173.0g)

3号墓の上部北側に4号墓が確認できる。頭蓋骨片と上腕骨片、尺骨片、橈骨片、その他部位不明の四肢骨片を確認できる。上腕骨や前腕骨はそれほど骨体が太いとは言えない。

遊離歯の保存状態は以下の歯式の通りである。

6	5	4	3	2	1	1	3	8	
7		4	3	2	1	2		7	8

歯の咬耗は大臼歯では象牙質の露出はない。切歯や犬歯もそれほどすり減っていない。

第3大臼歯は未萌出か萌出して間もない程度であり、Smithの4に相当し、壮年前半と思われる。

【5号墓】不明・不明(9.5g)

左右不明橈骨骨体10cm程保存されている。骨体は細く、女性あるいは小児のものである可能性が考えられる。小柄な成人の女性個体であるか、小児個体であるのか保存状態も悪く判断ができない。

【6号墓】成人・不明(15.5g)

6号墓は5号墓に隣接する不形成な土坑墓である。人骨はすべてが1cm×2cm程度の骨片である。成人四肢骨ではあるが部位の判断はできない。

【壁際】壮年・男性

頭骨では、前頭骨、左錐体、後頭骨が保存されている。後頭骨では、外後頭隆起が顕著で男性的な特徴であろう。下顎骨片、左大腿骨近位部、左脛骨近位部、左上腕骨近位部など比較的大きな骨片が確認できる。それ以外の四肢骨は数cm四方の骨片であり部位を明確に同定できない。

遊離歯の保存状態は以下の歯式の通り保存されている。

5	4												
	4					1		4		6		7	

歯の咬耗は、切歯の一部や第1大臼歯の交頭の一部分に象牙質の露出が確認できる。それほど咬耗は強い個体ではない。Smithの3に相当すると思われる。左大腿骨骨体は非常に骨壁が厚く頑丈な個体で太い(骨体周92mm)。また、左脛骨骨体は断面の扁平傾向が強く、周も大きい(85mm)。それらの特徴から男性である可能性が高く、男性の中でも強壮な個体であると思われる。

【試掘】(34.9g)

右大腿骨骨体近位半が検出している。骨体周はさほど太くない(周70mm)。どちらかというとな性的であるが断定するには危険である。性別不明の成人個体とする。

まとめ 文京区音羽一丁目の試掘の際に検出された人骨は、以下に示す通り少なくとも8個体である。人骨はすべて成人と思われ、未成年は確認できない。保存状態は不良で、各墓坑から検出される人骨の分量は、各土坑とも総重量1キロを超えるものはない。保存部位も断片的で、同定できた箇所も少ない。しかし、歯の保存はおおむね良好であり、咬耗程度の確認ができたことは、年齢推定を可能にした。成人の中でも4個体は壮年期に属していたことが分かった。また、墓坑の確認はされていないが、壁際から強壮な男性個体の下肢骨が検出されたのは興味深い。

出土遺構	個体数	性別	年齢
1号墓	1	不明	壮年前半
2号墓	1	不明	成人
3号墓	1	男	壮年
4号墓	1	女?	壮年前半
5号墓	1	不明	成人
6号墓	1	不明	成人
壁際	1	男	壮年
試掘	1	不明	成人

図版 I



(7) 遺跡一覧・遺跡分布図

文京区の遺跡一覧

番号	遺跡名	所在地	種 別	時 代
1	大塚	大塚一丁目	集落 屋敷	縄 古 近
2	大塚古墳	大塚一丁目 (貞静学園)	古墳 (円墳?)	古 ?
3	大塚三丁目	大塚三丁目	包蔵地 貝塚 (自然貝層?) 屋敷 その他 (村)	縄 古 中 近
4	護国寺境内	大塚五丁目	包蔵地 社寺	縄 近
5	高田老松町	関口三丁目	包蔵地	縄
6		小日向一丁目	包蔵地	縄
7	小日向二丁目東	小日向二丁目	包蔵地 集落 屋敷	旧 縄 古 近
8		小日向四丁目	貝塚	縄
9	北野神社	春日一丁目	包蔵地	弥 近
10	春日二丁目	春日二丁目	包蔵地 屋敷	弥 近
11	伝通院裏貝塚	小石川三丁目	包蔵地 集落 貝塚? 社寺 屋敷	縄 弥 古 近
12	久堅町	小石川四丁目	貝塚 屋敷	縄 近
13	曙町古墳	本駒込一丁目	古墳 (円墳)	古
14	動坂	本駒込三・四丁目	包蔵地 集落 貝塚 屋敷 ※都史 - 動坂遺跡 (S51.1.16)	旧 縄 弥 近
15	富士神社古墳	本駒込五丁目	古墳 (前方後円墳)	古
16	上富士前町	本駒込五・六丁目	包蔵地 集落	縄 弥 古 奈 平 近
17	丸山新町	白山一丁目	包蔵地 屋敷	縄 近
18	指ヶ谷町	白山二丁目	包蔵地 屋敷	縄 弥 近
19	戸崎町	白山二丁目	包蔵地 屋敷	縄 近
20	御殿町古墳	白山二丁目	古墳 (円墳?)	古
21	小石川植物園内貝塚・原町	白山三・四丁目	包蔵地 集落 貝塚 屋敷	旧 縄 近
22	原町貝塚	白山四丁目	貝塚 屋敷	縄 近
23	白山神社古墳	白山五丁目	古墳 (円墳)	古
24	白山五丁目南	白山五丁目	包蔵地 屋敷	縄 近
25	千駄木貝塚	千駄木一丁目	集落 貝塚 その他の墓 屋敷	旧 縄 弥 近
26	林町	千石二丁目	包蔵地 集落 屋敷	旧 縄 弥 奈 近
27	駒込神明町貝塚	本駒込三～五丁目	集落 屋敷	縄 近
28	弥生町遺跡群	弥生二丁目 根津一丁目	貝塚 包蔵地	縄 弥 近
-A	弥生町貝塚	弥生二丁目	貝塚	縄 弥
-B	弥生町浅野邸貝塚	根津一丁目	貝塚	縄
-C	向ヶ岡貝塚	弥生二丁目	貝塚 ※国史 - 弥生二丁目遺跡 (S51.6.7)	縄 弥 近
-D		弥生二丁目	包蔵地	弥
31	西片二丁目	西片二丁目	包蔵地 集落 屋敷	縄 近
32	本郷元町北	本郷一丁目	包蔵地 集落 屋敷	縄 弥 近
33	弓町	本郷一丁目	包蔵地 集落 屋敷	旧 縄 弥 奈 平 中 近
34		本郷二丁目	包蔵地	近
35		本郷六丁目	包蔵地	縄
37	椿山古墳	本郷七丁目	古墳 (円墳?)	古
38	お茶の水貝塚	湯島一丁目	貝塚	縄
39		湯島一丁目	包蔵地	近
40	湯島 (切通し北) 貝塚	湯島四丁目	貝塚	縄
46	白山四丁目	白山四丁目	屋敷	近
47	本郷台遺跡群	本郷五・七丁目 弥生二丁目他	包蔵地 集落 貝塚 その他の墓 社寺 屋敷 その他 (町屋) ※国名 - 懷徳館庭園 (旧加賀藩主前田氏本郷本邸庭園) (H27.3.10)	旧 縄 弥 古 平 近
48	春日町 (小石川後楽園)	春日一丁目 後楽一丁目	包蔵地 集落 屋敷 ※国特史 特名 - 小石川後楽園 (S27.3.29)	旧 縄 弥 平 近
49		本郷一丁目	上水道	近
50		春日一丁目 (伝通院前)	包蔵地 屋敷 その他 (町屋)	旧 弥 近
51	真砂町 (真砂)	本郷四丁目	集落 屋敷	旧 縄 弥 古 奈 平 中 近
52	長光寺	関口二丁目	社寺	近
53	湯島両門町	湯島四丁目	社寺	近
54	湯島新花町	湯島二丁目	包蔵地	近
55	駒込追分町南	向丘一・二丁目	集落 屋敷 その他 (町屋・道路跡)	縄 近
56	駒込浅嘉町	本駒込一・三丁目	包蔵地 屋敷 その他 (町屋・道路跡)	旧 縄 近
57	春日町・小石川町・富坂	春日一丁目	屋敷 その他 (町屋・大下水・道路跡)	近
58	本郷元町	本郷一丁目	包蔵地 屋敷	縄 弥 古 奈 平 中 近
59	駕籠町	本駒込二丁目	包蔵地 集落 屋敷	旧 縄 奈 平 近
60	後楽一・二丁目	後楽一・二丁目	屋敷	縄 中 近
61	駒込千駄木町	千駄木二丁目	社寺	近
62	茗荷谷町	小日向四丁目	社寺?	中 近
63	菊坂町	西片一丁目 本郷五・六丁目	社寺? 屋敷 その他 (町屋)	近
64	駒込追分町	向丘一丁目	町屋	近

番号	遺跡名	所在地	種 別	時 代
65	大塚坂下町	大塚五丁目	包蔵地 社寺	縄 中 近
66	本郷台町	本郷五・六丁目	包蔵地 社寺 屋敷 その他(町屋)	縄 近
67	田町	西片一丁目	社寺 屋敷	近
68	駒込富士前町	本駒込二・三丁目	包蔵地 社寺 屋敷 その他(町屋)	縄 平 近
69	小日向台町	小日向二・三丁目	包蔵地 集落 社寺	縄 古 奈 近
70	湯島聖堂	湯島	学問所 ※国史 - 湯島聖堂 (大 11.3.8)	近
71	駒込東片町	向丘一丁目	包蔵地 屋敷	縄 近
73	小日向台町南	小日向一丁目	包蔵地 集落 その他の墓 屋敷	旧 縄 弥 奈 中 近
74	龍岡町	湯島四丁目 本郷七丁目	集落 屋敷	縄 弥 平 近
75	昌林院跡	小石川三丁目	社寺	近
76	無量院跡	小石川三丁目	その他の墓 社寺	近
77	智香寺跡・光岳寺跡	小石川五丁目	社寺	近
78	三軒町	小日向四丁目	包蔵地 屋敷	縄 近
79	湯島二丁目北	湯島二丁目	屋敷 その他(町屋)	近
80	護国寺門前町	音羽一丁目	屋敷 墓地	近
81	小石川御薬園跡	白山三・四丁目	集落 その他 ※国名・史 - 小石川植物園 (御薬園跡及び養生所跡) (H24.9.19)	縄 近
82	駒込西片町	西片二丁目	包蔵地 屋敷	旧 縄 近
83	元町	本郷一丁目	屋敷	近
84	白山御殿町	白山四丁目	集落 屋敷	縄 弥 近
85	柳沢家駒込屋敷 (六義館・六義園) 跡	本駒込六丁目	包蔵地 屋敷 庭園 ※国特名 - 六義園 (S28.3.31)	縄 奈 平 近
86	大塚町	大塚一・二丁目	包蔵地 集落 社寺 屋敷 その他(町屋)	縄 弥 近
87	森川町	本郷六丁目	屋敷	近
88	一行院跡	千石一丁目	集落 社寺 屋敷	縄 近
89	大塚窪町	大塚三丁目	包蔵地 屋敷	縄 近
90	丸山新町北	白山一丁目	包蔵地	縄 近
91	原町東	白山五丁目	包蔵地 屋敷	弥 古 近
92	駕籠町南	本駒込二丁目	包蔵地	縄 近
93-1	豊島岡墓地第1地点	大塚五丁目	屋敷	近
93-2	豊島岡墓地第2地点	大塚五丁目	包蔵地 屋敷	旧 近
94	水道二丁目	水道二丁目	屋敷	平 近
95	金富町北	春日二丁目	屋敷	縄 弥 近
96	湯島三丁目北	湯島三丁目	社寺	近
97	団子坂上	千駄木一・三・五丁目	包蔵地 集落 社寺 屋敷 その他(町屋)	旧 縄 弥 平 近
98	目白台二丁目南	目白台二丁目	屋敷	近
99	小石川二丁目北	小石川二丁目	社寺	近
101		春日二丁目	包蔵地 屋敷	弥 近
102		本駒込五丁目	包蔵地 屋敷	縄 弥 近
103	本郷一丁目南	本郷一丁目	包蔵地 集落 屋敷	旧 縄 弥 古 奈 平 近
107	小日向三丁目東	小日向三丁目	包蔵地 集落 屋敷	縄 古 奈 近
110	春日町東	本郷一丁目	屋敷	近
111	江戸城外堀跡	後楽・本郷・湯島	その他(堀)	近
112	大塚二丁目	大塚二丁目	その他(町屋)	近
113	千駄木三丁目北	千駄木三丁目	包蔵地 集落 屋敷	縄 古 中 近
114	目白台一丁目	目白台一丁目	包蔵地 屋敷	旧 縄 近
115	春日二丁目西	春日二丁目	包蔵地 集落 屋敷	旧 縄 弥 古 奈 中 近
116	西教寺	向丘二丁目	社寺	近
117	千駄木五丁目	千駄木五丁目	その他(町屋)	縄 弥 近
118	小日向一・二丁目南	小日向一・二丁目	包蔵地 集落 その他の墓 社寺 屋敷 その他 (町屋)	縄 古 奈 平 中 近
119	千石一丁目南	千石一丁目	包蔵地 屋敷	縄 近
120	千石四丁目	千石四丁目	屋敷	近
121	正念寺跡	本駒込一丁目	その他の墓	近
122	音羽二丁目	音羽二丁目	その他(町屋)	近
123	小石川植物園西	白山三丁目	包蔵地 屋敷	縄 中 近
124	水窪川跡	水道二丁目	その他(水路)	近
126	小石川植物園南	白山三丁目	包蔵地 屋敷	旧 縄 弥 中 近
127	本郷三丁目南	本郷三丁目	包蔵地 屋敷	縄 奈 平 中 近
128	本郷六丁目	本郷六丁目	屋敷	近
129	小日向一丁目東	小日向一丁目	包蔵地 集落 その他の墓 屋敷	縄 弥 古 奈 平 中 近
130	祥雲寺跡・浄福寺跡	白山二丁目	包蔵地 その他の墓 社寺	近
131	小石川三丁目東	小石川三丁目	包蔵地 集落 その他の墓 社寺 その他(町屋)	縄 弥 古 奈 近
132	本郷二丁目南	本郷二丁目	包蔵地 屋敷	近
133	本駒込六丁目北	本駒込六丁目	包蔵地 屋敷	縄 近

番号	遺跡名	所在地	種 別	時 代
134	小日向一丁目北	小日向一丁目	包蔵地 屋敷	縄 古 奈 平 近
135	円林寺跡	本駒込三丁目	包蔵地 その他の墓 社寺	
136	安藤坂下	春日一丁目	包蔵地 屋敷	近
137	目白台三丁目	目白台三丁目	包蔵地 集落	旧 奈 平 近
138	小石川一丁目	小石川一丁目	包蔵地 屋敷 その他（水田跡）	縄 弥 古 奈 平 中 近
139	春日二丁目南	春日二丁目	屋敷	近
140	小石川四丁目東	小石川四丁目	屋敷	近
141	本郷一丁目北	本郷一丁目	町屋	近
142	林町東	千石一丁目	屋敷	近
143	湯島四丁目	湯島四丁目	社寺 その他（町屋）	近
144	柳町	小石川一丁目	屋敷	中 近
145	原町西	白山四丁目	包蔵地 屋敷	縄 近
146	向丘二丁目	向丘二丁目	社寺	近
147	柳町南	小石川三丁目	その他（町屋）	近
148	神田上水白堀跡	音羽・小日向・水道・春日	その他（上水跡）	近
149	白山一丁目	白山一丁目	屋敷	近

（令和6年3月現在）

旧：旧石器時代

縄：縄文時代

弥：弥生時代

古：古墳時代

奈：奈良時代

平：平安時代

中：中世（鎌倉・室町・安土桃山時代）

近：近世（江戸時代）

※都史：都指定史跡

※都旧：都指定旧跡

※国史：国指定史跡

※国名：国指定名勝

※国名・史：国指定名勝・史跡

※国特史・特名：国指定特別史跡・特別名勝



文京区の遺跡分布図

Ⅲ 文京区内の文化財

1 文京区指定文化財 87件 令和6年3月31日現在

(1) 区指定有形文化財 (64件)

建造物 (12 件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S49.11.1	日本女子大学成瀬記念講堂 1棟	目白台2-8-1	日本女子大学
2	S49.11.1	吉祥寺経蔵 1棟	本駒込3-19-17	吉祥寺
3	S50.11.1	護国寺大師堂 1棟	大塚5-40-1	護国寺
4	S50.11.1	護国寺薬師堂 1棟	大塚5-40-1	護国寺
5	S50.11.1	護国寺惣門 1棟	大塚5-40-1	護国寺
6	S50.11.1	護国寺鐘楼 1棟 付 梵鐘 1口	大塚5-40-1	護国寺
7	S52.11.1	講安寺本堂及び庫裡 各1棟 付 文書 2	湯島4-12-13	講安寺
8	S55.11.1	西教寺表門 (朱殿門) 1棟	向丘2-1-10	西教寺
9	S57.11.1	護国寺仁王門 1棟	大塚5-40-1	護国寺
10	H19.10.1	旧成瀬仁蔵住宅 (日本女子大学成瀬記念館分館) 1棟 付 家具14点	目白台2-8-1	日本女子大学
11	H28.3.1	旧伊勢屋質店 見世・土蔵・座敷棟3棟 付 棟札 (見世) 1枚	本郷5-9-4	跡見学園
12	H29.3.1	村川家住宅5棟・2基 付 建築関係資料24点	目白台3-18-9	個人

絵画 (20 件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S49.11.1	絹本着色十六羅漢図 16幅	湯島4-1-8	麟祥院
2	S50.11.1	絹本着色亮賢僧正像 1幅	大塚5-40-1	護国寺
3	S50.11.1	絵馬 16面	大塚5-40-1	護国寺
4	S51.11.1	絹本着色隆光僧正像 1幅	大塚5-40-1	護国寺
5	S51.11.1	紙本墨画着色春日局像 1幅	大塚5-40-1	護国寺
6	S51.11.1	絹本着色高崎屋絵図 1幅	大塚5-40-1	護国寺
7	S51.11.1	絹本着色昇龍図 1幅	湯島4-1-8	麟祥院
8	S52.11.1	絹本着色大威徳明王像 1幅	湯島2-21-6	霊雲寺
9	S52.11.1	絹本着色五秘密像 1幅	湯島2-21-6	霊雲寺
10	S52.11.1	絹本着色喜寿の舞図 1幅	本郷4-9-29	文京区
11	S52.11.1	絹本着色二世牛長肖像 1幅	本郷4-9-29	文京区
12	S53.11.1	絹本着色薬師三尊像 1幅	湯島2-21-6	霊雲寺
13	S53.11.1	絹本着色不動明王二童子像 1幅	湯島2-21-6	霊雲寺
14	S53.11.1	絹本着色愛染明王像 1幅	湯島2-21-6	霊雲寺
15	S57.11.1	板絵着色野見宿禰と当麻蹶速図 額装 1面	湯島3-30-1	湯島天満宮
16	S57.11.1	板絵着色入船図 額装 1面	湯島3-30-1	湯島天満宮
17	S57.11.1	紙本墨画龍・虎図 2面 (付鷹・山水図 2面)	湯島3-30-1	湯島天満宮

18	S61.11.1	紙本墨画着色眠龍図 1幅	湯島2-21-6	霊雲寺
19	H2.11.1	絹本墨画淡彩太田備牧駒籠別荘八景十境詩画卷 2巻	本郷4-9-29	文京区
20	H13.4.1	紙本着色酒造図 長谷川雪堤筆 10幅	本郷4-9-29	文京区

彫刻 (15 件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S49.11.1	木造閻魔王坐像 1軀	小石川2-23-14	源覚寺
2	S49.11.1	木造大黒天坐像 1軀	小石川3-2-23	福聚院
3	S50.11.1	木造彩色地藏菩薩立像 1軀	大塚5-40-1	護国寺
4	S50.11.1	木造彩色不動明王像 1軀	大塚5-40-1	護国寺
5	S51.11.1	木造聖観音菩薩像 1軀	大塚5-40-1	護国寺
6	S54.11.1	木造如来形坐像 1軀	大塚5-40-1	護国寺
7	S55.11.1	木造阿弥陀如来坐像 1軀	本駒込1-8-13	仙龍寺
8	S57.11.1	木造阿弥陀如来坐像 1軀	白山2-14-6	大雲寺
9	S61.11.1	木造大日如来坐像 1軀	大塚5-40-1	護国寺
10	S62.11.1	木造阿弥陀如来坐像 1軀	向丘2-1-5	願行寺
11	H6.11.1	神楽面 16面	根津1-28-9	根津神社
12	H6.11.1	天神面 1面	湯島3-30-1	湯島天満宮
13	H25.3.1	銅造地藏菩薩立像 1軀	千駄木1-22-22	専念寺
14	R2.2.28	木造義山豪栄坐像1軀 付 旧像内納入品・木札・勾玉	湯島3-32-4	心城院
15	R5.3.1	木造阿弥陀如来立像 1軀	春日1-12-12	西岸寺

工芸品 (3 件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S50.11.1	鳩杖 (及び別製杖)	大塚5-40-1	護国寺
2	S55.11.1	神輿 3基 付 獅子 2頭	根津1-28-9	根津神社
3	S63.11.1	刺繍涅槃図 1幅	白山5-36-5	心光寺

古文書 (10 件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S49.11.1	麟祥院文書春日局書簡 2巻	湯島4-1-8	麟祥院
2	S49.11.1	徳川氏朱印状 8通	根津1-28-9	根津神社
3	S49.11.1	鐘撞料割付覚 2通	白山3-1-23	新福寺
4	S49.11.1	五葉庵記録 3点	目白台3-3-11	桂林寺
5	S50.11.1	湯島天神門前絵図 1葉	湯島3-30-1	湯島天満宮
6	S50.11.1	無量山境内大絵図及び小絵図 2舗	小石川3-14-6	伝通院
7	S51.11.1 R6.3.1 (追加指定)	護国寺日記 255冊	大塚5-40-1	護国寺
8	S51.11.1	護持院日記 690冊	大塚5-40-1	護国寺
9	S51.11.1	隆光僧正日記 20冊	大塚5-40-1	護国寺
10	R4.3.1 R6.3.1 (追加指定)	麟祥院文書 4,342点	湯島4-1-8	麟祥院

歴史資料 (4 件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	H26.3.1	徳川斉脩の漢詩碑 1基	大塚3-29-1	筑波大学
2	H26.3.1	向岡記碑 1基	弥生2-11-16	東京大学
3	H27.2.27	安政年代駒込富士神社 周辺之図及び図説 3巻	本郷4-9-29	文京区
4	H31.3.1	備後国福山藩主 阿部家資料 534点	本郷4-9-29	文京区

(2) 区指定有形民俗文化財 (5件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S49.11.1	音羽講中庚申塔 1基	大塚5-40-1	護国寺
2	S49.11.1 H30.3.1 (追加指定)	徳川家宣胞衣塚 1基 付 胞衣塚碑 1基	根津1-28-9	根津神社
3	S60.11.1	奇縁水人石 1基	湯島3-30-1	湯島天満宮
4	H18.11.1	富士講関係資料 22点	本郷 4-9-29	文京区・護国寺
5	H23.3.1	庚申待百万遍講中 庚申塔 1基	向丘2-38-22	光源寺

(3) 区指定無形民俗文化財 (1 件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	H6.11.1	三座の舞	根津1-28-9	三座ノ舞 保存会

(4) 区指定史跡 (16件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S49.11.1	美幾女墓	白山2-9-12	念速寺
2	S49.11.1	大田南畝墓	白山4-34-7	本念寺
3	S49.11.1	滝沢馬琴墓	小日向4-9-5	深光寺
4	S49.11.1	樋口一葉終焉の地	西片1-17-8	KS-ビルディング
5	S49.11.1	緒方洪庵墓	向丘2-37-5	高林寺
6	S51.11.1	神田上水取水口大洗 堰跡	関口1 (大滝橋付近)	
7	S51.11.1	追分一里塚跡	向丘1-1	
8	S57.11.1	夏目漱石旧居跡	向丘2-20-7	日本医科大学
9	S58.11.1	駒込土物店跡	本駒込1-6-16付近	
10	S60.11.1	コンドル墓	大塚5-40-1	護国寺
11	H1.11.1	身禄行者墓	向丘2-25-10	海蔵寺
12	H1.11.1	於大墓	小石川3-14-6	伝通院
13	H1.11.1	千姫墓	小石川3-14-6	伝通院
14	H1.11.1	孝子墓	小石川3-14-6	伝通院
15	H1.11.1	春日局墓	湯島4-1-8	麟祥院
16	H26.3.1	徳川慶喜終焉の地	春日2-8-9	国際仏教学院

(5) 区指定天然記念物 (1 件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	H25.3.1	善光寺坂のムクノキ	小石川3-17	文京区

2 国指定文化財 18 件 令和6年3月31日現在

(※個人所有及び絵画・彫刻・刀剣等の美術品、典籍等を除く)

(1) 重要文化財 (建造物) (6件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S6.1.19	護国寺本堂	大塚5-40-1	護国寺
2	S6.1.19	護国寺月光殿 (旧日光院客殿)	大塚5-40-1	護国寺
3	S6.12.14	旧加賀屋敷御守殿門 (赤門) 1棟	本郷7-3-1	東京大学

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
4	S6.12.14 但し西門、 透塀、楼門 S31.6.28	根津神社 本殿、幣殿、拝殿 (附/銅 灯籠2基 S31.6.28)、 唐門、西門、透塀、楼門 計7棟	根津1-28-9	根津神社
5	S45.6.17	旧東京医学校本館 1棟	白山3-7-1 小石川植物園内	東京大学
6	H17.12.27	旧磯野家住宅 主屋、表門 計2棟	小石川5-19-4	公益財団法人 大谷美術館

(2) 美術工芸品 (絵画・歴史資料) (2件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	H19.6.8	騎龍観音 〈原田直次郎筆 一八九〇年/油絵 麻布〉	千代田区北の丸 公園3-1	護国寺
2	S25.6.19	東京大学史関係資料	本郷7-3-1	東京大学

(3) 美術工芸品 (考古資料) (1 件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S50.6.12	本郷弥生町出土 壺形土器	本郷7-3-1	東京大学

(4) 重要無形文化財 (1 件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	人名 (芸・雅号名)
1	R5.10.18	宮蘭節三味線	文京区	山田和代 (宮蘭千佳 寿弥)

(5) 特別史跡及び特別名勝 (1 件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S27.3.29	小石川後楽園	後楽1-6-6	東京都

(6) 特別名勝 (1 件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S28.3.31	六義園	本駒込6-16-3	東京都

(7) 名勝及び史跡 (1 件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	H24.9.19	小石川植物園 (御薬 園跡及び養生所跡)	白山3-7-1	東京大学

(8) 史跡 (4件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	T10.3.3	大塚先儒墓所	大塚5-23-1	東京都
2	T11.3.8	湯島聖堂	湯島1-4-25	公益財団法人 斯文会
3	S18.5.1	高島秋帆墓	向丘1-11-3 (大円寺)	(大円寺)
4	S51.6.7	弥生二丁目遺跡	弥生2-11 (東京大学構内)	(東京大学)

(9) 名勝 (1 件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	H27.3.10	懷徳館庭園 (旧加賀藩 主前田氏本郷本邸庭 園)	本郷7-3-1	東京大学

3 都指定文化財 33 件 令和6年3月31日現在

(1) 都指定有形文化財(建造物)(4件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S39.4.28	半床庵 1棟	千駄木3-13-13	(公財)官休庵 東京支部
2	S45.8.3	湯島天満宮表鳥居 1基	湯島3-30-1	湯島天満宮
3	H6.3.22	求道会館 1棟	本郷6-20-5	(宗)求道会
4	H10.3.13	旧細川侯爵邸 (和敬塾本館) 1棟	目白台1-21-2	(公財)和敬塾

(2) 都指定有形文化財(絵画)(1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	R6.3.26	絹本着色五百羅漢図 兆溪元明筆 30幅	大塚5-10-1	護国寺

(3) 都指定有形文化財(考古資料)(1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S53.3.16	動坂遺跡出土品	本郷4-9-29	文京区 教育委員会

(4) 都指定有形文化財(古文書)(1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S52.4.5	上水記 11冊 附収納箱 一式	本郷2-7-1	東京都 (水道局)

(5) 都指定無形民俗文化財(民俗芸能)(1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S55.2.21	江戸の太神楽	文京区	江戸太神 楽保存会

(6) 都指定史跡(7件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S9.5.16	西村茂樹墓	千駄木5-38-3	個人
2	S25.9.19	徳田秋声旧宅	本郷6-6-9	個人
3	S27.11.3	井上哲次郎宅跡	小石川3-20-11	文京区
4	S27.11.3	駒込名主屋敷	本駒込3-40-3	個人
5	S31.3.3	安井息軒墓	千駄木5-38-3	個人
6	S39.4.28	原氏墓所	本駒込3-19-4	洞泉寺
7	S51.1.16	動坂遺跡	本駒込3-18-4	文京区・ 東京都

(7) 都指定旧跡(17件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	T7.4.	同人社の跡	水道1-2-8付近	
2	T7.4.	切支丹屋敷跡	小日向1-24付近	
3	T7.4.	養育院跡	大塚4-24付近	
4	T8.10.	御茶の水	本郷3-1付近	
5	T11.6	近藤重蔵墓	向丘1-13-8	西善寺
6	T14.1	亮賢僧正墓	大塚5-40-1	護国寺
7	S4.5	平野金華墓	向丘2-38-3	蓮光寺
8	S12.9.22	朱舜水記念碑	弥生1-1	東京大学
9	S13.8	滝亭鯉丈墓	小日向1-4-11	称名寺
10	S14.12.2	沢宜嘉墓	小石川3-14-6	伝通院 (管理者)
11	S15.2	三条実美墓	大塚5-40-1	護国寺
12	S16.11	藤田東湖護母致命の処	後楽1-3-40付近	
13	S18.3.16	最上徳内墓	向丘2-38-3	個人
14	S25.9.9	森鷗外遺跡	千駄木1-23-4	文京区
15	S27.4.1	徳本行者墓	千石1-14-11	一行院
16	S27.11.3	幸田露伴宅跡	小石川3-17-16	個人
17	S27.11.3	石川啄木終焉の地	小石川5-11-7	個人

(8) 都指定名勝(1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	H10.3.13	旧安田楠雄邸庭園	千駄木5-20-18	(公財)日本ナショ ナルトラスト

4 国登録有形文化財(建造物) 55棟、3基、1対

令和6年3月31日現在

No.	指 定 年月日	名 称	所在地
1	H8.12.20	東京大学大講堂(安田講堂)1棟	本郷7-3-1
2	H10.9.2	弥生正緑館(渋谷家住宅洋館) 主屋 1棟	弥生1-2-3
3		弥生正緑館(渋谷家住宅洋館) 庭門 1棟	
4	H10.9.2	新町館(三宅家住宅) 1棟	白山1-29-5
5	H10.9.2	さかえビル 1棟	本郷3-38-10
6	H10.9.2	平野家住宅主屋 1棟	西片2-9-12
7		平野家住宅洋館 1棟	
8		平野家住宅蔵 1棟	
9		平野家住宅茶室 1棟	
10		平野家住宅門 1棟	
11		平野家住宅茶室門 1棟	
12	H10.9.2	橋本家住宅 1棟	西片2-8-11
13	H10.10.9	東京大学本郷正門及び門衛所 1棟	本郷7-3-1
14		東京大学工学部1号館 1棟	
15		東京大学法文1号館 1棟	
16		東京大学法文2号館 1棟	
17		東京大学法学部3号館 1棟	
18		東京大学工学部列品館 1棟	
19	H10.12.11	日本基督教団本郷中央教会 1棟	本郷3-37-9
20	H10.12.11	金澤家住宅主屋 1棟	西片2-2-7
21		金澤家住宅洋館 1棟	
22		金澤家住宅門及び塀 1棟	

No.	指 定 年月日	名 称	所在地
23	H11.8.23	はん亭 1棟	根津2-12-15
24	H12.9.26	鳳明館本館 1棟	本郷5-10-5
25	H13.8.28	日本基督教団根津教会 1棟	根津1-19-6
26		日本基督教団根津教会門及び塀 1基	
27	H13.10.12	島蘭家住宅主屋 1棟	千駄木3-3-3
28	H14.6.25	棚澤書店 1棟	本郷6-18-12
29	H15.3.18	椿山荘三重塔 1棟	関口2-10-8
30	H15.3.18	瀬川家住宅(旧古市家住宅) 主屋 1棟	本郷2-35-10
31		瀬川家住宅(旧古市家住宅) 蔵 1棟	
32	H15.3.18	進開屋 1棟	千石2-30-6
33	H15.9.19	伊勢五主屋 1棟	千石3-38-9
34		伊勢五蔵 1棟	
35	H16.2.17	椿山荘残月 1棟	関口2-10-8
36	H16.6.9	日本聖公会東京教区東京諸聖徒 教会礼拝堂 1棟	千石2-18-4
37	H17.2.9	芦葉家住宅倉庫 1棟	千駄木3-9-1
38		芦葉家住宅門 1対	
39	H20.3.7	お茶の水女子大学本館 1棟	大塚2-1-1
40		お茶の水女子大学講堂 1棟	
41		お茶の水女子大学附属幼稚園 園舎 1棟	
42		お茶の水女子大学表門 1基	
43	H22.4.28	田口家住宅主屋 1棟	西片2-10-14
44	H22.9.10	東京大学野球場観覧席・ダッグアウト 及びフェンス 1棟	弥生1-1-1
45	H26.4.25	旧弘田家住宅主屋 1棟	弥生2-16-11
46		旧弘田家住宅門柱及び塀 1棟	
47	H28.8.1	森博士の家 1棟	本駒込1-14-6
48	H29.6.28	山崎家住宅主屋 1棟	小石川5-19-29
49	H30.5.10	山脇家住宅主屋 1棟	千駄木3-7-11
50		山脇家住宅表門及び塀 1棟	
51	R3.10.14	今井家住宅蔵 1棟	西片2-10-11
52	R3.10.14	日本基督教団弓町本郷教会 1棟	本郷2-35-14
53	R5.2.27	エチソウビル 1棟	本郷2-39-7
54	R5.8.7	高木家住宅離れ 1棟	本駒込3-40-3
55		高木家住宅洋館 1棟	
56	R6.3.6	東京地下鉄丸ノ内線御茶ノ水橋梁 1基	湯島1-4地先
57	R6.3.6	東京地下鉄丸ノ内線御茶ノ水駅出入口 上家 1棟	湯島1-5-8
58	R6.3.6	梅村家住宅(旧山崎家住宅) 主屋 1棟	西片1-1-8
59		梅村家住宅(旧山崎家住宅) 門 1棟	

IV 図書寄贈者一覧

寄贈機関・団体(東京都)

(五十音順・敬称略)

青山学院大学文学部史学科研究室 浅野伸子・村川夏子 足立区教育委員会 足立区地域のちから推進部
荒川区地域文化スポーツ部 板橋区教育委員会 板橋区立郷土資料館 (一財) 調布市武者小路実篤記念館
(一社) 東京都地質調査業協会 稲城市教育委員会 江戸川区教育委員会 大田区教育委員会大田図書館
葛飾区教育委員会 加藤建設株式会社 株式会社アーキジオ 株式会社アート 株式会社イビソク
株式会社コクドリサーチ 株式会社島田組 株式会社四門 株式会社 CEL 株式会社東京航業研究所
株式会社パスコ 株式会社武蔵文化財研究所 観光考古学会 北区教育委員会 清瀬市郷土博物館
清瀬市経営政策部 (公財) 斯文会 (公社) 日本文化財保護協会 江東区地域振興部 小金井市教育委員会
小金井市生涯学習部 國學院大學博物館 国際文化財株式会社 国分寺市教育委員会 品川区教育委員会 昭和館
新宿区文化観光産業部 杉並区教育委員会 墨田区教育委員会 世田谷区教育委員会
大成エンジニアリング株式会社 台東区教育委員会 谷川章雄 中央区教育委員会 調布市郷土博物館
千代田区地域振興部 テイケイトレード株式会社 東京学芸大学考古学研究室 東京大学埋蔵文化財調査室
東京都江戸東京博物館 東京都教育庁地域教育支援部 東京都埋蔵文化財センター トキオ文化財株式会社
(特非) 井草文化財研究所 (特非) としま遺跡調査会 (独) 国立印刷局お札と切手の博物館
(独) 国立公文書館 豊島区立郷土資料館 中野区区民部 新島村博物館 日本大学史学会 練馬区地域文化部
練馬区立石神井公園ふるさと文化館 パリノ・サーヴェイ株式会社 東久留米市教育委員会 日の出町教育委員会
府中市教育委員会 府中市郷土の森博物館 府中市文化スポーツ部 文京ふるさと歴史館 町田市教育委員会
三鷹市スポーツと文化部 港区教育委員会 港区立郷土歴史館 (有) 吾妻考古学研究所

寄贈機関・団体(東京都以外)

(五十音順・敬称略)

伊賀市教育委員会 生田建設株式会社 石岡市教育委員会 伊丹市 市川市教育委員会
(一財) 緒方洪庵記念財団 いわき市教育委員会 大手前大学史学研究所 岡谷市教育委員会 春日部市教育委員会
金沢市 金沢大学資料館 株式会社玉川文化財研究所 株式会社中野技術 鎌ヶ谷市教育委員会
上峰町教育委員会 唐津市教育委員会 川口市教育委員会 木更津市教育委員会 北上市教育委員会
九州大学大学院人文科学研究院考古学研究室 九州大学埋蔵文化財調査室 京都市文化市民局
(公財) 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター (公財) 印旛郡市文化財センター (公財) かながわ考古学財団
(公財) 元興寺文化財研究所 (公財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター (公財) 瀬戸市文化振興財団
(公財) 土岐市文化振興事業団 (公財) 北海道埋蔵文化財センター (公財) 八尾市文化財調査研究会
(公財) 山口県ひとづくり財団山口県埋蔵文化財センター (公財) 横浜市ふるさと歴史財団 桜井市教育委員会
寒川町教育委員会 静岡市埋蔵文化財センター 高槻市街にぎわい部 高槻市立埋蔵文化財調査センター
千曲市教育委員会 鶴ヶ島市遺跡調査会 東北芸術工科大学芸術学部 富山県埋蔵文化財センター
豊橋市教育委員会 名古屋城調査研究センター 習志野市教育委員会 奈良大学文学部 檜葉町教育委員会
飯能市教育委員会 飛騨市教育委員会 広野町教育委員会 福井市教育委員会 藤岡市教育委員会
藤沢市生涯学習部 富士見市遺跡調査会 富士見市教育委員会 船橋市遺跡調査会 船橋市教育委員会
船橋市飛ノ台史跡公園博物館 瑞浪市教育委員会 美浦村教育委員会 睦合文化財株式会社
茂原市立美術館・郷土資料館 八街市教育委員会 (有) 楽浪文化財修理所 横浜市教育委員会
四街道市教育委員会 寄居町教育委員会 和光市教育委員会

V 条例・基準・取扱要綱

1 文京区文化財保護条例

平成四年三月三十一日

条例第二十八号

東京都文京区文化財保護条例（昭和四十八年三月文京区条例第七号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 区指定文化財（第四条・第五条）

第三章 文化財の保護等（第六条—第十一条）

第四章 管理者の管理義務等（第十二条—第十七条）

第五章 文化財保護審議会（第十八条—第二十五条）

第六章 雑則（第二十六条—第二十八条）

付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、文京区（以下「区」という。）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて区民の文化向上に資するとともに、郷土文化の振興と発展に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

二 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの

三 有形民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及び民俗芸能に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

四 無形民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及び民俗芸能で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

五 史跡 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの

六 名勝 庭園、橋りょうその他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの

七 天然記念物 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの

（区等の責務）

第三条 区は、文化財が郷土の歴史、文化等の正しい理

解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを深く認識し、文化財の保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 区民は、文化財の保護に努めるとともに、区がこの条例の目的を達成するために行う施策に誠実に協力しなければならない。

3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が郷土にとって貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、文化的活用を努めなければならない。

4 文化財の所有者等以外の者で、文化財の保存に影響のある行為をしようとするものは、文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が文化財の保存に対し行う助言又は指導を尊重しなければならない。

5 教育委員会は、教育活動及び広報活動を通じて、文化財保護に関する知識の普及及び意識の高揚に努めるとともに、文化財の研究及び保護を行う自主的活動並びに地域文化活動の育成に努めなければならない。

6 教育委員会は、文化財について調査し、その所在及び保存状況を明らかにするよう努めなければならない。

7 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 区指定文化財

（指定）

第四条 教育委員会は、第二条に掲げるもののうち、区の区域内に存する文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）及び東京都文化財保護条例（昭和五十一年東京都条例第二十五号。以下「都条例」という。）の規定による指定を受けた文化財を除く。）で、区にとって特に重要なものを次の各号の文京区指定文化財（以下「区指定文化財」という。）に指定することができる。

一 文京区指定有形文化財

二 文京区指定無形文化財

三 文京区指定有形民俗文化財

四 文京区指定無形民俗文化財

五 文京区指定史跡

六 文京区指定名勝

七 文京区指定天然記念物

2 教育委員会は、前項第一号、第三号及び第五号から第七号までの文化財（以下「区指定有形文化財等」という。）を指定するに当たっては、当該区指定有形文化財等の所有者及びその権原に基づく占有者がある場合はその占有者（以下「所有者等」という。）に同意を

得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。

- 3 教育委員会は、第一項第二号及び第四号の文化財（以下「区指定無形文化財等」という。）を指定するに当たっては、当該区指定無形文化財等の保持に当たっている者又は団体の同意を得て、それらのものを当該区指定無形文化財等の保持者又は保持団体（以下「保持者等」という。）として認定しなければならない。
 - 4 教育委員会は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を告示し、所有者等又は保持者等（以下「管理者」という。）に通知するとともに、管理者に指定書又は認定書を交付しなければならない。
 - 5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示のあった日からその効力を生ずる。
 - 6 教育委員会は、区指定無形文化財等の指定をした後においても、当該区指定無形文化財等の保持者等として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者等として追加認定することができる。
 - 7 前項による追加認定には、第四項及び第五項の規定を準用する。
- （解除）

第五条 教育委員会は、区指定文化財が区指定文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、前条第一項の規定による指定を解除することができる。

- 2 区指定文化財が法又は都条例の規定による指定を受けたときは、前条第一項による指定は、解除されたものとする。
- 3 教育委員会は、区指定無形文化財等の保持者が心身の故障により保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の事由があるときは、前条第三項又は第六項の規定による認定を解除することができる。
- 4 区指定無形文化財等の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したときは、保持者等の認定は解除されたものとする。
- 5 教育委員会は、前各項の規定による指定又は認定の解除をしたときは、その旨を告示し、管理者に通知しなければならない。
- 6 管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに指定書又は認定書を教育委員会に返付しなければならない。
- 7 第一項及び第三項の規定による指定又は認定の解除は、第五項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

第三章 文化財の保護等

（保存地域の指定）

第六条 教育委員会は、区指定文化財保存のため必要があると認めるときは、その管理者の同意を得て、地域を指定して一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

（管理等に関する勧告等）

第七条 教育委員会は、区指定文化財の管理等に関して必要と認めるときは、その管理等について勧告又は助言をすることができる。

（報告及び立入調査）

第八条 教育委員会は、必要があると認めるときは、管理者に対し区指定文化財の管理等若しくは公開につき報告を求め、又は立入調査の承諾を求めることができる。

（補助金の交付等）

第九条 区は、区指定文化財その他の文化財の管理者に対して、管理若しくは修理又はその保存につき多額の経費が必要と認められる場合その他特別の事情があるときは、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理若しくは修理又はその保存に関し必要な事項を指示することができる。

（奨励金の交付）

第十条 区は、文化財の保護を奨励するため、区指定文化財の管理者に対して、予算の範囲内で奨励金を交付することができる。

（補助金の返還等）

第十一条 区は、第九条の規定による補助金の交付を受ける管理者が、次の各号の一に該当するに至った場合、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該管理者に対し既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- 一 管理等に関し、この条例又は教育委員会規則に違反したとき。
- 二 補助金交付の条件に従わなかったとき。
- 三 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- 四 不正の手續により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

2 前条の規定による奨励金については、前項の規定を準用する。

第四章 管理者の管理義務等

（管理者の管理義務及び管理責任者の選任）

第十二条 区指定文化財の管理者は、この条例並びに別に定める教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、当該区指定文化財の管理をしなければならない。

2 区指定文化財の管理者は、特別の事由があるときは、自己に代わり当該区指定文化財の管理に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 管理者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

（届出事項）

第十三条 区指定有形文化財等の所有者等は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- 一 区指定有形文化財等について所有権その他の財産権に異動を生じたとき。
- 二 区指定有形文化財等が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗難にあったとき。
- 三 区指定有形文化財等の所在地を変更しようとするとき。
- 四 所有者等が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 五 区指定有形文化財等の保存の方法を変更しようとするとき。
- 六 区指定有形文化財等を修理し、又は復旧しようとするとき。

2 区指定無形文化財等の保持者等又はその関係者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- 一 区指定無形文化財等の保持者が氏名、芸名若しくは雅号又は住所を変更したとき。
 - 二 区指定無形文化財等の保持団体が名称若しくは事務所の所在地を変更し、又はその構成員に異動を生じたとき。
 - 三 区指定無形文化財等の保持団体の代表者に変更があつたとき。
 - 四 区指定無形文化財等の保持者に当該区指定無形文化財等の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。
 - 五 区指定無形文化財等の保持者が死亡したとき。
 - 六 区指定無形文化財等の保持団体が解散したとき。
- (現状変更等の協議)

第十四条 区指定有形文化財等に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、所有者等が通常の維持の範囲又は非常災害の緊急措置により区指定有形文化財等の現状変更等を行う場合は、協議を要しない。ただし、緊急措置により現状変更等を行った場合は、事後に教育委員会に届け出なければならない。
 - 3 教育委員会は、第一項の規定による協議があつたときは、区指定有形文化財等の保存に必要な指導をすることができる。
 - 4 第一項及び前項の規定による協議が調う前に現状変更等に着手したとき又は現状変更等をしたときは、教育委員会は、当該現状変更等の中止又は現状回復を求めることができる。
- (公開)

第十五条 管理者は、その管理に係る区指定文化財について、でき得る限り公開するように努めなければならない。

- 2 教育委員会は、区指定文化財の管理者に対し、六月

以内の期間に限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、その区指定文化財の提供を求めることができる。

- 3 前項の規定による提供に要する費用は、区の負担とする。
 - 4 第二項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該区指定文化財が損傷し、又は滅失したときは、区は、管理者に対し通常生ずべき損失を補償する。ただし、管理者の責めに帰すべき事由又は天災等により、損傷し、又は滅失した場合は、この限りでない。
- (有償譲渡の場合の届出等)

第十六条 区指定有形文化財等の所有者等は、当該区指定有形文化財等を有償で譲渡しようとする場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

- 2 所有者等が、補助金の交付を受けた区指定有形文化財等を他人に有償で譲り渡した場合は、当該補助金から補助による管理等が行われた以後管理等のために自己の費した金額を控除して得た金額を区に納付しなければならない。ただし、区指定有形文化財等を区に譲り渡した場合その他特別の事情があるときは、区は、納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 3 前項に規定する当該補助金とは、補助金の額を、その区指定有形文化財等につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、その耐用年数から管理等を行った日以後有償譲渡の日までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額をいう。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第十七条 区指定有形文化財等の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該区指定有形文化財等に関し、この条例に基づいて行う教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者等は、当該区指定有形文化財等の引渡しと同時にその指定書を新所有者等に引き渡さなければならない。

第五章 文化財保護審議会

(設置)

第十八条 教育委員会に文京区文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第十九条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保護及び文化財保護活動の育成に関する重要事項を調査審議し、これらの事項について教育委員会に建議する。

(審議会への諮問)

第二十条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- 一 区指定文化財としての指定及びその指定の解除
- 二 区指定無形文化財等の保持者等の認定及びその

認定の解除

三 保存地域の指定及びその指定の解除

四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
(組織)

第二十一条 審議会は、文化財に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する委員十人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第二十二条 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第二十三条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十四条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第二十五条 専門的事項を調査研究するため、審議会に部会を置くことができる。

第六章 雑則

(文化財調査員)

第二十六条 文化財について、その所在及び保存状況を調査するとともに、文化財保護のための指導等を行うため、教育委員会に文京区文化財調査員を置く。

2 文京区文化財調査員は、非常勤とする。

(標識等の設置)

第二十七条 教育委員会は、管理者の同意を得て、区指定文化財の保存に必要な標識その他の施設を設置し、管理者に管理させることができる。

(委任)

第二十八条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都文京区文化財保護条例第四条の規定により指定されている区指定文化財は、この条例第四条の規定による区指定文化財として指定されたものとみなす。

2 文京区文化財指定基準

昭和五十四年四月二日

文教委告示第一号

改正 平成四年四月一日文教委告示第一一〇号

東京都文京区文化財指定基準（昭和四十八年四月文京区教育委員会告示第八号）の全部を次のように改正する。

文京区文化財指定基準

文京区文化財保護条例（平成四年三月文京区条例第二十八号）第四条第一項の規定に基づき、文京区教育委員会が行う文化財の指定は、この文京区文化財指定基準により行う。

第一 区指定有形文化財

一 建造物

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（石塔、鳥居等）の建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で、建築的技法になるもののうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 意匠的又は技術的に優秀なもの

イ 歴史的又は学術的価値の高いもの

ウ 流派的又は地域的特色において顕著なもの

二 絵画、彫刻、工芸品

(一) 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの

(二) 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要と認められるもの

(三) 題材、品質、形状、形態又は技法等の点で特色があり、意義の深いもの

(四) 流派的又は地域的特色において顕著なもの

三 書跡・典籍

(一) 書跡類のうち書道史上重要と認められるもの

(二) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で文化史上重要と認められるもの

(三) 典籍類のうち版本類（版木を含む。）は、印刷史上重要と認められるもの

(四) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

(五) 書跡類、典籍類で流派的又は地域的特色において顕著なもの

四 古文書

(一) 古文書類のうち歴史上重要と認められるもの

(二) 日記、記録類（絵図又は系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上重要と認められるもの

(三) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの

(四) 古文書類、日記、記録類等で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

(五) 近世及び近代の古文書、日記、記録類等で

町村制度、年貢、土地、諸産業、工事、支配、戸口、交通、交易、宗教、凶災、教育、文化等に係るもので、地域的又は学術的価値の高いもの

五 考古資料

各時代の遺物で学術的価値の高いもの又は区の歴史上重要と認められるもの

六 歴史資料

- (一) 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの
- (二) 歴史上重要な人物に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの
- (三) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、地域的又は学術的価値の高いもの

第二 区指定無形文化財

一 芸能

- (一) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 芸術上価値の高いもの
 - イ 芸術史上重要な地位を占めるもの
 - ウ 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、流派的又は地域的に特色があるもの
- (二) (一)の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

二 工芸技術

- 陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 芸術上価値の高いもの
 - イ 工芸史上重要な地位を占めるもの
 - ウ 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地域的特色が顕著なもの

第三 区指定有形民俗文化財

- (一) 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において、区民の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - ア 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
 - イ 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等
 - ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟、車、飛脚用具等
 - エ 交易に用いられるもの 例えば、計算用具、計量具、看板、鑑札、店舗等
 - オ 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
 - カ 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、若者宿等
 - キ 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、歴類、卜占用具、医療用具、教育施設等

- ク 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- ケ 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- コ 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節句用具、盆用具等

- (二) (一)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が次のアからオまでのいずれかに該当し、区民の生活文化を知る上で重要と認められるもの

- ア 歴史的変遷を示すもの
- イ 時代的特色を示すもの
- ウ 地域的特色を示すもの
- エ 生活階層の特色を示すもの
- オ 職能の様相を示すもの

第四 区指定無形民俗文化財

- (一) 風俗慣習のうち次のア又はイのいずれかに該当し、重要と認められるもの
 - ア 由来、内容等において区民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で、芸能の基盤を示すもの
- (二) 民俗芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、重要と認められるもの
 - ア 芸能の発生又は成立を示すもの
 - イ 芸能の変遷の過程を示すもの
 - ウ 地域的特色を示すもの

第五 区指定史跡

次に掲げる遺跡のうち歴史の正しい理解のため重要なもの

- ア 集落関係遺跡（住居跡、貝、石器製造跡、配石遺構等）、生産関係遺跡（条里跡、窯業遺跡、製鉄遺跡等）、埋葬関係遺跡（方形周溝墓、古墳、横穴等）等
- イ 国郡庁跡、役所跡、城館跡、防塁、古戦場その他政治、軍事に関する遺跡
- ウ 社寺等の跡又は旧域、経塚、修法壇、十三塚、磨崖仏その他祭祀、信仰に関する遺跡
- エ 屋敷跡（大名屋敷、旗本屋敷、代官屋敷、名主屋敷等の跡）、町屋跡、居宅跡等
- オ 聖廟、郷学、私塾、学校、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- カ 葉園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
- キ 街道、関跡、関所跡、番所跡、木戸跡、一里塚、宿場跡、渡舟場跡、堤防、牧跡、猪垣、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
- ク 墓並びに碑
- ケ 由緒ある旧宅、園池、井泉、樹木等
- コ 外国及び外国人に関する遺跡
- サ 著名な伝説地及び特に由緒ある地域

第六 区指定名勝

次に掲げるもののうち風致景観の優秀なもので古くから名所として知られているもの又は芸術的若しく

は学術的価値の高いもの

ア 公園、庭園等

イ 橋梁、築庭等

ウ 花樹、草花、紅葉等の叢生する場所

エ 鳥、獣、魚、虫等の生息する場所

オ 岩石、洞穴

カ 峡谷

キ 湖沼、湿原、浮島、湧泉

ク 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼

ケ 火山、温泉

コ 山岳、丘陵、高原、平原、河川

サ 展望地点

第七 区指定天然記念物

一 動物

次に掲げる動物のうち学術上貴重で、区の自然を記念するもの

ア 日本特有の動物で著名なもの及びその生息地

イ 学術上保存を必要とするもの及びその生息地

ウ 自然環境における特有の動物又は動物群聚

エ 特に貴重な動物の標本

二 植物

次に掲げる植物のうち学術上貴重で、区の自然を記念するもの

ア 名木、巨樹、老樹、畸形樹、栽培植物の原木、並木、杜叢

イ 代表的な原始林、稀有の森林植物相

ウ 池泉、温泉、湖沼、河、海等の水草類、藻類、鮮苔類、微生物等の生ずる地域

エ 代表的な植物帯及び特異地域の植物群落

オ 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

カ 植物分布の顕著な限界地

キ 栽培植物の顕著な自生地

ク 稀有又は絶滅の恐れがある植物の自生地

三 地質鉱物

次に掲げる地質鉱物のうち学術上貴重で区の自然を記念するもの

ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態

イ 地質の整合及び不整合

ウ 地層の褶曲及び衝上

エ 地震断層など地塊運動に関する現象

オ 洞穴

カ 岩石の組織

キ 温泉及びその沈澱物

ク 風化及び侵蝕による地質現象

ケ 生物の働きによる地質現象

コ 硫気孔及び火山活動によるもの

サ 氷雪霜の営力による現象

シ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

四 天然保護区域

保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

3 文京区埋蔵文化財取扱要綱

平成 17 年 5 月 26 日

17 文教生文第 114 号

教育長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく、埋蔵文化財に関する事務を円滑に実施することにより、文京区内における文化財の保存及び活用を図るとともに、区民の文化の向上と発展に貢献することを目的とする。

(対象)

第 2 条 文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が埋蔵文化財の発掘調査対象とするものは、次の各号のとおりとする。

(1) 原始・古代から近世までに属する遺跡とする。

(2) 近代・現代に属する遺跡は、地域の歴史の理解に欠くことのできない遺跡等特に定めるものは対象とすることができる。

(試掘調査の実施等)

第 3 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する土地（以下「対象地」という。）において開発しようとする者（以下「開発者」という。）に対して、試掘調査の実施を指導するものとする。

(1) 文化財保護法第 93 条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地内の土地

(2) 対象敷地面積が 1,000㎡以上の土地

(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地に近接（10 m 以内）している土地

2 試掘調査の計画、実施に当たっては、開発しようとする者にその目的と必要性を説明し、十分な理解と協力を求めるものとする。

3 試掘調査は、対象地の総面積の概ね 5 % について実施するものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、前 3 項に規定する試掘調査に代えて工事中の立会いを行うものとする。

(1) 対象地が狭小で通常の試掘調査が実施できない場合

(2) 埋蔵文化財を損壊しない範囲内で工事が計画されている場合

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、開発者に対して慎重工事を指導するものとする。

(1) 対象地においてすでに発掘調査が実施されている場合

(2) 対象地において過去の試掘調査の結果、埋蔵文化財が存在しないことが確認されている場合

(指導及び助言)

第 4 条 教育委員会は、試掘調査等により遺跡が確認された場合においては、開発者に対して埋蔵文化財保護措置のための必要な指導及び助言を行うものとする。

(発掘調査)

第 5 条 教育委員会は、文化財保護法第 93 条第 1 項、

第94条第1項、第96条第1項及び第97条第1項の規定により届出又は通知の提出があったときは、開発者と協議を行い、工事計画等を調整の上、調査の規模、期間、内容及び方法等を決定し、発掘調査の実施を指導するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定に基づく発掘調査に関する調査指導及び監督を行うものとする。

(埋蔵文化財発掘調査指導会議の設置)

第6条 教育委員会は、前条の規定に基づく発掘調査の円滑な実施に資するため、文京区埋蔵文化財発掘調査指導会議(以下「指導会議」という。)を設置することができる。

- 2 教育委員会は、指導会議に次の事項について参考意見を聴取することができる。

- (1) 特に重要な遺構・遺物の発掘・整理調査及び進捗状況
- (2) その他、発掘調査を円滑に実施するために必要な事項

- 3 指導会議の組織及び運営に関しては、教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

(出土品の取扱い)

第7条 第5条の発掘調査等による出土品の保存及び活用のための取扱基準は、教育長が別に定める

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年5月26日から施行する。

文京区文化財年報

令和5(2023)年度

令和 7 年 3月31日発行

印刷物番号 L0124077

編集・発行 文京区教育委員会
教育推進部教育総務課
〒112-8555

印刷 文京区春日一丁目16番21号
株式会社カネヨシ印刷

頒布価格 1,490円